

**令和5年6月版**

**(令和2年5月版・同3年5月版・同4年6月版追  
補)**

# **原子力損害賠償事例集**

**第2部**

**(個票：公表番号1794～1877)**

**原子力損害賠償紛争解決センター**  
**(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)**

## 1 事案の概要

公表番号	1794		
事案の概要	母ら家族と共に居住制限区域(浪江町)に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成23年3月分から平成30年3月分まで病状の重症度に応じて月額3万円から8万円増額されたほか、障害者用ベッド等の購入費用の一部や平成27年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

## 2 基本情報

申立日	R2.9.23	全部和解成立日	R3.9.30
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	22,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	3,075,000	H23.3~H30.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	705,600	H27.4-H27.7,H27.10-H27.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	11,034		※3
小計			3,813,634		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,813,634
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の5

申立人は、避難生活により精神疾患や糖尿病等の持病が悪化した上、薬の副作用も影響して体を起こす動作も不自由になったため、障害者用寝具の購入が必要であったとして〔医療カルテ、診療情報提供書、医療照会状、指定診断書、写真〕、購入費用相当額の賠償を求めた。東京電力は、申立人は原発事故の前から持病を有している上、原発事故から7年以上経過後の購入であり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、医療照会結果を踏まえ、原発事故と持病悪化との間には相当因果関係があり、障害者用寝具の購入には合理性があると認定した上、寝具の購入にかかる立証の程度を考慮して、請求額の5割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅱ②は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6Ⅰ①又は②(日常生活阻害慰謝料)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、特に高額を生

活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認めているところ（中間指針第3の2備考3ただし書）、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、避難により家族と別離したことや、持病の精神疾患や糖尿病が悪化し入退院を繰り返すなどしたことにより精神的苦痛が増大したとして、日常生活阻害慰謝料の増額賠償を求めた。東京電力は、申立人が家族と別離したのは自身の判断によるものであり、原発事故と家族別離の間に相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、申立人の病状に鑑みれば避難先の環境変化に対応するのが困難であったことを考慮して家族別離と原発事故との相当因果関係を認め、また、医療照会の結果を踏まえ、病状悪化は家族離散による孤立化が要因となっていると判断し、病状の程度に応じて、日常生活阻害慰謝料の額について平成23年分については3割、平成24年分及び平成25年分については4割、平成26年分については6割、平成27年分及び平成28年分については8割、平成29年分及び平成30年分については3割を増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体または精神の障害がある、重度または中程度の持病がある、家族の別離といった事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人は、避難生活により精神疾患等の持病が悪化し、平成26年以降、何度も入院を余儀なくされたとして〔指定診断書、通院証明書、医療費納入証明書〕、入院費、診断書取得費用及び精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、診断書取得費用については認めたが、入院費については未払分は食事代のみであるから損害がないと主張し、また、精神的損害については症状悪化が申立人の服薬・通院中断によるものであるから相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、医療照会結果から、服薬や通院の中断を踏まえても、全体として避難生活による症状悪化がみられるとして、診断書取得費用に加え、直接請求手続で賠償されていなかった期間である平成27年4月から同年11月までの入院期間について1日当たり4200円の入院慰謝料168日分を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5Ⅰは、本件事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）したことにより生じた精神的損害等を、また、中間指針第3の5Ⅱは、本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費等を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった項目（中間指針第3の3、中間指針第3の8）

申立人は、平成24年から平成25年にかけての一時立入費用及び平成23年3月以降の就労不能損害の賠償を求めたが、一時立入費用については具体的な日時の主張がなく既払額を超える損害の有無が不明であり、就労不能損害については事故前の収入に係る客観的資料が提出されない上に就労先への問い合わせも困難であったため、和解の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1795		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)所在の申立人らの自宅内にある高額家財(ピアノ、着物、箆笥、ひな人形、兜、鯉のぼり等計20点)及び農機具(トラクター)の財物損害について、写真や申立人らの説明等を踏まえ、それぞれ申立人らの主張する購入金額の2割又は東京電力の自認する額(ただし、それらの合計額から既払金20万円を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

### 2 基本情報

申立日	R3.2.5	全部和解成立日	R3.10.13
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	2,741,000		※1
全部和解	その他		20,563		※2
小計			2,761,563		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,761,563
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の10

申立人ら夫婦は、帰還困難区域(大熊町)所在の申立人らの自宅内にある家財一式及び農機具(トラクター)について、これらの価値が喪失したとして財物損害の賠償を請求した〔写真〕。東京電力は、直接請求手続において一般家財の定額賠償として595万円及び1品当たりの購入金額が30万円以上の高額家財の定額賠償として20万円の合計615万円を支払済みであり、請求対象である高額家財の一部について追加で170万円余りを賠償することは認めたものの、それ以外についてはいずれも既払額を超える損害はないなどと主張して争った。パネルは、請求対象である高額家財の一部(ピアノ、着物、箆笥、ひな人形、兜、鯉のぼり等計20点)及び農機具(トラクター)の財物損害について、当該家財等の写真や、申立人らによる購入金額や購入時期についての説明内容等を踏まえ、家財ごとに申立人らが主張する購入金額の2割又は東京電力が自認もしくは査定した額を事故発生時の時価と認定した上でこれらの価値が喪失したと認定し、それらの合計額から高額家財についての上記既払金20万円を控除した274万1000円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと

認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2

家財賠償請求に伴い発生した諸費用（使い捨てカメラ代）について、東京電力が支払うことを認め、パネルが同額の賠償を認める和解案を提示した。

### 1 事案の概要

公表番号	1796		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)において農業(ぶどう、あんず、柿等)を営む申立人の風評被害に伴う営業損害(令和2年分)について、対象となる品目の原発事故前からの販売価格の下落額を算定するに当たり、直接請求手続においては、原発事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合には、その品目について事故前に販売実績があったとしても、販売実績がないものとして市場単価に基づき事故前の単価が推計されていたところ、この算定方法を見直し、事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合でも、その品目についての事故前の別の出荷先への販売単価を事故前の単価とし、これと令和2年の販売単価との差額(下落額)に令和2年の販売数量を乗じた額(ただし、原発事故からの時間の経過を考慮し影響割合6割を乗じたもの。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

### 2 基本情報

申立日	R3.2.9	全部和解成立日	R3.10.20
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,348,854	R2.1~R2.12	※1
小計			1,348,854		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,348,854
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、自主的避難等対象区域（伊達市）において農業を営み、ぶどう、あんず及び柿の栽培をしていたところ、風評により販売価格が下落したとして、令和2年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続においては、原発事故前3年間の販売データが揃わない品目がある場合には、その揃わない品目については市場単価に基づき推計販売単価を算出した上で、事故前3年間の平均単価を算出し、これを事故前の基準単価として、その事故前の基準単価と請求対象期間の販売価格との差額を損害額とする算定方法を採用しており、申立人については、ある品目の事故前の出荷先が賠償対象期間である令和2年の出荷先と異なる場合には、事故前の販売データが揃わないものとして扱い、市場単価に基づき推計販売単価を算定していたところ、本申立てにおいても同様の算定方法により損害算定すべきと主張して争った。パネルは、事故前の出荷先と賠償対象期間である令和2年の出荷先が異なる品目についても、出荷の実績がある場合には、その実際の販売単価を用いて事故前の平均単価を算出し、これを基準単

価として算定される損害額を内容とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認め、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であって、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1797		
事案の概要	原発事故当時、福島県外に居住していたが、平成23年6月に自主的避難等対象区域(郡山市)に転居した申立人らについて、原発事故以前から転居先で一戸建て住宅を建築中であり、完成後は転居を予定していたこと等の事情を考慮し、原発事故時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、中間指針第一次追補及び平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償を認めたほか、同一戸建て住宅の除染費用、高圧洗浄機購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)オ	

### 2 基本情報

申立日	R3.4.21	全部和解成立日	R3.10.22
事故時住所	福島県外		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	500,000	H23.11	※1
全部和解	除染費用等	その他	19,460	H23.8	※1
小計			519,460		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※3
小計			120,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※3
小計			120,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H24.1～H24.8	※3
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※3
小計			520,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H24.1～H24.8	※3
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※3
小計			520,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,799,460
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、 中間指針第二次追補第4

申立人らは、原発事故当時、福島県外に居住していたが、原発事故前から郡山市に転居を予定して一戸建て住宅を建築中であり〔施工内容等を記録した現場検査チェックシート〕、平成23年6月には実際に転居したところ、基礎工事直後に原発事故が発生した影響で床下部分の放射線量が高いことが判明したため、自ら高圧洗浄業機を購入し〔インターネット通販サイトの購入履歴〕、玄関タイル等を自主除染したほか、業者に依頼して床下部分の除染作業を行い、その費用を負担した〔業者作成の放射性物質除染工事の記録書面、見積書、受注内容確認書、銀行振込の際の利用明細票〕として、除染費用相当額の賠償を請求した。東京電力は、申立人の生活の本拠が原発事故当時は福島県外にあったため、原発事故時点における生活の本拠に居住を継続することを要件とする自主的除染費用の賠償対象から外れると主張して争った。パネルは、申立人らは原発事故前から住宅の建築を始めて転居も計画しており従前から居住していた場合と同視しうること、除染内容も必要かつ合理的な範囲であることから、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人ら（A及びBは夫婦、C及びDは原発事故時18歳未満の子）は、原発事故当時、福島県外に居住していたが、原発事故前から郡山市に転居を予定して一戸建て住宅を建築中であり〔施工内容等を記録した現場検査チェックシート〕、原発事故後には実際に転居

したことを理由に、中間指針第一次追補第2に規定する自主的避難等に係る精神的損害及び生活費増加費用等の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの原発事故時の住所地は福島県外であることから、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があったとはいえず、対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人らが原発事故前から平成23年4月か5月には郡山市での生活を予定していたこと〔電話聴取事項報告書〕、予定より完成が遅れたものの平成23年6月には実際に転居し、翌月には住民登録も行ったこと〔住民票〕等から、申立人らは原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者と同等に扱うのが相当であるとして、中間指針第一次追補第2に規定する精神的損害及び生活費増加費用等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としており、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースを踏まえ、精神的損害等及び追加的費用等についての追加賠償を認めたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1798		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において農業を営む申立人らのユズに係る令和2年4月から令和3年3月までの営業損害(逸失利益)について、福島市産のユズに依然として出荷制限が課せられていることから、原発事故との相当因果関係は認めた上で、販売可能なユズの個数に関する立証の程度等を考慮し、請求額の5割の限度で賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

### 2 基本情報

申立日	R2.12.21	全部和解成立日	R3.10.27
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

### 3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		137,894	R2.4~R3.3	※1
小計			137,894		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	137,894
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第5の1

申立人らは、自主的避難等対象区域(福島市)においてユズの生産をしていたところ、原発事故による政府等の指示等により福島市産のユズが出荷制限の対象となったため、令和2年4月から令和3年3月まで(以下「本件期間」という。)に収穫したユズ〔写真〕を出荷できなかったことによる逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人らにおいて損害を回避するための対応を行ったにもかかわらず原発事故により損害の発生を余儀なくされたものとは確認できないこと、仮にそれが確認できたとしても申立人らの主張する本件期間中の収穫量や損害額の算定等に客観的合理性がないこと等を主張して争った。パネルは、ユズの出荷制限が本件期間においても継続していることから、損害の発生と原発事故との間の相当因果関係は認められるべきとしつつ、本件期間における販売可能なユズの個数に関して申立人らが提出した証拠資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの請求額の5割の損害額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の出荷、生産及び流通に関する制限等について、政府が行う指示等により、農林漁業者において、事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1799		
事案の概要	大熊町所在の工場を賃借してリネンサプライ業を営んでいた申立人(本店は千葉県)が同工場において所有し、令和元年5月に国の中間貯蔵施設整備事業に基づき損失補償を受けていた工作物等の事業用資産について、取得時の価格を基準として、各財物の使用可能期間を検討して原発事故時の残価を算定した上、過年度の逸失利益の賠償に含まれる減価償却費相当額を割合的に控除した額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

### 2 基本情報

申立日	R2.6.23	全部和解成立日	R3.10.29
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	75,326,456		※1
小計			75,326,456		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	75,326,456
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※中間指針第3の10

申立人は、大熊町所在の工場を賃借してリネンサプライ業を営んでいたところ、原発事故により同工場内に所有していた乾燥機等の事業用資産〔物件調書、償却資産台帳明細表、動産譲渡契約書、動産譲渡契約に関する覚書〕について、令和元年5月には国から中間貯蔵施設整備事業による補償を受けていたが、原発事故によりこれらの価値が喪失したとし、その損害額については、国から受けた補償額と同額を原発事故発生時点の時価相当額として算定すべきであり、これに原発事故発生日から国が補償額を算定した基準日までの経年変化による減価分を加算した額の財物賠償を求めた。東京電力は、国の補償額には移転料等の財物そのものではない補償対象も含まれているため、時価相当額は、中間指針を踏まえた東京電力の基準（賠償対象の償却資産の帳簿価額×償却資産係数）を用いて算定するのが適切とした上、過年度の逸失利益の賠償に含まれる減価償却費相当額を控除すべきと主張して争った。パネルは、実態に則して算定すべきものとし、取得時の価格を基準として各財物の実耐用年数を検討して原発事故時の残価を算定し、この価値が全て失われたとして損害額を認定した上、過年度の逸失利益の賠償に含まれる減価償却費の一部については財物賠償と重複するとして減価償却費相当額を割合的に控除した額の和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象

区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1800		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人自身が障害(身体障害等級2級)を抱えつつ、避難中に身体障害等級4級の認定を受けるに至った配偶者を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況に応じて3割から5割の増額賠償が認められたほか、避難費用及び生命・身体的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)	

## 2 基本情報

申立日	R3.2.2	全部和解成立日	R3.10.29
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	9,768	R1.9~R2.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,982,000	H23.3~H29.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	54,960	H29.6~H29.11	※3

小計 2,046,728

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,046,728
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の3

申立人は、平成25年3月から令和2年3月までの間、帰還困難区域(大熊町)に所在する自宅の防犯上の確認と墓参りのために同町に計13回立ち入った〔一時立入一覧表〕として、交通費の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第四次追補の考え方等に照らすと一時立入費用の賠償対象期間は平成30年3月までとするのが合理的であると主張して争った。パネルは、申立人が住居確保損害の賠償を受けていないこと等に鑑み避難継続中であることを認め、東京電力が直接請求手続において包括的に一時立入費用を賠償した期間より後の平成30年4月以降の2回分の交通費について実費賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

### ※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故前から両上肢機能及び両膝関節機能の著しい障害を有し身体障害等級2級の認定を受けていた〔身体障害者手帳〕ところ、避難中の平成24年5月には申立

外亡配偶者も両股関節機能の著しい障害から身体障害等級4級の認定を受け〔身体障害者手帳〕、約1年後には同等級3級の認定を受けるに至り、自ら身体障害を抱えつつ配偶者を介護しながら避難生活を送った点で精神的苦痛が大きかったとして、日常生活阻害謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において要介護者等への精神的損害の増額賠償として150万円を支払済みであり、また身体障害を有し自ら介護を受ける者である申立人が申立外亡配偶者を介護することは想定することが困難であると主張して争った。パネルは、申立人は自ら身体障害を有しており、申立外亡配偶者を介護しながら避難生活を送っていたことを認定した上で、日常生活阻害の程度が大きかったものと認め、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況に応じて、平成23年3月から平成24年2月まで3割、平成24年3月から平成29年3月（申立外配偶者死亡）まで5割、平成29年4月から同年5月まで3割の増額分（ただし、既払金150万円を控除した残額。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があることやこれらの者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の5

中間指針第3の5に基づく生命・身体的損害について、東京電力が直接請求手続における算定基準に基づいて一定額（通院慰謝料、通院交通費、証明書取得費用等）の支払を認めたため、パネルは東京電力の認容した範囲で賠償を認めたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1801		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した被相続人ら(亡祖父、亡祖母)、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、①平成23年3月から平成24年8月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額3万円の増額が認められ、②平成24年9月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成24年10月まで、亡祖母については平成26年3月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額10万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額3万円の合計月額13万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成23年3月から平成26年3月まで家族の別離を理由として月額3万円の増額賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

## 2 基本情報

申立日	R3.1.4	全部和解成立日	R3.11.8
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

申立人A(被相続人亡Dの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H24.9~H24.10	※1
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3~H24.10	※2
小計			800,000		

申立人A(被相続人亡Eの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3~H26.3	※2
小計			3,010,000		

申立人A、B、C、被相続人亡D、被相続人亡E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3~H26.3	※3
小計			1,110,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,920,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Aは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した被相続人亡D（亡祖父）及び被相続人亡E（亡祖母）の相続人であるところ、原発事故前から要介護2の状態にあった被相続人亡D及び原発事故前から要支援2の状態にあった被相続人亡Eの身体の様子が避難開始後に悪化し（被相続人亡Eについては平成23年6月に要介護2に進行した〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書〕。）、避難先で施設に入所し、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得なかったこと等を主張して、同月以降の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認めることができないなどと主張して争った。パネルは、被相続人亡D及び被相続人亡Eの身体の様子が避難開始後に悪化し、自宅での介護が困難になったことや、避難先で入所した施設からの移動が容易ではなかったこと等〔電話聴取報告書〕を考慮し、被相続人亡Dについては死亡した平成24年10月まで、被相続人亡Eについては平成26年3月まで、それぞれ日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故前から要介護2の状態にあった被相続人亡D及び原発事故前から要支援2の状態にあった被相続人亡Eの身体の様子が避難開始後に悪化し（被相続人亡Eについては平成23年6月に要介護2に進行した〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書〕。）、避難による精神的苦痛が大きかったと主張して、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、被相続人亡Dについては平成23年3月から平成23年11月までの月額1万5000円の総額13万5000円を、被相続人亡Eについては平成23年3月から平成24年8月までの月額1万5000円の総額27万円を、それぞれ超える増額は認められないと主張して争った。パネルは、被相続人亡Dが原発事故前から要介護状態にあったことや、被相続人亡Eについても平成23年6月には要介護状態に至ったこと等〔電話聴取報告書〕を考慮し、被相続人亡Dについては平成23年3月から平成24年10月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円を、被相続人亡Eについては平成23年3月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円の増額を、それぞれ認める和解案を提示した（賠償期間の継続については※1を参照されたい。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A、B及びC、被相続人亡D及び亡Eは原発事故時同居していたところ、申立人A、B及びCと、被相続人亡D及び亡Eとの間で家族別離が生じていた平成23年3月から平成26年3月までの期間の日常生活阻害慰謝料について、世帯全体に対して、月額3万円の増額を認める和解案が提示されたものである（賠償期間の継続については※1を参照されたい。）。

## 1 事案の概要

公表番号	1802		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(母及び成人の子2名)のうち、1. 子1名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう1名の子の自宅(郡山市)に滞在し、平成23年3月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、2. もう1名の子については、避難の開始が平成23年10月となったが、避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることを踏まえ、同人の避難にも合理性が認められるとした上で、申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等(平成24年8月まで)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ

## 2 基本情報

申立日	R3.2.4	全部和解成立日	R3.11.8
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	68,000	H23.3~H23.10	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	150,800	H23.11	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	210,000	H23.3~H23.10	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	250,000	H23.3~H23.9	※1
小計			678,800		

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			40,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			40,000		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※3
小計			80,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	838,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人A（成人の子）、B（母）及びC（成人の子。追加申立て）は、原発事故時居住していた自主的避難等対象区域（郡山市）から避難したとして、避難に伴う交通費、引越費用〔領収証〕、家財道具購入費用及び避難先の家賃等の賠償を請求した。なお、申立人らは、①申立人Cについて、住民票上の住所は福島県外にあったものの、平成22年に郡山市近辺の病院に入院し、退院後（原発事故当時も）療養のため申立人A及びBの自宅（郡山市）に滞在しており〔診断書〕、平成23年3月に申立人Bと共に避難したことから、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると主張し〔電話聴取報告書〕、また、②申立人Aについて、平成23年10月に申立人B及びCに合流する形で避難を開始したところ、このように避難開始時期が遅れたのは避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることから、申立人Aの避難についても合理性が認められるべきであると主張した〔電話聴取報告書〕。東京電力は、①については、申立人Cの郡山市での滞在は治療目的の一時的なものであり、生活の本拠が郡山市にあったとはいえ自主的避難等対象者には該当しないと主張して争い、また、②については、成人である申立人Aについて、中間指針第一次追補による避難費用等の賠償対象期間は原発事故発生当初の時期（平成23年4月22日まで）であるところ、それを約6か月経過した後の避難開始であること、避難開始が遅れた理由として申立人らが主張する転勤の事情は原発事故発生当初の時期を超えて支払うべき特別の事情とはいえないこと等を主張して争った。パネルは、①については、申立人Cの療養の経過を踏まえ、原発事故当時の生活の本拠は郡山市にあったと認定して自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、②については、申立人Aが原発事故直後から避難を計画し、勤務先に対して避難先への転勤の希望を申し出ているものの、それが実現したのが平成23年10月となったという経緯を踏まえ、申立人Aの避難にも合理性が認められると判断した上で、申立人ら全員の避難に伴う交通費、引越費用、家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額3万円）の賠償を認める和解案を提示した（なお、避難先の家賃については、合理性を認めず和解案の対象外とした。）。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人A及びBそれぞれについて、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（直接請求手続で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。また、申立人Cについても、※1記載のとおり自主的避難等対象区域からの避難者と同様の精神的損害の賠償を認めた。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人Cについて、※1記載のとおり自主的避難等対象区域からの避難者と同様に、東京電力プレスリリース（平成24年12月5日付け）を踏まえ、追加的費用等についての追加賠償を認めた。

### 1 事案の概要

公表番号	1803		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から平成24年12月に避難を開始した申立人ら(母及び未成年の子2名)について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったためただちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人母の平成25年6月までの就労不能損害、平成27年3月までの生活費増加費用(二重生活に伴う増加分)、一時帰宅費用及び避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク	第10の2(4)	

### 2 基本情報

申立日	R3.3.15	全部和解成立日	R3.11.15
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	123,200	H24.12～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	120,000	H24.12～H25.3	※1
全部和解	避難雑費		518,000	H24.12～H27.3	※1

小計 761,200

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	467,118	H25.1～H25.6	※2

小計 467,118

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,228,318
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(母である申立人A並びに未成年の子である申立人B及びC)は、原発事故により、子らの健康を考えて自主的避難等対象区域(郡山市)から福島県外へ避難せざるを得なくなったとして、生活費増加費用、避難費用、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが移動を開始したのが平成24年12月であるところ、原発事故から1年9か月を経過した当該移動は避難と評価することはできず、賠償には応じられないなどと主

張して争った。パネルは、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情があったことに鑑みれば〔電話聴取事項報告書〕、平成24年12月の移動は避難と評価できるものと判断し、申立人らの避難期間中の一時帰宅費用、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費について合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る被害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（母）は、原発事故により、子らの健康を考えて自主的避難等対象区域（郡山市）から福島県外へ避難せざるを得なくなり、これにより勤務先を退職することを余儀なくされたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、※1のとおり避難の合理性がないなどと主張して争った。パネルは、※1のとおり避難の合理性を認め、申立人Aの避難に伴う就労不能損害（減収分）として、平成25年1月から平成25年6月までの期間について原発事故との相当因果関係を認め、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る被害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1804		
事案の概要	自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に士業を開業した申立人の平成23年3月から同年12月まで(以下「対象期間」という。)の営業損害(逸失利益)について、前年の売上実績がないことから、平成24年の売上額を参考にして対象期間の想定売上額を算定することとし、原発事故関連の売上げがあったこと及び開業1年目であることを考慮して平成24年の売上額の5ないし6割を対象期間の想定売上額とし、その額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約5割の金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)ア	第6の2

### 2 基本情報

申立日	R3.3.2	全部和解成立日	R3.11.17
事故時住所	自主的避難等対象区域		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		600,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第8、総括基準（営業損害の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、福島県内の自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に士業を開業したところ、原発事故後に自ら約1か月間、県外に避難した後、帰還して業務を再開したものの、申立人の商圏においては自主的避難を継続した者も多く、平成23年の売上〔確定申告書〕は原発事故がなかった場合の想定額に達しなかったとして、平成24年の売上〔確定申告書〕をもとに、平成23年3月から平成23年12月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の商圏となる地域は地震による液状化や津波の影響が大きかった地域であること、士業では安定的な売上を獲得することは困難であること、平成24年以降当該地域では人口流入により経済活動が活発化したこと等から平成24年の売上をもとに平成23年の損害額を把握することは妥当でないこと等を主張して争った。パネルは、申立人の顧客層は近隣地区に限られるといった事情から原発事故と申立人の売上が上がらなかったこととの間の相当因果関係を認め〔陳述書〕、前年の売上実績がないことから平成24年の売上額を参考にして対象期間の想定売上額を算定することとし、原発事故関連の売上げがあったこと及び開業1年目であることを考慮して平成24年の売上額の5割ないし6割を対象期間の想定売上額とし、その額から対象期間の実際の売上額を控除した

上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約5割を損害額として算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実には生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認め、中間指針第8 III ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものは、原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法について複数の合理的な算定方法の代表的な具体例を示し、そのいずれかの算定方法を選択するかは特段の事情のない限り仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1805		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人の住居確保損害(借家)について、東京電力の直接請求手続においては、東京電力の賠償基準に基づく定額賠償(2人世帯。223万円)がなされていたところ、これを算定し直し、避難後の現住所地の家賃相場と原発事故当時の実際の家賃との差額の8年分に入居時の負担金(ただし、敷金は負担額の3割。)を加算した額(ただし、上記既払金を控除。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.3.5	全部和解成立日	R3.11.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	525,700		※1
小計			525,700		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	525,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人は、原発事故当時、居住制限区域(浪江町)の借家に居住していたところ、借家の住居確保損害として、直接請求手続において2人世帯の基準額(223万円)が賠償されたことに関し、実際は3人世帯であったとして、3人世帯の基準額(284万円)の賠償を求めた。東京電力は、3人世帯であったことを争い、請求には応じられない旨を主張して争った。パネルは、3人世帯であったことは認めなかったものの、家賃差額を計算し直し、避難後の現住所地の平均的家賃と、原発事故当時の実際の家賃との差額の8年分に入居時の負担金(ただし、敷金は負担額の3割。)[建物賃貸借契約書]を加算した額の賠償を認める和解案(ただし、既払いの223万円を控除。)を提示した。

中間指針第四次追補第2の2IVは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した、新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分の費用を賠償すべき損害と認めているところ、この指針に基づいた和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1806		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、平成23年3月から平成27年8月まで避難を継続した申立人ら(父母、原発事故時1歳の子)について、母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないとして、平成24年1月から同年8月までの避難雑費(月額2万円)のほか、平成27年1月から同年8月までの間に支出した帰還費用及び帰還準備費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ク	

### 2 基本情報

申立日	R3.3.10	全部和解成立日	R3.11.25
事故時住所	いわき市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

#### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1

#### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1

#### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1

#### 申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		160,000	H24.1~H24.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	220,000	H27.1~H27.8	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	10,000	H23.4	※2

小計 390,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,150,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（夫婦及び子1名）は、①自主的避難等対象区域（いわき市）から転々と避難した際の交通費や宿泊費等、②平成27年の避難終了に伴い、いわき市に帰還する際の内見等のための一時帰宅時及び実際の帰還時の各交通費等、③生活費増加分として家財等の購入費用、④慰謝料増額等を請求した。東京電力は、①避難交通費や宿泊費等、②一時帰宅時及び実際の帰還時の交通費等は、既に直接請求手続において賠償済みの金額を超えず、③は同じく賠償済みの金額を超えない上、自主的避難等対象区域であることから持ち出しも可能であること、④は既に賠償済みの額を超えないなどと主張した。パネルは、中間指針の目安額が各自に賠償されていることから、①、③及び④については、既払金の額を超えないと判断したが、申立人母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないという事情に鑑み、平成24年1月以降の避難の合理性を認め、②について合理的な範囲内で賠償を認めたほか、避難雑費として月額2万円（平成24年8月まで）の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としているほか、自主的避難等により生じた損害について、個別具体的な事情に応じて異なる賠償額が算定される場合が認められ得ると定めている。また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めている。本件では、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、領収書等はないものの、放射線測定器の購入費用について賠償を認めた。

## 1 事案の概要

公表番号	1807		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住し、原発事故前から国の指定難病に罹患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、症状の悪化の程度等に応じて日常生活障害慰謝料の増額分として月額10万円(平成23年3月分～同年5月分)、月額4万円(平成23年6月分～平成24年6月分)、月額6万円(平成24年7月分～平成27年2月分)、月額8万円(平成27年3月分～平成30年3月分)が賠償された(ただし、既払金を除く。)ほか、生活費増加費用(症状の悪化により購入を要した介護関係の物品購入費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)

## 2 基本情報

申立日	R2.11.16	全部和解成立日	R3.12.2
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	5,700,000	H23.3～H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,575,712	H25.1～H28.11	※2
小計			7,275,712		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,275,712
	弁護士費用	218,272
	手続内で処理された既払金合計額	740,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、居住制限区域(浪江町)に居住していたが、原発事故前から国の指定難病に罹患し、大学病院で継続的に治療を受けていた〔入院診療録〕ところ、原発事故による避難直後に病気の治療に必須のステロイド剤がなくなったものの大学病院に通院する手段がなく適切な治療を受けられず体調悪化とともに重篤な発作を起こす危険と隣り合わせの生活を送り、平成23年5月に大学病院での治療を再開するも体調が原発事故前の状態に戻ることはなく糖尿病等の合併症の症状が悪化し、平成24年7月以降は合併症の腎炎を発症し入退院を繰り返すようになり、その後、むくみがひどくなり肺に水がたまり呼吸できなくなり意識を失うなどの症状が現れ、平成27年3月には両上肢機能の著しい障害及び両下肢機能全廃による身体障害等級1級に認定され〔身体障害者手帳〕、寝たきりの状態となり、難病を抱え十分な治療を受けられない避難生活を送った点で精神的苦痛が大きかったとして、日常生活障害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において指定難病に関連して生命・身体的損害の賠償として約536万円と要介護者への精神的損害の増額分の賠償として74万円を賠償済みであること、大学病院が通常の診療体制に戻

れなかったのは地震に起因する部分が大きかったこと、申立人の病状の推移からすると原発事故がなくても時の経過や診療の経過等に伴い、生活様式を変更せざるを得ない状況になることも考えられることから、支払済みの金額を超えて賠償に応じることは困難であると主張して争った。パネルは、原発事故直後の時期については避難先から大学病院への交通手段がなく適切な治療を受けることができず、そのため申立人が多大な肉体的かつ精神的苦痛を感じ、その後についても申立人の持病による避難中の日常生活阻害の程度が大きかったものと認め、申立人の病状変化の程度に応じて、平成23年3月から同年5月まで月額10万円、平成23年6月から平成24年6月まで月額4万円、平成24年7月から平成27年2月まで月額6万円、平成27年3月から平成30年3月まで月額8万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、既払金74万円を除く。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるように認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の2、中間指針第3の5

申立人は、居住制限区域（浪江町）に居住していたが、原発事故前から国の指定難病に罹患し、大学病院で継続的に治療を受けていた〔入院診療録〕ところ、原発事故による避難生活中、転居や病状変化に応じて介護用品の購入を余儀なくされたとして、平成25年1月から平成29年10月までの間に購入した介護用品の購入費用〔領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において平成24年6月から平成30年3月までの期間に生じる避難費用について包括的に賠償済みであること、生活に必要な家財については原則として原発事故後1年間のうちに購入された物品について実費を賠償する方針であること、生活費増加費用は精神的損害に含めて賠償済みであることを理由に、介護用品の購入と原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、請求された37件の介護用品について個別に検討し、購入理由の合理性と説明の具体性の観点から、32件について購入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等によって生活費が増加した部分があればその増加費用が賠償すべき損害と認められるとし、また中間指針第3の5 IIは、本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費等を賠償すべき損害と認めるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1808		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に本店を有し冷凍食品の卸売業を営む申立会社の、主に相双地区の取引先に関する営業損害(間接損害)について、同地区が原発事故による避難指示等対象区域となり、取引先の避難により売上げが減少したなどの事情を考慮して、平成26年8月分から平成30年3月分まで、原発事故の影響割合を5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

### 2 基本情報

申立日	H31.4.23	全部和解成立日	R3.12.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		6,520,791	H26.8~H30.3	※1
小計			6,520,791		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,520,791
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,827,079

#### ※1 中間指針第7の2、中間指針第8

申立人はいわき市に本店を有し、福島県、茨城県を商圏とする冷凍食品等の卸売業者であるところ、原発事故後、商圏の一部である相双地区等が避難指示等対象区域となり売上げが減少したこと、学校給食用として給食センターに納入していた自社商品について地元食材を使用していたため敬遠され使われなくなったこと等を主張して、平成26年8月から平成31年3月までの逸失利益の賠償を求めた〔得意先別の売上推移表、決算報告書、請求明細書、学校給食用物品についての単価・売買契約書〕。東京電力は、当センターにおいて平成26年8月から平成28年3月の営業損害について既に和解が成立し(貢献利益率は全期間13%。影響割合は、平成26年8月から平成27年3月について30%、平成27年4月から平成28年3月について10%)、平成28年4月以降は和解の対象外とされたこと、前回の申立てでは合計3回の口頭審理期日を含めた慎重な審理がなされた上で和解成立しており、今回の請求において改めて審理が行われるとすると法的安定性が害されること、申立人の売上高は原発事故以前から顕著な減少傾向にあり原発事故後の減収は原発事故以前からの減収傾向の継続によるものと推測されること、申立人の取扱商品の性質からは風評被害による忌避を想定し難いこと、福島県の食料品出荷額の年次推移をみると請求期間については風評被害により福島県産食品が敬遠された事実が看取できず、いわき市においても地元食材の給食への利用が積極的に推進されていることから、申立人

の減収と原発事故との相当因果関係は認め難い等と主張して争った。パネルは、申立人の商圏の一部が原発事故による避難指示等対象区域にあったことを踏まえ、①当該地区等の取引先に対する減収については、間接損害を認め、損害額の算定については、平成26年8月から平成30年3月までの減収分に貢献利益率15%及び影響割合50%を乗じ算定し、②それ以外の取引先に対する減収についても風評被害を認め、損害額の算定については、平成26年8月から平成27年3月までの減収分に貢献利益率15%及び影響割合30%を乗じ、同年4月から平成28年3月までの減収分に貢献利益率15%及び影響割合10%を乗じて算定した金額とする和解案を提示した。

中間指針第7の2③iは、食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、製造業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在する産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と認め、中間指針第8は、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、第一次被害者が生じたために間接被害者において生じた減収分は原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1809		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)に居住し、自宅近くの店舗に勤務していた申立人の平成28年3月以降(前件ADRにおいて平成28年2月までは賠償済み)の就労不能損害について、家族が疾病や障害を抱えていて目が離せないものの、避難先では家族に常時目配りをしながら就労できる適切な環境が見つからず、就労が困難な状況が続いていたことを考慮し、平成28年3月から同年7月までは原発事故前の給与の3割相当額が、同年8月から同年12月までは同じく1割相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.3.4	全部和解成立日	R3.12.9
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,260,000	H28.3~H28.12	※1
小計			2,260,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,260,000
	弁護士費用	67,800
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※2 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、帰還困難区域(双葉町)にある自宅近くの店舗で勤務していたところ、同居する家族が疾病や障害を抱えており、自宅にいる家族に常時目を配りながら勤務できる環境が必要であったところ〔診断書等〕、原発事故による避難後、そのような条件の整う勤務先が容易に見つからず、その間無収入であった時期及び平成30年の再就職後の時期を含めた就労不能損害(前件の和解仲介手続で賠償されていない平成28年3月1日から令和3年2月28日までの減収分)を請求した。東京電力は、原発事故から約5年が経過した平成28年3月以降の就労不能損害には相当因果関係が認められない、原発事故後平成28年3月以降に至るまで就労継続の蓋然性があったというには疑問がある、再就職までに時間を要しており損害拡大防止義務を果たしていないなどと主張して争った。パネルは、平成28年12月までの減収分については原発事故との相当因果関係が認められると判断し、就労不能損害として、平成28年3月から同年12月までの減収分(ただし、平成28年3月から同年7月までは影響割合を3割、同年8月から同年12月までは影響割合を1割として算定。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1810		
事案の概要	避難指示解除準備区域(富岡町)に居住し、避難指示解除準備区域(檜葉町)で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇された申立人の就労不能損害について、同勤務先での事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等を考慮し、平成25年6月から平成26年2月までは原発事故前の収入と同額(再就職先からの収入は控除せず。)の賠償が認められ、平成26年3月から平成29年2月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に、原発事故の影響割合を平成26年3月から平成27年2月までは10割、平成27年3月から平成28年2月までは8割、平成28年3月から同年8月までは5割、平成28年9月から平成29年2月までは3割として算定した額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

## 2 基本情報

申立日	R3.3.11	全部和解成立日	R3.12.10
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	7,500,523	H25.6~H29.2	※1
小計			7,500,523		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,500,523
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人は、避難指示解除準備区域(富岡町)に居住し、避難指示解除準備区域(檜葉町)で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇されたとして、平成25年6月以降の就労不能損害(減収分)の賠償を求めた。東京電力は、平成27年2月までの減収分については賠償することを認めたものの、平成27年3月以降の減収分については、損害賠償制度においては、被害を受けた側においても損害を可能な限り回避し又は減少させることが期待されていること等からすれば、平成27年2月までには申立人において原発事故に伴って生じた減収を回復させることが期待されており、平成27年3月以降の減収と原発事故との間に相当因果関係を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人の原発事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等〔電話聴取書〕を考慮し、直接請求手続で賠償されていた期間以降である平成25年6月以降について、平成25年6月から平成26年2月までは原発事故前の

収入と同額（再就職先からの収入は控除せず。）を、同年3月から平成29年2月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に原発事故の影響割合を、平成26年3月から平成27年2月までは10割、同年3月から平成28年2月までは8割、同年3月から同年8月までは5割、同年9月から平成29年2月までは3割として算定した額を、それぞれ就労不能損害（減収分）の損害額と認める和解案を提示した〔源泉徴収票〕。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の給与等の減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、就労不能損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等（中間収入）を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要とし、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、中間収入は、当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1811		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦)の、妻が所有していた着物や、平成22年12月から居住を開始した新築の自宅用に新調していた家電等の家財について、東京電力による定額賠償(大人2名分)には含まれない高額家財として財物賠償が認められたほか、自宅を新築するため一時的に近所に別居していたものの平成23年5月には新しい自宅において再度同居する予定であった申立人夫の両親との家族別離が生じたことによる精神的苦痛について、平成23年3月から申立外母が介護施設に入居した平成25年11月まで、日常生活阻害慰謝料が月額3万円増額して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

## 2 基本情報

申立日	R2.11.12	全部和解成立日	R3.12.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	990,000	H23.3~H25.11	※1
全部和解	財物損害	家財	680,000		※2
小計			1,670,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,670,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(妻)及び申立人B(夫。追加申立て。)は、原発事故時は避難指示解除準備区域(浪江町)において新築したばかりの自宅に二人で居住していたところ、新築前に同居していた申立人Bの両親と新築工事のため一時的に別居していたものの、近所に住んで毎日のように顔を合わせ平成23年5月には再度同居する予定であったが、原発事故によりそれが叶わず別離が生じたとして、精神的苦痛について賠償を求めた。東京電力は、事故時には両親と同居していなかったこと、事故後に同居予定があったことにも疑念があるなどと主張して争った。パネルは、新居の間取りや介護に配慮した設計からして両親と同居予定があったと認定し、また、別居の間も毎日のように顔を合わせていたことから、平成23年3月から申立外母が介護施設に入居した平成25年11月まで、日常生活阻害慰謝料を月額3万円増額した和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるとしてい

るところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人A及びBは、避難指示解除準備区域（浪江町）において平成22年12月から居住を開始した新築の自宅に二人で居住していたところ、新築の自宅用に新調していたカーテンや家電等の家財、申立人Aが所有していた着物が原発事故により価値を失ったとして、財物賠償を求めた。東京電力は、1点当たりの購入金額が30万円未満のものは高額家財として扱っていないところ、30万円以上の着物に関しては賠償済みであり、それ以外の家財はいずれも購入金額が30万円未満で、大人2名分の定額賠償分445万円において賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、カーテン及び家電については、申立人らが新築の自宅において申立人Bの両親と同居する前提で準備しており、全てが東京電力による定額賠償（大人2名分）に含まれるとするのは相当でないとして、請求額の5割を認め、着物については、東京電力の査定による購入金額が30万円未満であることをもって一律に定額賠償分に含まれるとする理由はなく、評価額や点数を踏まえて判断すべきとした上で中古品としての価値を勘案し、直接請求手続において賠償されていない4点について東京電力の査定による購入金額の2割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人Aは、実母の経営する事業に従事していたところ、原発事故により同事業の継続が困難となったところから就労先を失ったとして、直接請求手続において賠償されていない平成27年3月分以降の就労不能損害の賠償を求めたが、再就職活動の状況について具体的な説明がなく、パネルは和解案を提示しなかった。

## 1 事案の概要

公表番号	1812		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦及び夫の両親)について、家族間に別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで世帯全体として月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償されたほか、平成30年12月に申立人妻が自宅に帰還した際の引越費用、令和元年5月から令和2年7月までの間に動物被害対策としてビニールハウスに網を張った際の費用(2回分)の5割相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の6(2)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の9(2)ウ(ア)

## 2 基本情報

申立日	R2.11.16	全部和解成立日	R3.12.15
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

## 3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	485,756	H26.3~H30.12	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	10,000	R1.5~R2.7	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	415,000	H26.3~H30.3	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	576,435	H23.4~H30.3	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	56,395	H23.4~H30.3	※4

小計 4,093,586

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料・通院交通費	83,800	H23.3~H24.9	※5

小計 83,800

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,177,386
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(妻)、B(夫)、C(夫の父)及びD(夫の母)は、居住制限区域(浪江町)で同居していたところ、原発事故直後から2ないし3のグループに別離して避難生活を送

っていたこと及び避難所を転々としたこと〔質問事項回答書、電話聴取事項報告書〕を理由に、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、避難生活中に申立人らが別離したのは申立人らの事情によるものであって原発事故との相当因果関係がなく、また、避難所を転々としたことについてはその具体的な内容の説明を求めるなどと主張して争った。パネルは、避難所を転々としたことについては避難履歴を踏まえると申立人らの請求は認められないとしたものの、避難生活中に申立人ら間で別離が生じたことについては原発事故によるものでありその精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断して、平成23年3月から平成30年3月まで世帯全体として月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の2、中間指針第3の4

申立人らは、申立人Aが平成26年3月に避難先を転居した際の交通費及び平成30年12月に浪江町の自宅に帰還した際の引越費用〔領収証〕の賠償を請求した。東京電力は、前者について直接請求手続の賠償基準に基づく交通費（ガソリン代実費）及び後者については引越業者に支払った引越代金の全額を支払うことを認めた。パネルは、東京電力が支払うことを認めた額とおおし和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の4は、避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の7

申立人らは農業を営んでいたところ、浪江町の自宅へ帰還後、田畑への動物被害がひどかったため、令和元年5月頃にビニールハウスに網を張ったものの、これも動物に破られてしまい、令和2年7月頃に再度網を張ったとして、その際の費用（2回分）の賠償を請求した〔質問事項回答書、電話聴取事項報告書、写真〕。東京電力は、動物被害は通常の営農作業においても発生するものであり、原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人らの被った動物被害と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、立証の程度に鑑み、申立人ら請求額の5割相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIIは、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※4 中間指針第3の2

申立人らは、避難先での地代、駐車場代、水道料金（原発事故前は井戸水を利用していた。）、別離により二重生活となったために増加した電気基本料金及び新聞代の賠償を請求した〔土地賃貸借契約書、領収証、質問事項回答書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、地代については平成30年3月までの期間のうち領収証が提出されている部分に限り支払

うと認め、駐車場代については直接請求手続において支払済みの包括請求方式による賠償金額に含まれると主張し、その他の生活費増加費用については既に賠償されている精神的損害に含まれていると主張して争った。パネルは、地代については、領収証の有無にかかわらず平成30年3月までの実費全額を認め、駐車場代、水道料金、電気基本料金及び新聞代についても、東京電力の指摘する既払金には含まれないとして、平成30年3月分まで（駐車場代及び電気基本料金は実費全額、水道料金は相当額、新聞代は領収証で金額を確認できる範囲で認定した。）を認める和解案を提示した。

※5 中間指針第3の5

申立人Aが避難先で通院したこと〔診断書〕について、東京電力は診断書の内容を踏まえ通院慰謝料及び通院交通費を一定程度支払うことを認め、パネルは東京電力が認める額について和解案を提示した。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の3、中間指針第3の8、中間指針第3の10、中間指針第四次追補第2の2）

申立人らは、一時立入費用、申立人Aが帰還に際し避難先での就労先を退職したことに伴う就労不能損害、浪江町自宅の修理費用、避難先における住宅購入費用について賠償を請求し、東京電力は、一時立入費用については具体的な日時や移動方法等の説明を求め、その他の請求については既払額を超える損害は発生していないなどと主張して争った。パネルは、一時立入費用については具体的内容が明らかでなく、その他の請求についてはいずれも既払額を超えて原発事故と相当因果関係のある損害は発生していないとして、和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1813		
事案の概要	原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成23年3月から同年9月までの日常生活障害慰謝料(月額10万円)の5割相当額及び原発事故による内定取消しにより発生した同年5月分の就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	第1の10(2)ア(イ)
	第1の10(2)ウ(ア)	第1の10(2)ウ(エ)	

## 2 基本情報

申立日	R3.3.2	全部和解成立日	R3.12.16
事故時住所	南相馬市鹿島区ほか		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H23.3~H23.9	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	171,700	H23.5	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	12,230	H23.5	※3
小計			533,930		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	201,750		※4
小計			201,750		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	735,680
	弁護士費用	22,071
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人A(子)は、原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、原発事故前の平成22年夏頃には南相馬市原町区に本店を置く事業者から内定を受け〔採用内定通知書〕、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)内にある実家(原発事故当時、申立人B(母)、C(子)及びD(父)が居住していた。)に戻り上記内定先に通勤予定であったとして、同区域の住民と同等の日常生活障害慰謝料(平成23年3月から同年9月まで月額10万円)の賠償を請求した。東京電力は、避難等に係る賠償は原発事故当時の生活の本拠が避難等対象区域内にある人を対象にしているところ、申立人Aは原発事故当時福島県外に居住していることから、避難等対象区域内に生活の本拠があったとは認められず、賠償の対象外であると主張して争った。パネル

は、申立人Aが平成23年4月には上記内定先に就職することが決まっており、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域所在の実家から通勤する予定であったことから、同区域の住民に準ずる者として、平成23年3月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円）の5割相当額（計35万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕2は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者等も避難等対象者に含まれるとし、中間指針第3の6Ⅰ①は、上記の者が自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aは、※1のとおり平成23年4月から就職予定であったが〔採用内定通知書〕、内定先において原発事故により立入禁止となった区域内にある事業所が事業を再開できずに従業員が余剰となったため、申立人Aの内定が取り消された〔内定取消通知書〕として、同年6月に再就職するまでの就労不能損害（減収分）の賠償を請求した。東京電力は、同年4月分の給与は内定先から既に支払われていることを踏まえ、同年5月分の就労不能損害として、1か月分の給与額から申立人Aが同月中にアルバイトにより得た収入額を差し引いた額に限り支払うと主張した。パネルは、申立人Aのアルバイトは内定取消後に臨時的に就労したものであり、その収入は特別の努力に該当すると判断し、平成23年5月分の就労不能損害として、アルバイトの収入額を差し引くことなく1か月分の給与全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとし、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難者が、就労不能損害の算定期間中に、避難先等における就労によって得た給与等は、原発事故がなくても当該就労が実行されたことが見込まれるとか、当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人Aは、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家へ平成23年5月に一時立入りした際の交通費の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aが原発事故当時福島県外に居住していたことから、避難等対象区域内に生活の本拠があったとは認められず、避難等に係る賠償の対象外であると主張して争った。パネルは、※1のとおり、申立人Aが実家の所在する区域の住民に準ずる者として、一時立入りの際の交通費の5割相当額を認める和解案を提示した。

※4 中間指針第3の10

申立人Bは、平成23年12月頃に実施した自宅のボイラー修理費用〔振込金受取書、見積書〕の賠償を請求した。東京電力は、同年夏頃には申立人家族の一部の者が帰還して

おり、その後ボイラー修理工事までの間は問題なく使用できていたと推測されることから、ボイラー修理は経年劣化によるものであり原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、避難期間中の約5か月間にわたりボイラーの使用及び手入れができなかったこと、申立人の説明によれば上記帰還時には既にボイラーの不調は始まっていたこと等から、ボイラーの故障と原発事故との相当因果関係は一定程度認められるとし、ただし経年劣化等の原発事故以外の要因も考えられることから、原発事故の影響割合を7割と判断して、上記修理費用の7割相当額を認める和解案を提示した。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の3、中間指針第3の5、中間指針第3の8、中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4）

申立人らは、申立人Bの就労不能損害、一時立入費用、生命・身体的損害（入通院慰謝料、証明書取得費用）及び自宅の畳・襖・障子張り替え費用並びに申立人Cが支出した除染目的の植木伐採費用について賠償を請求したが、東京電力は、いずれも既払額を超えて原発事故と相当因果関係のある損害は認められないと主張して争った。パネルは、申立人らの請求する上記損害のいずれも既払額を超えて原発事故と相当因果関係のある損害は認められないとして、和解案の対象外とした。なお、申立人Dは、全ての請求を取り下げた。

## 1 事案の概要

公表番号	1814		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら(父、母及び未成年の子2名(うち1名は原発事故後に避難先において出生))について、避難費用(交通費及び引越し費用)、生活費増加費用(家財道具購入費用、通勤費増加費用等)及び避難雑費(平成27年3月まで)並びに母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用が賠償されたほか、申立人らが長期間安定した避難生活を送るために遠方に転居するにあたり、申立人父が原発事故時の勤務先を退職したことにより生じた就労不能損害の賠償が認められた事例		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク	

## 2 基本情報

申立日	R3.5.28	全部和解成立日	R3.12.17
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

## 3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	173,600	H23.3~H27.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	245,000	H23.3~H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	240,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	50,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	169,600	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難雑費		1,524,000	H24.1~H27.3	※1
小計			2,552,200		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	221,225	H23.3~H27.3	※2
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	365,000	H24.1~H27.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※4
小計			626,225		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※5
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3~H23.12	※6
小計			250,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※7
小計			200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,628,425
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（父である申立人A、母である申立人B、未成年の子である申立人C及び原発事故後に出生した子である追加申立人D）は、原発事故により、子の健康を考えて自主的避難等対象区域（福島市）から福島県外へ避難せざるを得なくなったとして、避難費用及び生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、遅くとも申立人Aが原発事故時の勤務先を退職し、転居先から通勤可能な転職先を確保した上で、関西方面へ転居した平成24年12月の時点で避難は終了しているなどと主張して争った。パネルは、関西方面への避難の経緯等〔電話聴取書〕を考慮し、関西方面へ転居した以降についても避難継続の合理性が認められると判断し、申立人らの避難期間中の避難費用（移動交通費及び引越費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難雑費について合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る被害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（父）は、原発事故により、子の健康を考えて家族全員で平成23年8月に自主的避難等対象区域（福島市）から福島県外（福島県に隣接した県）に避難したことにより新幹線通勤となり、それに伴って増加した通勤費について、勤務先からの補助分を差し引いた自己負担を余儀なくされたとして、原発事故時の勤務先を退職する平成24年11月分までの自己負担を余儀なくされた通勤費増加分の賠償を求めた。東京電力は、自主的

避難により福島県外に転居し、そこから福島県内への勤務先への通勤を継続したことは申立人A自身の判断によるものであるところ、福島県外に転居したことによる通勤費増加費用については、直接請求手続において、自主的避難によって生じた生活費の増加費用として既に支払った金額に含まれているなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが自主的避難により福島県外に転居したことについて合理性が認められると判断し、申立人Aが自己負担を余儀なくされた通勤費増加費用について賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）並びに中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（父）は、原発事故により、子の健康を考えて家族全員で自主的避難等対象区域（福島市）から福島県外（関西方面）へ避難せざるを得なくなり、これにより原発事故時の勤務先を退職することを余儀なくされたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、※1のとおり避難の合理性がないなどと主張して争った。パネルは、※1のとおり避難の合理性を認め、申立人Aの避難に伴う就労不能損害（減収分）として、平成25年1月から平成25年6月までの期間について原発事故との相当因果関係を認め、賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）並びに中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※5 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく妊婦に対する賠償分40万円のうち、20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※6 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人B（母）は、障害を抱えた幼児の世話をしながら避難したこと等を理由として、慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、申立人B（母）の主張する事情を踏まえても、慰謝料について既払金を超える賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人B（母）について、障害を抱えた幼児の世話をしながら避難したことを考慮して、慰謝料の増額分（平成23年3月から同年12月までの増額分として5万円。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供に対する賠償分40万円のうち、20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである

### 1 事案の概要

公表番号	1815		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人について、原発事故前に予定していた自宅から通学可能な県内の専門学校への進学を取りやめ、平成24年4月に県外の専門学校へ進学し、単身生活をしたのは県外避難の側面があることを考慮して、平成24年3月から19歳となる前までの生活費増加費用(家財道具購入費用、アパート家賃、水道光熱費等)と、専門学校卒業後平成27年3月に自宅に帰還した際の帰宅費用について、それぞれ5割の金額が賠償された事案。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	

### 2 基本情報

申立日	R3.3.26	全部和解成立日	R3.12.10
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	71,212	H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	242,978	H24.3~H24.10	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	105,000	H24.4~H24.10	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	35,000	H27.3	※1
小計			454,190		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	454,190
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行したものがいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、原発事故当時、自主的避難等対象区域に居住していたところ、原発事故前に予定していた自宅から通学可能な県内の専門学校への進学を取りやめ、平成24年4月に県外の専門学校へ進学し、単身生活をしたのは県外避難の目的があったとして、単身生活中の生活費増加費用(家財道具購入費用、アパート家賃、水道光熱費等)及び専門学校卒業後平成27年3月に自宅に帰還した際の帰宅費用の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書、専門学校の合格通知書、賃貸借契約書、家賃等の請求書、家財保険証券、水道光熱費の請求書・領収書、引越代金の領収書、購入した家財についての手書きメモ等〕。東京電力は、申立人の移動目的は進学にあり、当該費用と原発事故との間には相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人が提出した資料及び説明に基づいて、申立人の移動には自主的避難の側面があると判断し、申立人が19歳となる前までの生活費

増加費用及び専門学校卒業後に自宅に帰還した際の帰宅費用について、それぞれ5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1816		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人について、平成28年1月から平成30年12月までの一時立入費用及び家族間における面会交通費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)	

### 2 基本情報

申立日	R3.3.5	全部和解成立日	R3.12.23
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,093,261	H28.1~H30.12	※1
小計			1,093,261		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,093,261
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の2、中間指針第3の3

帰還困難区域(浪江町)から福島県外(関東)に避難した申立人は、前回の申立てで和解が成立した期間後である平成28年1月から平成30年12月までの期間について、福島県内の施設に入所していた申立人の母及び事故時は申立人と同居していたものの事故後福島県内に避難した申立人の子に定期的に面会を行い、また、帰還困難区域(浪江町)の自宅に一時立入を行ったところ、その際に支出した交通費、宿泊費等の賠償を求めた。東京電力は、宿泊費については領収証が提出されたことを踏まえて基本的には賠償することを認めたものの、その一部について原発事故との相当因果関係が存在しないなどと主張して争うとともに、交通費については支出額を裏付ける領収証等の資料の提出がないなどと主張して争った。パネルは、申立人が提出した資料〔連絡書等〕及び説明に基づいて、東京電力が原発事故との相当因果関係の存否を争った宿泊費についても原発事故との相当因果関係を認めるとともに、申立人が主張する家族間における面会及び自宅への一時立入を行った事実を認め、平成28年1月から平成30年12月までの期間について、家族間における面会を行った際及び自宅に一時立入をした際の交通費、宿泊費等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されるとともに、中間指針第3の3は、警戒区域内に住居を有する避難等対象者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等

について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、申立人が自主的に行った一時立入に係る交通費、宿泊費等についてもこれに準じるものとして扱い、必要かつ合理的な範囲の損害と認め、賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、平成30年に死亡した申立人の母の葬儀に伴う費用の賠償を求めたところ、東京電力は、申立人の母の死亡と原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、和解の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、浪江町の自宅の建物の修繕費用等について賠償を求めたところ、東京電力は、建物の修繕費用等については管理不能に伴う財物価値減少の原状回復費用として賠償済みであるため、さらなる請求には応じかねるなどと主張して争った。パネルは、和解の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1817		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人らのうち、勤務先の移転に伴い平成25年3月から他県へ単身赴任し、他の家族と別々に避難していた父について、平成25年3月から平成31年2月までの生活費増加費用、家族間面会交通費及び日常生活阻害慰謝料の増額分(3割、慰謝料は平成30年3月まで)が賠償されたほか、平成23年4月から他県で就職予定だった子について、十分に準備ができないまま新生活を迎えたことに対する慰謝料(一時金として30万円)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)カ

### 2 基本情報

申立日	R2.10.12	全部和解成立日	R3.12.28
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

#### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,902,000	H23.3~H23.4,H25.3~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	360,000	H25.3~H31.2	※3
全部和解	避難費用	交通費	601,600	H25.3~H31.2	※3
小計			2,863,600		

#### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	300,000		※2
全部和解	避難費用	交通費	61,512	H23.4~H23.9	※3
小計			361,512		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,225,112
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(夫)、B(妻)、C(子)及び申立外子家族は、避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)で同居していたところ、申立人A(夫)は、平成23年3月から同年4月まで申立外子家族と別々に避難をしたほか、平成25年3月県外に単身赴任となったことから〔質問事項回答書、電話聴取事項報告書〕、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aと家族が別離したのは勤務先の経営判断や申立人Aらの選択によるものであって、原発事故との相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、

家族間の別離が生じたことについては原発事故によるものであり、その精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断して、平成23年3月から平成23年4月まで及び平成25年3月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の6備考10

申立人C（子）は、平成23年4月から県外で就職を予定していたため、直接請求手続において平成23年4月以降の日常生活阻害慰謝料の支払がされておらず、その賠償を請求した。東京電力は、申立人Cは、原発事故の発生にかかわらず県外の居住先を生活の本拠としているものであり、平成23年4月以降は避難生活を継続しているとはいいがたいなどと主張して争った。パネルは、日常生活阻害慰謝料の増額は認めなかったものの、原発事故により十分な準備ができないままに避難所から県外にある勤務先の寮へと転居し新生活を迎えなければならなかったことを考慮し、精神的損害（一時金）として30万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6備考10は、指針の定める上記慰謝料はあくまで目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとしており、これらに従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の2

申立人A及びCは、上記※1のとおり同居家族と別離したところ、その間の家族間面会交通費を請求したが、東京電力は、上記同様に主張して争った。パネルは、申立人Aについては、単身赴任中の平成25年3月から平成31年2月まで1か月に2.5回分の往復交通費及び単身赴任中の生活費増加費用月額5000円の賠償を、申立人Cについては、実際の回数に応じた往復交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1818		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子)について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、1. 日常生活阻害慰謝料(増額分)として、平成30年3月までの間の別離期間(再別離期間を含む。)について世帯全体に対し月額3万円、申立人子に対し不登校となったこと等を考慮し一時金10万円が賠償されたほか、2. 別離が再度解消した平成31年3月までの避難先での駐車場使用料等及び家族間面会交通費(ただし、再別離時以降は原発事故の影響割合を8割として算定。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)

### 2 基本情報

申立日	R2.11.9	全部和解成立日	R4.1.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3～H23.4、H28.4～H29.8、H29.10～H30.3	※1
全部和解	避難費用及び帰宅費用	交通費	5,093	H27.1～H31.4	※3
全部和解	避難費用及び帰宅費用	家財移動費用	165,200	H27.1～H31.4	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	400,536	H27.1～H29.10	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	471,015	H23.3～H29.1	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	233,283	H27.1～H31.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H29.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	97,095	H29.9	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	96,000	H30.4～H31.3	※2
小計			2,318,222		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H29.8～H29.9	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,418,222
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（父）、B（母）及びC（子）は、居住制限区域（浪江町）から避難したところ、平成28年に申立人Aの仕事の都合で同人のみ単身赴任となり家族別離が発生し、その後いったん家族全員が合流し別離状態が解消したものの、申立人Cが転入先の中学校になじめず不登校となったため、平成29年に申立人B及びCのみが転居して再び別離状態が発生したとして〔質問事項回答書、電話聴取書〕、家族別離による日常生活阻害慰謝料（増額分）及び申立人Cが不登校になったこと等による日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求し、また、申立人Aが原発事故後に体調不良になったことによる日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、家族別離については申立人Aの仕事の都合や申立人Cの不登校の事情により発生したものであって原発事故により余儀なくされたとはいえないこと、申立人Cの不登校については原因がもっぱら原発事故のみにあるとは考えにくく他の要因も関係していると思われること、申立人Aの体調不良については同人の業務内容により生じたものであって避難等により発生したものではないと思われること等から、既払金を超えて原発事故と相当因果関係のある損害は発生していないと主張して争った。パネルは、申立人Aの体調不良の点については和解案の対象外としたものの、家族別離については原発事故との相当因果関係を認め、平成23年3月から平成30年3月までのうち家族別離が生じた期間（再度発生した別離の期間を含む。）について申立人ら世帯全体に対し月額3万円、申立人Cの不登校等の事情については一時金10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたことや、避難生活に適応が困難な客観的の事情であって同総括基準に定める事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、その増額方法として、増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、※1記載の経緯の後、最終的に家族全員が合流した平成31年3月までの間に、申立人B及びCの避難先で負担した駐車場使用料、建物賃借に係る保証委託料及び自治会費並びに別離期間中に申立人ら家族の間で行き来した際の面会交通費の賠償を請求した〔建物賃貸借契約書、質問事項回答書、電話聴取書〕。東京電力は、上記のような生活費増加費用については直接請求手続において精神的損害に含めて支払済みであること、居住制限区域の避難等対象者に対する避難費用等の賠償は特段の事情がない限り平成30年3月までとしているところ、本件における再別離には原発事故との相当因果関係を認めることは困難であり、原発事故により別離を余儀なくされたとはいえず、特段の事情が認められないことから、平成30年4月以降の上記各費用については支払うことができない

と主張して争った。パネルは、平成29年以降の再別離は申立人Cの不登校によりやむを得ず申立人B及びCが転居したことにより生じたものであって、特段の事情があると認められるとした上で、平成31年3月までの上記各費用（再別離時までは全額、それ以降については原発事故の影響割合を8割とした。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の2、中間指針第3の4

申立人らは、上記※1及び※2の経緯により最終的に家族全員が帰還して合流するまでの間に負担した避難交通費及び家財道具移動費用（帰還時の分も含む。）並びに入居関連費用（礼金、仲介手数料等）や、原発事故前に飼っていた犬を避難先に連れて行けなかったためボランティアの人に預かってもらった際の預かり料、申立人Cの転入先中学校の制服購入費用、再別離時の家財購入費用について賠償を請求した〔領収証、建物賃貸借契約書、入居費用見積書、ペットの一時預かり誓約書、口座取引履歴、写真、質問事項回答書、電話聴取書〕。東京電力は、避難交通費、家財道具移動費用及び入居関連費用については直接請求手続における包括請求の「その他実費」として支払済みであり、生活費増加費用である飼い犬預かり料、中学校制服購入費用及び家財購入費用については精神的損害に含めて支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、東京電力の主張する既払金とは別に、上記費用のいずれも原発事故と相当因果関係のある損害であると認めた上で、その一部については再別離時以降の費用であることや立証の程度等を踏まえて割合的認定をするなどして算定した損害額の賠償を認める和解案を提示した。

#### ※4 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人A及びCは、原発事故により体調が悪化し通院したとして、生命・身体的損害の賠償を請求し、東京電力はこれについての具体的な事情の説明を求めた。パネルは、申立人らより具体的な主張及び立証がされなかったことから、和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1819		
事案の概要	原発事故時においては自主的避難等対象区域(郡山市)に居住し、居住制限区域(浪江町)に居住する申立人夫と婚約中であった申立人妻の平成23年11月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となったこと、出産後は病弱な乳幼児ら3人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成23年11月から平成30年3月まで、子らが入院した4か月間は月額5万円、それ以外の期間は月額3万円の計239万円が増額して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

### 2 基本情報

申立日	R2.11.16	全部和解成立日	R4.1.17
事故時住所	浪江町ほか		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

### 3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,390,000	H23.11~H30.3	※1
小計			2,390,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,390,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（妻）は、原発事故当時は郡山市に居住し、居住制限区域（浪江町）に居住する申立人A（夫）と婚約中で、結婚後は申立人Aの実家において同人の両親と同居予定であったところ、平成23年11月に避難先で結婚し、平成24年7月以降には3人の子供（申立人C、D及びE）を出産するも、申立人Aの両親との同居は叶わなかったため育児について同人らの援助を受けることができず、病弱な子らの育児に多大な苦労が生じたとして〔電話聴取報告書〕、日常生活阻害慰謝料の増額を求めた。東京電力は、申立人らがいずれも中間指針が定める避難等対象者に該当することは争わないものの、両親との同居予定が叶わなかったことは申立人らの判断によるなどとし、既払額を超える損害はないと主張して争った。パネルは、妊娠しながらの避難生活となったこと、病弱な乳幼児ら3人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成23年11月から平成30年3月まで、子らが入院した4か月間は月額5万円、それ以外の期間は月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であるという事情や乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に

は、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人Bは、東京電力の直接請求手続において、自主的避難等対象区域住民の妊婦を対象とした平成23年分の賠償を受け、さらに平成23年11月からは避難指示等対象区域住民を対象とした賠償も受けたところ、上記の自主的避難等対象区域住民を対象とした賠償分が重複（過払い）に当たるとして東京電力から戻し入れの要求があったことからこれに応じたが、この返金処理により平成23年3月から同年10月までの自主的避難等対象区域住民としての賠償が不足する可能性があるとしてその不足分について賠償を求めた。パネルは、東京電力の直接請求手続における賠償内容を精査した上、賠償の不足はないとして和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1820		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から母子のみで避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)について、平成25年10月から平成30年3月までの申立人子2名の甲状腺検査費用が賠償されたほか、平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)エ
	第10の2(3)ク	第10の2(4)	

### 2 基本情報

申立日	R3.4.23	全部和解成立日	R4.1.21
事故時住所	福島市ほか		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	27,940	H25.10～H30.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	60,300	H24.4	※2
全部和解	生活費増加費用ほか	面会交通費及び一時帰宅費用	580,800	H24.8～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	390,000	H24.4～H25.4	※2
全部和解	避難雑費		1,356,000	H24.4～H27.3	※2
小計			2,415,040		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※3
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,695,040
	弁護士費用	110,851
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（母）、C及びD（原発事故当時いずれも未成年の子）は、自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難したところ（なお、原発事故当時申立人B（父）は福島県外に単身赴任中であった。）、申立人C及びDが平成30年3月までの間に複数回にわたり甲状腺検査を受けた際の費用の賠償を請求した〔領収書、甲状腺画像、検査結果報告書〕。東京電力は、申立人C及びDが平成24年8月に甲状腺検査を受診済みであり、同人らについて少なくとも検査結果が判明した2回目以降の検査については原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、2回目以降の検査についても原発事故との相当因果関係を認めた上で、平成25年10月から平成30年3月までの間に受診した検査のうち、領収書及び甲状腺の画像の双方が提出されている検査（申立人Cについて6回分、申立人Dについて8回分）の費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人A、C及びDが平成23年中に避難し、いったん帰還した後、平成24年4月に再度母子のみで避難した（なお、原発事故時福島県外に単身赴任中であった申立人Bは、平成23年中に単身赴任先から福島市に戻り、平成25年に再び福島県外へ転勤となるまで福島市に居住した。）として、避難の際の交通費、申立人Bと別離したことにより発生した家族間面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用（二重生活に伴う増加分、家財道具購入費用等）、精神的損害、申立人C及びDについての避難雑費等の賠償を請求した〔領収書〕。東京電力は、いずれも中間指針第一次追補に基づく既払額を超えて原発事故と相当因果関係のある損害は発生していないなどと主張して争った。パネルは、平成23年中については上記既払額を超える損害は認められないとして下記※3及び※4のとおり既払額と同額の和解案を提示し、平成24年以降については再度避難した同年4

月から平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費、申立人Bが平成25年に再度転勤するまでの二重生活に伴う生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償、残額4万円を平成23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償分として扱ったものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償、残額20万円と平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき賠償された20万円の合計40万円を平成23年中の避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用に対する賠償分として扱ったものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1821		
事案の概要	幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成27年度から令和元年度までの営業損害(逸失利益)を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成27年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を6割から1割として、中学校については平成27年度から平成29年度まで同影響割合を6割から2割として、それぞれ賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(エ)	第5の4(2)ア	第6の2

## 2 基本情報

申立日	R3.1.19	全部和解成立日	R4.1.25
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		18,508,132	H27.4~R2.3	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		21,963,285	H27.4~H30.3	※1
小計			40,471,417		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	40,471,417
	弁護士費用	1,214,143
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第8、総括基準（営業損害の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、会津若松市内及び自主的避難等対象区域内にそれぞれ一つずつ学園を設け、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営しているところ、本件では、自主的避難等対象区域内で経営する学園内の小学校及び中学校について、同地域からの自主的避難あるいは同地域への転入忌避などにより児童、生徒数が減少したため、申立人の経営する小中学校においても児童、生徒数が減少したとして、直接請求手続及び過去の和解仲介手続において賠償されていない平成27年度以降の営業損害（逸失利益）の賠償を請求した。東京電力は、申立人法人全体では、平成25年3月期以降原発事故以前よりも増収しており、損害は発生していないこと、また、自主的避難等対象区域内の学園も、平成27年4月以降は減収状況がほぼ解消していると考えられること、その他原発事故以外の要因により児童、生徒数の減少が生じていることなどを主張して争った。パネルは、申立人法人全体としての増収は原発事故とは無関係な事情によるものであるとして、自主的避難等対象区域内の小学校及び中学校それぞれ単体で見た場合の減収の有無を検討し、原発事故と減収と

の間の相当因果関係を認めた上で、年少者の方がより避難者等が多い傾向にあることや、中学校については平成30年度以降原発事故前よりも入学者数が増加していることなどを考慮し、小学校については、原発事故の影響割合を平成27年度は6割、平成28年度は同5割、平成29年度は同3割、平成30年度は2割、令和元年度は1割として、中学校については、同影響割合を平成27年度は6割、平成28年度は4割、平成29年度は2割（平成30年度以降は原発事故の影響はなく、相当因果関係を認めず）として算定した逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において発生した原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との間の相当因果関係を認め、中間指針第8 III ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものは、原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法について複数の合理的な算定方法の代表的な具体例を示し、そのいずれかの算定方法を選択するかは特段の事情のない限り仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1822		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住しており、勤務先会社の移転に伴い県外に避難したものの、原発事故前よりも業務量が増加したこと等によりやむなく平成25年3月に同社を退職していわき市へと帰還した申立人について、帰還時の転居費用(交通費)のほか、退職した平成25年4月から平成27年3月まで2年間の減収分(ただし、原発事故の影響割合を8割から4割に減減。)を含む就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)キ	

### 2 基本情報

申立日	R3.2.12	全部和解成立日	R4.1.28
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	33,759	H25.4	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	5,895,952	H25.1~H27.3	※2
小計			5,929,711		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,929,711
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、原発事故により勤務先が立入禁止となり、県外に移転したことに伴い、いわき市の自宅から県外に転居したが、平成25年3月に勤務先を退職し、同年4月にいわき市に帰還したとして、その間の県外からいわき市の自宅への一時帰宅及び平成25年4月に帰還した際に要した各交通費を請求した。東京電力は、直接請求手続における既払金を超えて支払をすべき事情はなく、とりわけ退職後の帰還の際に要した交通費については、申立人自身の判断によるものであるから相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、一時帰宅費用については和解案の対象外としたものの、東京電力が受諾する旨述べた帰還のための交通費の一部については相当因果関係がある損害と認め、和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自

自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合に賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人は、上記のとおり県外に転居し、原発事故時の勤務先での勤務を継続したが、家業や介護等の都合により当初から2年限りとの約束の下で県外勤務を続けていた上、原発事故前に比して業務量が増加し、帰宅に要する時間が増えて就労継続が困難となったこともあり、平成25年3月に同勤務先を退職しいわき市に帰還したが、退職後2年間は無職であったことから、この約2年分の就労不能損害の賠償を求めた〔給与明細書〕。東京電力は、勤務先を退職したのは申立人自身の判断であり、原発事故と相当因果関係は認められないし、直接請求手続においても緊急時避難準備区域の者への就労不能損害の賠償は平成24年12月31日で終わっていることから、申立人について平成25年4月以降の賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、原発事故と勤務先退職との相当因果関係を認め、就労不能損害として、平成25年4月から平成26年3月までは原発事故前の収入の8割、平成26年4月から平成27年3月までは原発事故前の収入の4割を賠償する内容の和解案を提示した（なお、平成25年1月から同年3月までの減収分についての就労不能損害も和解案を提示。）。

これも、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1823		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から亡父と共に避難した申立人母及び子3名(うち1名は原発事故後出生)について、申立人母が平成24年春に避難先において第三子を出産したことや亡父の体調不良等を理由に、亡父も含めた世帯全員について同年9月以降平成25年12月まで(亡父は死亡時まで)の避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料(1人当たり月額10万円)が賠償された(ただし、子らについては既払金を除く。)ほか、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成23年11月から平成25年10月まで3割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成23年3月及び4月は6割、同年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

### 2 基本情報

申立日	R3.3.22	全部和解成立日	R4.2.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

#### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H24.9~H25.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,092,000	H23.3~H25.12	※2
小計			2,692,000		

#### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H24.9~H25.12	※1
小計			1,600,000		

#### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H24.9~H25.12	※1
小計			1,600,000		

#### 申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H24.9~H25.12	※1
小計			1,600,000		

申立人A、B、C、D共通(被相続人Eの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H24.9~H25.10	※1
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H23.11~H25.10	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	137,358	H25.1~H25.10	※3

小計 2,257,358

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,749,358
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A(母)、B(子)、C(子)は、被相続人E(父。原発事故後避難先で死亡。)と共に緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難したところ、申立人Aが平成24年春に避難先において申立人D(子)を出産したこと〔母子手帳〕や申立人B及びCもまだ幼かったこと、被相続人Eの勤務地が避難先付近に変更になったこと等を理由に、平成24年9月以降も避難を継続する合理性があったと主張して、同月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、原発事故当時申立人らが居住していた緊急時避難準備区域は原事故後も自由に立入りや居住ができる区域であったこと、平成24年8月末時点における申立人らの自宅付近の空間放射線量は年間20ミリシーベルトを超えない値となっていること、被相続人Eは希望すれば原発事故前の勤務地に復帰し得る状況にあったと考えられること等を踏まえれば、申立人らが平成24年9月以降も避難を継続する必要性、合理性を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Aが平成24年春に避難先において申立人Dを出産したことや被相続人Eが持病により体調不良であったこと〔診断書、健康診断結果通知書等〕等を理由に、被相続人Eも含めた申立人ら世帯全員について、平成24年9月以降平成25年12月まで(被相続人Eは死亡時まで)の避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料(1人当たり月額10万円。ただし、申立人BないしDについては既払金を除く。)の賠償を認める和解案を提示した(被相続人Eの損害については、相続人である申立人AないしDに対して賠償が認められた。下記※2、※3についても同じ。)

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)IIIは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、被相続人Eには持病があり避難生活中にそれが悪化したこと〔診断書、健康診断結果通知書等〕、避難先において申立人Aが妊娠・出産したこと、申立人Aが被相続人Eや乳幼児である申立人BないしDの世話をしたこと等を理由に、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、避難先における申立人Aの妊娠、出産、子育て

てについては、当時申立人Aの実家近くに避難していたことから実家の人々や生前の被相続人Eからも手助けがあったと考えられ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとまではいえないなどと主張して争った。パネルは、当時の被相続人Eの体調や申立人Aによる介護及び子育ての状況等を踏まえた上で、被相続人Eについては持病が悪化したことを考慮して平成23年11月から同人が死亡した平成25年10月まで3割、申立人Aについては避難中に妊娠・出産したこと及び被相続人Eや乳幼児である申立人BないしDを世話したこと等を考慮して平成23年3月及び4月は6割、同年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があること、それらの者の介護を恒常的に行ったこと、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の5、中間指針第3の8

申立人らは、被相続人Eの持病が避難生活のストレスにより悪化し従来の業務に就けなくなったため、勤務先での業務内容が変更された結果収入が減った〔電話聴取事項報告書、源泉徴収票、賃金台帳〕として、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、被相続人Eは原発事故により就労ができなくなったわけではなく、勤務地や業務内容の変更も勤務先の都合によるものであって原発事故により余儀なくされた減収とはいえないこと、持病の悪化についても原発事故との相当因果関係は認められないこと等を主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係は認めたものの、被相続人Eの持病の性質等を踏まえ、原発事故の影響割合を3割として就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

#### ※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人らは、被相続人Eが死亡したことによる損害（死亡慰謝料等）の賠償を請求し、東京電力は、被相続人Eの死亡と原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、医療照会に対する担当医の回答の内容等を踏まえ、被相続人Eの死亡と原発事故との間に相当因果関係があるとまではいえないと判断し、和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1824		
事案の概要	<p>避難指示解除準備区域(浪江町)において父母、子、祖父母(祖父は平成30年に死亡。)とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額4万円(別離前の平成23年6月までは2万円)の日常生活阻害慰謝料(増額分)が、母については、原発事故により勤務先が他県に移転して単身赴任となったことに伴う家族間面会交通費につき平成23年7月から平成30年3月までの実費相当額が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成23年9月から平成24年12月までの日常生活阻害慰謝料(増額分)が(平成23年12月までは月額3万円。残りの期間は月額2万円。)賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

## 2 基本情報

申立日	R3.3.4	全部和解成立日	R4.2.7
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,930,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,930,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	1,448,000	H23.7~H30.3	※2
小計			1,448,000		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.9~H24.12	※3
小計			360,000		

### 申立人A、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,080,000	H23.3~H30.3	※4
小計			1,080,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,818,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、避難指示解除準備区域（浪江町）において申立人B（妻）、申立人C（追加申立てをした子）、申立人D（追加申立てをした実母）及び実父（平成30年4月に死亡）と居住していたところ、要介護状態（身体障害者等級3級。要介護2ないし4。）であった実父〔介護保険被保険者証〕を介護しながらの避難となったこと及び妻子である申立人BとCの勤務先が他県となって別離が生じたことを主張して日常生活阻害慰謝料の増額の賠償を求めた。東京電力は、家族別離については既払いの月額10万円を超える損害はなく、何らかの損害があるとしても時間の経過に伴って逡減するとし、介護については平成26年5月までの39か月につき日常生活阻害慰謝料の増額分として月額1万円を支払い済みであり、これを超える損害はないとして争った。パネルは、妻子と別離してほぼ単独での介護となったこと等を考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで月額4万円（ただし、妻と別離前の平成23年6月までは2万円。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったという事情や家族の別離が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人Bは、浪江町所在の勤務先が原発事故により稼働不能となって平成23年7月に他県に配置換えとなり単身避難を余儀なくされ、毎週末に家族に車で会いに行くことにより交通費が増大したとして、生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、平成23年7月から平成24年5月までは移動日が特定されていないこと、平成24年6月から平成30年3月までは既払分（月2回分）を超える損害が確認できないこと、平成30年4月以降は相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人の主張から月4回は面会していると認定した上で、平成23年7月から平成30年3月まで、東京電力が未払いの面会分について実費相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅱ①本文は、避難費用のうち交通費について、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、避難指示解除準備区域（浪江町）において両親及び祖父母と居住していたところ、原発事故により職を失い、平成23年9月に他県で再就職したことにより家族別離が生じ、精神的損害を被ったとしてその賠償を求めた。東京電力は、既払いの月額10万円を超える損害はなく、何らかの損害があるとしても時間の経過に伴って逡減すると主張して争った。パネルは、原発事故がなければ少なくとも平成24年12月までは両親らと同居していた蓋然性が高いとして、平成23年9月から同年12月までは月額3万円、平成24年1月から同年12月までは月額2万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Dの夫（平成30年4月に死亡）は、要介護2ないし4の状態での避難を余儀なくされたとして、相続人らである申立人D並びに申立人A、申立人E及び申立人F（追加申

立て。申立人Aの兄弟)が精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、要介護度に応じて日常生活阻害慰謝料の増額分として月額1万5000円ないし2万円を支払い済みであり、これを超える損害は認められないと主張して争った。パネルは、既払額では不十分として平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の増額(ただし、既払金は控除。)を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1825		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から申立人子のみが申立外の祖母と共に避難した申立人ら(父、母及び未成年の子)について、申立人子の通学継続(事故時中学生)の必要性等の事情を考慮し、平成25年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年1月から平成25年3月までの避難費用(面会交通費)及び生活費増加費用(二重生活に伴う水道光熱費増加分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	

## 2 基本情報

申立日	R3.9.13	全部和解成立日	R4.2.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	60,000	H24.1～H25.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,000	H24.1～H25.3	※1
小計			120,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	120,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A(父)、申立人B(母)及び申立人C(未成年の子)は、緊急時避難準備区域に家族で居住していたところ、原発事故後に申立人Cが関西への避難を経て平成24年1月からは申立外祖母と共に東北へ避難し、避難先における通学継続の必要性等から高校を卒業した平成28年3月まで避難を継続せざるを得なかったとして〔電話聴取書〕、同月までの家族間の面会交通費及び二重生活によって生じた水道光熱費等の生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域については、避難費用の賠償期間の目安は平成24年8月末までとされており、同年9月以降の申立人Cの避難には合理性がないと主張した上で、申立人が請求するこれらの生活費増加費用は既に賠償済みの精神的損害の賠償に含まれるものであるなどと主張して争った。パネルは、これらの費用については精神的損害の賠償に含まれておらず別途賠償する必要があると判断した上で、申立人Cの中学校卒業までについては通学継続の必要性があるとして避難継続の合理性を認め、平成24年1月から中学校を卒業した平成25年3月までの期間について、家族間の面会交通費(各月2往復分の実費から既払金を控除した額)及び生活費増加費用(二重生活に伴う

水道光熱費増加分)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2Ⅲは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1)

申立人らは、上記※1と同様の事情から申立人Cが平成28年3月まで避難を継続せざるを得なかったとして、同月までの精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の申立人Cの避難には合理性がないなどと主張して争った。パネルは、直接請求手続及び前件和解仲介手続での賠償額を超える精神的損害が発生しているとの心証を形成できなかったことから、和解案を提示しなかった。

### 1 事案の概要

公表番号	1826		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人ら家族(父母、乳幼児2名)について、当初父母及び子らで避難したものの、父が勤務の都合上郡山市に帰還したため、二重生活となったこと等を考慮し、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用(宿泊謝礼、面会交通費)、生活費増加費用(二重生活による増加分、自家消費野菜分)及び避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

### 2 基本情報

申立日	R3.3.12	全部和解成立日	R4.2.15
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

#### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

#### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

#### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

#### 申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	宿泊謝礼	390,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,372,800	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,170,000	H24.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	253,500	H24.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		1,420,000	H24.1～H27.3	※2
小計			4,606,300		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,966,300
	弁護士費用	178,989
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人らに対する賠償について、中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害とし、4万円を生活費増加費用及び移動費用として扱い、子供及び妊婦に対する賠償分40万円に東京電力プレスリリース（平成24年2月28日付け）を踏まえた賠償分20万円を加えた賠償分60万円のうち、20万円を精神的損害とし、40万円を生活費増加費用及び移動費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域（郡山市）で同居していた申立人ら（A（父）、B（母）、C（子）、D（子）、E（Bの伯父、追加申立て）及びF（Bの伯母、追加申立て））は、原発事故後の平成23年3月、申立人E及びFを残して申立人AないしDの合計4名で関東地方に避難したが、平成23年5月に申立人Aが個人事業〔所得税の青色申告決算書〕を継続するために単身帰還したことにより二重生活が生じた〔住民票〕として、平成23年3月から令和3年2月までの避難費用（宿泊謝礼〔領収証〕、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う増加分〔住民票、水道料金の検針票〕、自家消費野菜〔畑の写真〕）及び避難雑費の賠償を請求した。東京電力は、自主的避難の合理性が認められるのは平成24年8月までであり、同年9月以降は特段の事情がない限り、自主的避難等に伴う損害賠償は認められず、本件でも認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの中に乳幼児である申立人C及びDが含まれていたことから避難継続の合理性を認め、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（宿泊謝礼月額1万円、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分月額3万円のほか、自家消費野菜分月額6500円）及び避難雑費（当初は子1名当たり月2万円、後に月1万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1827		
事案の概要	避難指示解除準備区域(富岡町)に母親(原発事故時80歳代、平成29年3月死亡。)と二人で居住していた申立人(母親の唯一の相続人)について、避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になっていった母親を介護したことを考慮して、母親の生命・身体的損害(母親の医療費、通院慰謝料、通院交通費及び証明書類取得費用)のほかに、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、母親の要介護状態に応じて、母親(相続分として)については平成23年3月から平成29年3月まで2割ないし8割の増額分が、申立人については平成23年10月から平成29年3月まで3割ないし8割の増額分(いずれも既払分を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の7(2)ア(エ)	

## 2 基本情報

申立日	R3.3.15	全部和解成立日	R4.2.15
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,785,000	H23.3~H29.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,630,000	H23.10~H29.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	180	H23.3~H29.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	491,400	H23.3~H29.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	150,820	H23.3~H29.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	130,590	H23.3~H29.3	※2
小計			5,187,990		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,187,990
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故時、申立外亡母(原発事故時80歳代、平成29年3月死亡)との二人世帯であったところ、避難生活中に亡母が慢性リウマチ、変形性膝関節症の悪化等の影響により、平成23年10月頃から介護を要する状態となった上、平成28年3月には避難先で転倒して入院し、同年7月に退院した後は、申立人によるほぼ付きっきりの介護を要する状態となった〔電話聴取書、退院証明書、診断書〕と主張し、亡母については、持病を抱えつつ要介護状態での避難生活を送った点、また、申立人については、亡母の介護をしながら避難生活を送った点で精神的苦痛が大きかったとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、精神的損害の増額事由はあると認めたものの、直接請求手続において要介護者である亡母に対しては120万5000円、介護者である申立人に対しては22万円を増額分として賠償済みであり、既払金を超える損害はないなどと主張

して争った。パネルは、亡母の傷病による避難中の日常生活阻害の程度が大きかったものと認め、亡母の病状変化の程度に応じて、要介護者である亡母については、平成23年3月から同年9月まで月額2万円、平成23年10月から平成26年9月まで月額3万円、平成26年10月から平成28年6月まで月額5万円、平成28年7月から平成29年3月まで月額8万円の増額（合計299万円。ただし、既払金120万5000円を控除。）、介護者である申立人については、平成23年10月から平成26年9月まで月額3万円、平成26年10月から平成28年6月まで月額5万円、平成28年7月から平成29年3月まで月額8万円の増額（合計285万円。ただし、既払金22万を控除。）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、重度または中程度の持病があることやこれらの者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の5

申立人は、唯一の相続人として、申立外亡母の生命・身体的損害（治療費、通院慰謝料、通院交通費及び証明書類取得費用）を請求した〔電話聴取書、退院証明書、診断書、領収書〕。東京電力は、申立外亡母の傷病のうち、慢性リウマチ、変形性膝関節症及び認知症に関する治療費等については原発事故との相当因果関係を認めた。パネルは、東京電力が認めた金額について賠償を認める和解案を提示した。

## 1 事案の概要

公表番号	1828		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、身体障害(障害程度等級1級)及び持病を抱えて避難したことを考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、避難先の環境等に応じて月額3万円から8万円(合計366万円。ただし、既払金152万円を控除。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.10.4	全部和解成立日	R4.2.15
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,140,000	H23.3~H29.5	※1
小計			2,140,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,140,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故発生当時、上下肢の障害により身体障害等級1級の認定を受けており〔身体障害者手帳〕、また、膝関節症等にり患しており〔通院証明書〕、これらの障害や持病を抱えて避難したことにより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、申立人に対して、直接請求手続において、平成23年3月から平成29年5月までの期間について、精神的損害の増額分として月額2万円を支払っており、精神的損害は全て賠償済みであること等を主張して争った。パネルは、上記の事情を考慮して、平成23年3月について月額8万円、同年4月から平成28年11月まで月額5万円、同年12月から平成29年5月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体または精神の障害があること、重度または中程度の持病があることといった事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### ※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の3)

申立人は、原発事故発生後、年に数回程度墓参りのための一時立入りを行ったとして一時立入費用を請求した。東京電力は、直接請求手続における既払額を超える損害の発生は認められないなどと主張してこれを争った。パネルは、直接請求手続における既払額を超

える損害が発生したとの心証が得られなかったことから、和解の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1829		
事案の概要	避難指示解除準備区域(檜葉町)から避難した申立人夫婦について、1. 申立人夫の日常生活障害慰謝料(増額分)として、精神疾患の持病を抱えて通院を継続していたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、2. 申立人妻の日常生活障害慰謝料(増額分)として、夫と別離期間中も夫の通院時や外出時の付添い等の介護をしていたことを考慮して平成23年11月(別離時)から平成30年3月まで月額1万円及び申立人妻自身が精神疾患を発症したことを考慮して平成25年9月から平成30年3月まで月額1万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R2.12.21	全部和解成立日	R4.2.22
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,320,000	H23.11~H30.3	※1
小計			1,320,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,870,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(妻)及びB(夫)は、避難指示解除準備区域(檜葉町)から避難したところ、申立人Bが精神疾患の持病を抱えていたこと、申立人Aがかかると申立人Bを介護していたこと及び申立人A自身も避難生活中に精神疾患を発症したこと、申立人ら夫婦間及び原発事故前同居していた申立人らの子との間に別離が発生したことを理由に〔診断書、通院証明書、電話聴取書〕、日常生活障害慰謝料の増額賠償を請求した。東京電力は、申立人Bの持病については直接請求手続において慰謝料を含む生命・身体的損害を賠償済みであり、また、申立人ら及び子の間に発生した別離については申立人ら家族の事情や判断によるものであって原発事故により余儀なくされたものとはいえないとして、いずれも既払額を超える損害は発生していないと主張して争った。パネルは、申立人ら家族の間に発生した別離については原発事故との相当因果関係があるとまでの心証が得られないとして日常生活障害慰謝料の増額を認めなかったものの、申立人Bについては、精神疾患の持病を抱え避

難生活中も通院を継続していたことを理由に平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の増額賠償を認め、申立人Aについては、申立人Bと別離して以降も同人の通院時や外出時の付添い等の介護をしていたことを理由に平成23年11月（別離時）から平成30年3月まで月額1万円及び申立人A自身が避難生活中に精神疾患を発症したことを理由に平成25年9月から平成30年3月まで月額1万円の増額賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があること、それらの者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の変難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の3）

申立人らは、避難先から原発事故時の自宅へ一時立入りした際の費用の賠償を請求したところ、東京電力は、直接請求手続において一時立入費用として既に十分な賠償金を支払済みであり、これを超える損害が生じている場合には具体的な事情の説明や客観的資料の提出を求めると主張して争った。パネルは、申立人らから一時立入りの日付、交通手段、立入者、目的等の具体的な事情が明らかにされなかったことから、既払金を超えて損害が発生したと認めることができないとして、和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1830		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)の自宅に居住していたが、原発事故後、いわき市に自宅を購入し移住した申立人について、新規取得不動産の代金相当額は賠償済みの旧住居の財物損害を超えるものとは認められないが、不動産取得に係る諸費用(登記費用、建物消費税、給水加入金、印紙代)は賠償されていなかったことを考慮して、財物損害とは別の住居確保に係る諸費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.7.12	全部和解成立日	R4.3.2
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	1,271,904	H25.10~H26.2	※1
小計			1,271,904		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,271,904
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第四次追補第2の2

申立人は、原発事故時、帰還困難区域(大熊町)に自宅不動産(土地・建物)を所有し居住していたところ、原発事故後、いわき市に自宅不動産(土地・建物)を取得したことから、住居確保損害の賠償を請求した〔売買契約書、建物代金内訳書、領収証〕。東京電力は、住居確保損害の賠償は原発事故前に居住していた不動産に対する財物賠償の金額を上回る支出が生じている場合に支払われるべきところ、申立人においてはいわき市の不動産購入費用が大熊町の自宅不動産の財物損害の既払金を上回っていないこと、諸費用については住居確保損害から分離して支払いの対象とすべきではないなどと主張して争った。パネルは、住居確保損害としてのいわき市の自宅不動産の購入費用は、旧財物の賠償金で不足する部分のみが賠償対象であるとして和解対象外としたが、不動産取得に係る諸費用のうち、登記費用、建物消費税、給水加入金及び印紙代については、住宅取得に伴う諸費用として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2 I ③は、避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者が、移住等のために負担した諸費用は賠償すべき損害であると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1831		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、夫については要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成26年3月から平成29年5月まで月額3万円が、妻については夫や子との別離を余儀なくされたことを考慮して家族別離が生じた平成23年4月から平成25年10月まで、また、要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成27年5月から同年10月まで、それぞれ月額3万円が、既払金を控除した上で賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.9.7	全部和解成立日	R4.3.4
事故時住所	浪江町ほか		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	780,000	H26.3~H29.5	※1
小計			780,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H23.4~H27.10	※2
小計			1,050,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,830,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、避難中の平成26年3月に歩行困難により要介護1と認定され〔認定履歴証明書、介護保険被保険者証〕、避難生活がさらに困難になったとして精神的損害(増額)の賠償を求めた。東京電力は、既払金を超える損害はないなどと主張して争った。パネルは、要介護1の状態であった平成26年3月から平成29年5月までについて月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認め、既払金(同期間中月額1万円、合計39万円)を控除した上で和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（申立人Aの妻）は、事故前から同居していた息子家族や夫と共に避難したが、慣れない避難生活やペットと離れたショックで精神状態が不安定となったことから、平成23年4月下旬に息子家族と夫とは住まいを別にし、申立人B自身は娘らの家に身を寄せるなどしつつ平成25年10月まで夫との別離が継続したこと、また、不眠等の症状により平成27年5月に要介護1と認定され〔要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、避難生活がさらに困難になったとして精神的損害（増額）の賠償を求めた。東京電力は、別居は申立人らの判断である上、全員が大人であるから、別離による精神的苦痛が通常の避難者と比べて大きいとまでは言えず、また、要介護の点については既払金を超える損害はないなどと主張して争った。パネルは、家族別離と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、夫婦の間に家族別離が生じた平成23年4月から平成25年10月までについて月額3万円の、要介護1の状態であった平成27年5月から同年10月までについても月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認め、既払金（同期間中月額1万円、合計6万円）を控除した上で和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態や家族の別離という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※ 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目

申立人C（申立人AとBの子）は、事故時、大熊町に居住していたところ、本件において固有の損害についての具体的な請求がなされなかったため、パネルは和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1832		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から県外に避難した申立人について、就労不能損害(平成23年12月から平成27年2月まで)、財物損害(人形等)が賠償されたほか、避難に伴い旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に所在する墓地が遠方になったことから墓地の移転を要したとして墓地移転費用(東京電力の自主賠償基準において旧緊急時避難準備区域は賠償対象外である。)のうち7割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第1の12(2)エ(エ)	第1の12(2)オ(ア)

## 2 基本情報

申立日	R3.9.2	全部和解成立日	R4.3.7
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	5,850,000	H23.12~H27.2	※1
全部和解	財物損害	家財	200,000		※2
全部和解	財物損害	墓	1,078,000		※3
小計			7,128,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,128,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の8

申立人は、避難により退職を余儀なくされ、さらに避難中に単身赴任をしていた申立人の夫に持病があり、いつでも夫のところに駆け付けられるようにしておく必要があったこと等から避難先においても就労できなかったとして、平成23年12月から平成28年3月までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、平成27年2月までの就労不能損害については支払を検討するが、それ以降の就労不能損害の賠償については事故後4年が経過していること等を踏まえれば原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、平成27年2月末までの減収分と原発事故との相当因果関係は認められるが、同年3月以降の減収分については相当因果関係が認められるとの心証が得られないとして、平成23年12月から平成27年2月までの就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### ※2 中間指針第3の10

申立人は、浪江町の自宅で保管していた武者人形、藤娘及びひな飾りの財物価値を喪失したと主張して、その賠償を請求した。東京電力は、各財物の写真は提出されているが、製品情報、購入時期及び金額を確認できる証拠が提出されていないことから、支払済みの金額を超える損害があるとは認められないと主張して争った。パネルは、武者人形については、インターネット上に掲載されている同じメーカーの類似品の価格（15万円ないし17万5000円）を考慮し、また、藤娘及びひな飾りについては、メーカーが特定できず、疎明が十分ではないことを考慮して、20万円を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### ※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により遠方に避難したため、南相馬市原町区にあった墓（共同墓地内）の管理が困難となり、避難先への墓の移転を余儀なくされたとして、墓の移転にかかる費用等を請求した〔領収証〕。東京電力は、墓地が緊急時避難準備区域に所在し、東京電力の賠償基準である避難指示区域内に所在しないことや、避難先近くに改葬することは申立人自身の選択によるものであり、原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、墓の管理や墓参りの負担等も考慮すると、避難先への移転はやむを得ないものとして原発事故との相当因果関係を認めたが、原発事故の影響割合を考慮し、移転先墓地の年間管理料を除くその他の費用のうちの7割を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1833		
事案の概要	自主的避難等対象区域(川俣町)から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら(父母、成年の子1名、未成年の子2名及び未成年の孫1名)について、申立人子のうちの1名の就労不能損害が賠償されたほか、平成27年3月までの生活費増加費用(二重生活費増加分等)、避難費用(面会交通費、一時立入費用)、避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク

## 2 基本情報

申立日	R3.3.24	全部和解成立日	R4.3.8
事故時住所	川俣町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

## 3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	960,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	560,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	654,240	H24.1~H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,170,000	H24.1~H27.3	※3
全部和解	避難雑費		1,476,000	H24.1~H27.3	※2
小計			4,820,240		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	161,458	H23.3~H23.12	※3
小計			161,458		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,981,698
	弁護士費用	149,451
	手続内で処理された既払金合計額	1,520,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円(原発事故時18歳以上であった申立人A、B、C及びF(追加申立て))並びに中間指針第一次

追補第2に基づく子供に対する賠償分40万円に平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースを踏まえた賠償分20万円を加えた賠償分60万円（原発事故時18歳未満であった申立人D及びE）のうちの一部を精神的損害に対する賠償として扱い、一部を生活費増加費用として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（A（母）、B（子）、C（未成年の子）、D（未成年の子）、E（未成年の孫）及びF（父、追加申立て））は、原発事故時自主的避難等対象区域（川俣町）に居住しており、いったん全員で福島県外に避難した後、すぐに申立人Fのみは仕事のために避難先から川俣町の自宅に戻ったものの、その後も申立人F以外の申立人らが被曝を避けるために福島県外への避難を継続せざるを得なかったとして、二重生活に伴って発生した面会交通費等の生活費増加費用、避難雑費等の賠償を求めた〔陳述書、領収書等〕。東京電力は、平成23年9月以降本件の申立て時である令和3年3月に至るまで申立人らが同一の住居に居住していることから平成23年9月の時点で避難が終了していることや家族別離が生じたのは原発事故以外の理由による申立人ら自身の判断によるものであること等から、直接請求手続における既払額を超えて賠償をすべき事情は見受けられないなどと主張して争った。パネルは、原発事故時18歳未満であった申立人D及びEへの被曝を避けるために申立人F以外の申立人らが福島県外の避難先にとどまったこと等を踏まえて、平成27年3月までの避難継続に合理性を認めて、同月までの面会交通費（和解契約書上一時立入費用と表示されているものについては、申立人F以外の申立人らが申立人Fに面会するために川俣町の自宅に立ち入ったことにかかる費用であり、実質的には面会交通費であるので、本解説では面会交通費として取り扱う。）、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費について、合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人C（未成年の子）は、上記※1記載のとおり原発事故により自主的避難等対象区域（川俣町）から福島県外に避難したために勤務先を退職することを余儀なくされたとして、就労不能損害の賠償を求めた〔給与支払明細書〕。東京電力は、申立人Cが原発事故時居住していた区域は、避難対象区域ではなく、自主的避難等対象区域であり、原発事故以外の理由による申立人C自身の判断で避難をしたものであること等から、申立人Cの退職による減収と原発事故との相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、上記※1記載の申立人らの避難の状況等を踏まえて、申立人Cの退職による減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、原発事故前の平均給与の1か月分の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1834		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人夫婦について、乳幼児2名(原発事故時生後1か月の子含む。)を連れての避難生活であったこと、申立人妻は産後間もなく体調が万全でない中で避難を強いられたこと等を考慮し、上記子らの世話の負担の程度等に応じて、平成23年3月は月額12万円、同年4月は月額8万円、同年5月から平成24年10月までは月額5万円、同年11月から平成29年3月までは月額3万円(合計269万円)の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

### 2 基本情報

申立日	R3.8.24	全部和解成立日	R4.3.10
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,690,000	H23.3~H29.3	※1
小計			2,690,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,690,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(父)、B(母)、C(子。原発事故当時2歳。)及びD(子。原発事故当時生後1か月。)は、避難指示解除準備区域(浪江町)から避難したところ、乳幼児である申立人C及びDを連れての避難生活であったこと、原発事故当時申立人Bは申立人Dを出産後まだ体調が完全に回復していない状態で避難しなければならなかったこと、避難所を転々としたことを理由に〔電話聴取事項報告書〕、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、原発事故当時生後1か月であった申立人Dを含む乳幼児2名を連れての避難生活は他の避難者と比較して苦労が大きかったと考えられるものの、慰謝料を増額する期間については平成24年に避難先において申立人らが新たに自宅を購入した時点までとすべきであること、また、避難所から避難所への移動が多かった期間については既に直接請求手続において増額分として月額2万円を支払済みであり、これを上回る損害が発生したと考えるのは困難であること等を主張して争った。パネルは、申立人らの避難経路及び避難生活の具体的状況等を踏まえ、産後間もない申立人Bの体調がまだ万全でない中、原発事故当時わずか生後1か月であった申立人Dを含む乳幼児2名を連れての避難生活を強いられたことについて、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きく、またこの精神的苦痛は避難先における自宅購入時点までにとどまらないとした上で、申立人C及び

Dの世話の負担の程度等に応じて、申立人A及びBあわせて平成23年3月は月額12万円、同年4月は月額8万円、同年5月から平成24年10月までは月額5万円、同年11月から平成29年3月までは月額3万円（合計269万円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、避難生活に適応が困難な客観的事実であって同総括基準に定めるその他の事実と同程度以上の困難さがあったこと等の事実があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1835		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から関東に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成24年9月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料(基本部分)及び生活費増加費用(社員寮費)が、また、夫については直接請求で未賠償であった平成25年1月から平成26年3月までの就労不能損害(減収分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(ア)
	第1の10(2)ア(ウ)		

## 2 基本情報

申立日	R3.8.12	全部和解成立日	R4.3.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

申立人A・B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,800,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	475,000	H24.9~H26.3	※2
小計			4,275,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,045,680	H23.3~H26.3	※3
小計			1,045,680		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,320,680
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A(夫)及び申立人B(追加申立ての妻)は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から関東地方に避難し同地で再就職したため避難を継続する必要があったとして、平成24年9月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降については自身の判断で帰還しなかったものであり、転職も可能であったなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの年齢(原発事故当時50歳)を踏まえれば、再度の転職が容易でないことなどから平成24年9月以降も避難を継続する特段の事情があったとして平成24年9月から平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とするも、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

上記※1のとおり平成24年9月以降の避難継続に合理性があるとして、申立人らが避難に伴い負担した寮費月額2万5000円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Aは地震の影響で失職後、元同僚の誘いで自主的避難等対象区域において再就職したものの、妻の勤務地が原発事故の影響で関東地方に変わったことから、申立人A自身も同地で再就職したところ減収が生じたとして〔源泉徴収票、給与明細〕、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、平成24年12月までは賠償済みであるところ、そもそも申立人の失職は地震の影響によるものであり、また、事故前と同等の条件で再就職することは可能であったことから、減収と原発事故との間に相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが妻と共に避難するため関東地方で再就職先を見つけたことには合理性があり、年齢的にさらなる転職が容易でないことなどから、直接請求手続において賠償されていない平成25年1月から平成26年3月までの就労不能損害について、事故前収入との差額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象地区内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1836		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から県外に避難し、平成25年2月に帰還した申立人ら(夫婦)について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成25年1月となったことを考慮し、平成25年1月まで避難継続の合理性を認め、その間の日常生活阻害慰謝料として月額10万円(各自平成24年9月から平成25年1月まで)と、同期間中の家賃負担額の賠償が認められたほか、避難中に夫の両親の介護を担ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として申立人ら合わせて月額3万円ないし6万円(平成23年3月から平成25年1月)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)エ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.10.18	全部和解成立日	R4.3.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H24.9~H25.1	※1
小計			500,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H24.9~H25.1	※1
小計			500,000		

### 申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.3~H25.1	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	139,955	H24.9~H25.1	※3
小計			529,955		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,529,955
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人ら(夫婦)は、原発事故により緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難したところ、避難後に夫の疾病が発覚し、避難先の病院において平成24年12月まで複数回入院手術を受け、平成25年1月に退院して翌2月に南相馬市に帰還した〔診断書〕。そこで、申立人らは、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得ない特段の事情があったとして、直接請求手続において賠償されていない平成24年9月から平成25年1月までの日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域については

平成23年9月30日に避難指示等が解除されたこと及び中間指針第二次追補において日常生活阻害慰謝料が賠償対象となる相当期間が平成24年8月までとされていること、さらに、平成24年1月に一度退院した際に帰還し、その後に手術を受けることもできたこと等を理由に、当該期間を超えて支払うべき事情はないと主張して争った。パネルは、上記申立人らの事情に鑑み、平成25年1月までの避難継続に合理性を認め、同月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、同指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域における相当期間については平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同追補第2の1（1）の備考7は、かかる相当期間経過後は個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、共に避難した高齢の夫の父母（父は歩行不能、母は認知症が進行。）の介護を担ったこと〔介護保険被保険者証〕や、夫が入通院を繰り返したことから、日常生活阻害慰謝料の増額を求めた。東京電力は、夫の父母の介護の必要性は原発事故がなくても生じていた可能性があること、直接請求手続において、申立人妻に対しては夫の父の介護者としての精神的損害の、申立人夫に対しては要介護者としての精神的損害の賠償金を支払っていることから、既に支払った金額を超えて支払うべき事情がないと主張して争った。パネルは、申立人らに対し、夫の父母の介護負担及び夫の入通院による要介護状況を考慮し、平成23年3月から同年9月まで月額3万円、夫が入院中であった平成23年10月から平成24年2月まで月額6万円、その後平成25年1月まで月額3万円の増額を認める和解案（両名の合計額。既払金を除く。）を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったことや重度または中程度の持病があることという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、上記※1と同様の理由を主張して、平成25年1月までの避難先の家賃相当額〔請求書、領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、上記※1と同様の主張をして争った。パネルは、上記※1と同様に判断し、同月までの家賃相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、同指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域における相当期間については平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同追補第2の1（1）の備考7は、かかる相当期間経過後は個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これを踏まえた和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1837		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)から避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人父については、妻子との間に別離が生じたことを考慮して平成23年4月から平成28年6月まで3割の増額分が、申立人母については、自身の適応障害、乳幼児(申立外)を連れての避難であったこと及び適応障害である子2名(申立人)の育児を行いながらの避難であったことを考慮して前回の和解仲介手続における賠償対象期間後の平成27年6月から平成28年6月まで3割の増額分が、申立人子2名については、適応障害に起因して不登校になったこと等を考慮して平成23年4月から平成28年6月まで3割の増額分が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

### 2 基本情報

申立日	R2.12.11	全部和解成立日	R4.3.17
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

#### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,890,000	H23.4~H28.6	※1
小計			1,890,000		

#### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H27.6~H28.6	※2
小計			390,000		

#### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,890,000	H23.4~H28.6	※3
小計			1,890,000		

#### 申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,890,000	H23.4~H28.6	※3
小計			1,890,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,060,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら（A（父、追加申立て）、B（母、追加申立て）、C（未成年の子）、D（未成年の子、追加申立て））は、原発事故当時、帰還困難区域（富岡町）所在の自宅で共に生活していたが、避難生活の中での申立人Aの転勤により家族間に別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Aの転勤が勤務先における人事異動の結果というべきものであり、かかる転勤に起因する別離には原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの避難先での生活状況等を踏まえて、家族別離が生じたことと原発事故との相当因果関係を認められると判断し、世帯代表者である申立人Aに対し、平成23年4月から平成28年6月まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、自身が適応障害となった中で、同じく適応障害を抱えた申立人C及びDの育児を行ったこと、乳幼児であった申立外の子2名の世話をを行ったこと等を理由に、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書、診断書等〕。東京電力は、前件和解仲介手続において平成23年3月から平成27年5月までの51か月間について総額243万円の日常生活阻害慰謝料が賠償されているところ、申立人Bについて、さらなる精神的損害の賠償を検討すべき事情はうかがわれないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの主張する上記の事情を考慮し、前件和解仲介手続において賠償が認められた期間以降についてもその精神的苦痛が通常の避難者と比べて大きかったと判断し、平成27年6月から平成28年6月まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C及びDについて、適応障害に起因して不登校になったこと等を考慮し、平成23年4月から平成28年6月まで、それぞれ月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人Cは、被災地に関する活動のために福島県外の避難先から福島県内を訪れた際に休憩等を行うことができる施設を利用したことについての利用の費用を請求し、東京電力は、当該費用とは別に宿泊費用を支払っており、当該費用の支払には応じられないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と当該費用の支出との間の相当因果関係について心証を形成することができなかつたため、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Cは、原発事故による避難生活が原因で適応障害にかかったとして、平成30年6月以降の適応障害の治療のための通院にかかる生命・身体的損害の賠償を請求し、東京電力は、原発事故による避難開始から長期間が経過していること等から原発事故と当該通院との間に相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と当

該通院との間の相当因果関係について心証を形成することができなかつたため、和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1838		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦、子3名、夫の父)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人父が身体障害(1級)を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人らに家族別離(3世代の同居家族が3箇所以上に別離)が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額5万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.9.3	全部和解成立日	R4.4.1
事故時住所	浪江町		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	6,800,000	H23.3~H30.3	※1
小計			6,800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らは、申立人らに次のような事情、すなわち、①申立人父が、原発事故前から心臓の障害(ペースメーカー装着)等を負っており(身体障害等級1級、要介護3)、足に不自由もあったことから、申立人父とその付添いの家族は、その余の家族らと当初の避難所に一緒には避難できなかったこと、②その後全員が合流し、仮設住宅に同居していたものの、申立人夫及び申立人子らのうちの2名がそれぞれ勤務の都合により転居したため、同居していた3世代が別離することになり、申立時点でも一部別離が継続していること及び③申立人父については、避難中、食事、着替え、入浴等に介護を要し、こうした介護を申立人妻が担ったことがあったとして精神的損害の増額を求めた。東京電力は、家族別離については原発事故と相当因果関係がなく、申立人父の障害については月額2万円を、申立人妻の介護については月額1万円を、直接請求手続において賠償しており、既に支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人父が障害を抱えながらの困難な避難生活を余儀なくされたことに鑑み月額1万円の、申立人妻が避難中に申立人父の介護をしながらの困難な避難生活を余儀なくされたことに鑑み月額2万円の、申立人らが家族の別離を生じながら困難な避難生活を余儀なくされたこと

に鑑み月額5万円の精神的損害（増額分）の和解案（いずれの事由も世帯全体に対して増額。）を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体または精神の障害があること、その介護を恒常的に行ったこと、家族の別離が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人父は、一時立入り費用、生活費増加費用も請求したが、東京電力は、いずれも直接請求手続において支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1839		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)所在の申立人が所有する土地(登記地目上及び課税地目上は山林及び雑種地)の財物損害について、原発事故前に同土地が別荘地の区画として販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地の近くまで水道管が敷設されていること、同土地上には竹林が生育していないこと等の事情を考慮し、近隣の宅地の地価を基に、宅地に対する価値の割合を約9割として算定された損害額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.5.27	全部和解成立日	R4.4.4
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,900,000		※1
小計			1,900,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,900,000
	弁護士費用	57,000
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の10

申立人は、自己の所有する帰還困難区域(大熊町)内の土地(登記地目上及び課税地目上は山林及び雑種地。以下「本件土地」という。)について、直接請求手続において登記上及び課税上の地目を基に算定された金額による賠償を受けていたが、本件土地が別荘地の区画として販売されており、周辺に住宅が点在していること、本件土地の近くまで水道管が敷設されていること、本件土地上には竹林が生育していないこと等を理由に、本件土地について宅地として評価を受けるべきであると主張して、これによる金額と直接請求手続における既払額との差額の賠償を求めた〔本件土地の売買契約書、物件説明書、別荘地の宣伝広告、電話聴取報告書等〕。東京電力は、固定資産の状況について市町村が毎年実地調査を行った上で決定される課税上の地目を基に賠償額を算定するのが客観的かつ適正と考えられること、申立人は、原発事故の直前まで本件土地につき山林及び雑種地としての評価による固定資産税を納付し続けてきたのであり、本件土地の山林及び雑種地としての評価を受容し続けてきたこと、本件土地は、原発事故の30年以上前に取得されて以降、宅地として利用された形跡は認められず、原発事故時においても宅地として利用されていたとは認めることはできず、宅地として評価することはできないこと等を主張して争った。パネルは、申立人の主張する上記の事情を考慮し、本件土地について、近隣の標準宅地価格を基に本件土地が宅地であった場合の時価を算定し、その約9割を損害額として、直接請求手続での既払金を控除した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合等には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1840		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(夫婦及び妻の母)について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成26年3月までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

## 2 基本情報

申立日	R3.8.18	全部和解成立日	R4.4.5
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※1
小計			540,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3~H26.3	※2
小計			2,650,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,190,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(妻)、申立人B(妻の母)及び申立人C(追加申立ての夫)は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において同居し、申立外父(申立人Bの夫)のみ東京に居住していたところ、避難により申立人Bのみが申立外父の住まいに避難し、申立人A及びCも一時期離れ離れになるなど家族別離を余儀なくされ、申立人らそれぞれが精神的苦痛を受けたとして日常生活阻害慰謝料について増額の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bは原発事故時は体調を理由に申立外父と別居していたものであり、同人との同居再開を避難と評価することはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの生活の本拠は原発事故当時は原町区であり、また、申立人Aらによる介護を要する状態での別離であったこと等に鑑み、平成23年3月から平成24年8月まで世帯全体に対して月額3万円の日

常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を世帯代表として申立人Aに認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離や二重生活が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、睡眠薬による中毒症状を持つ上、歩行困難等の要介護状態で〔介護保険資格者証、介護保険被保険者証〕避難生活を送り、転院を余儀なくされるなど苦痛が増大したとして、平成23年3月以降の日常生活阻害慰謝料について増額の賠償を求め、また、身体的に長距離移動が困難で避難先の東京から福島県に帰還することができないため、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得なかったとして日常生活阻害慰謝料の賠償及びその増額を求めた。東京電力は、申立人Bの中毒症状等は事故前から存したものであり、これによる苦痛の増大は原発事故との相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの歩行困難等の身体状況に鑑み帰還が困難であったと認定して平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を、また、要介護状態にあったことに鑑みて平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を既払金（36万円）控除の上、それぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）とし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあることや身体または精神の障害があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認め、また、中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1841		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した被相続人(申立時は申立人であったが申立後に死亡。)及びその妻又は子である申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、被相続人については、要介護状態にあったことを考慮して平成23年10月から平成25年12月まで5割の増額分が、妻については、不安障害等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成24年6月から平成29年12月まで5割の増額分が、子のうち1人については、うつ病等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成29年12月まで3割の増額分が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.9.14	全部和解成立日	R4.4.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

申立人B、C、D、E共通(被相続人亡申立人Aの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,350,000	H23.10~H25.12	※1
小計			1,350,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,350,000	H24.6~H29.12	※2
小計			3,350,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,460,000	H23.3~H29.12	※3
小計			2,460,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,160,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(夫、申立時は申立人であったが申立後に死亡)は、避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していたところ、がん等の疾病により要介護の状態での避難したことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた〔診断書、通院証明書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Aのがん等の疾病と原発事故との間に相当因果関係を認め

ることは困難であり、仮に相当因果関係が認められるとしても、総括基準が示している通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいとされる事情があるとまではいうことができず、がん等の疾病に対する通院慰謝料も支払済みであるので、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの避難生活の状況等を考慮し、要介護の状態での避難したことにより避難生活への適応が困難になったと判断して、申立人Aの相続人である申立人B、C、D及びE（追加申立て）に対し、平成23年10月から平成25年12月まで月額5万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（妻）は、避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していたところ、避難生活の中で家族間に別離が生じたこと、不安障害や胃潰瘍等の疾病を抱えて避難したことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた〔診断書、通院証明書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、家族間に別離が生じたことと原発事故との相当因果関係が認められず、申立人Bの不安障害や胃潰瘍等の疾病と原発事故との間にも相当因果関係を認めることは困難であり、仮に相当因果関係が認められるとしても、総括基準が示している通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいとされる事情があるとまではいうことができず、不安障害や胃潰瘍等の疾病に対する通院慰謝料も支払済みであるので、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの避難生活の状況等を考慮し、家族間に別離が生じたことにより申立人Bの精神的苦痛が増大し、不安障害や胃潰瘍等の疾病により避難生活への適応が困難になったと判断して、申立人Bに対し、平成24年6月から平成29年12月まで月額5万円の増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C（子）について、うつ病や神経症を抱えて避難したことを考慮し、平成23年3月から平成29年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1842		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)から避難した申立人ら(夫婦)の日常生活阻害慰謝料について、避難先での就労継続を理由とする避難継続の合理性を認め、直接請求手続において賠償未了であった平成24年9月から平成26年3月(退職時)までの日常生活阻害慰謝料(月額10万円)がそれぞれに賠償されたほか、事故後に亡くなった夫の父の火葬に際し住民登録地である双葉郡の斎場を使用できた場合の費用とそれ以外の斎場を使用したことによる実費との差額分が火葬場使用料増額分として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)エ(7)	

## 2 基本情報

申立日	R3.8.25	全部和解成立日	R4.4.18
事故時住所	広野町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	35,000	R3.7	※2
小計			1,935,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
小計			1,900,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,835,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

原発事故により緊急時避難準備区域(広野町)から避難した申立人ら(夫婦)は、直接請求手続では平成24年9月以降の日常生活阻害慰謝料が認められなかったものの、申立人らには同月以降も就労のため避難継続をせざるを得ない特段の事情、すなわち①平成23年4月に避難先(首都圏)において夫婦共に同じ勤務先に就職し、平成26年5月頃まで就労を継続した後、同勤務先の都合で退職し、②同勤務先から紹介を受けて、平成26年6月頃、同業種の勤務先(関西地方)に転職し、平成28年2月まで就労を継続した後、介護等の都合により現住所に転居したという事情があったとして〔電話聴取報告書〕、直接請求手続において賠償されていない平成24年9月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、退職や転職の事情が不明であり、原発事故との相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの事情に鑑み、少なくとも平成26年3月

までの避難継続に合理性を認め、同月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、同指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域における相当期間については平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同追補第2の1(1)の備考7は、かかる相当期間経過後は個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の2

申立人は、亡父の火葬場使用料について、火葬場使用料が住民登録の有無により定められているため、原発事故がなければ、住民登録のある双葉郡の火葬場での火葬場使用料（1万5000円）を負担すれば足りたところ、住民登録のない火葬場で火葬せざるを得なかったために火葬場使用料（5万円）を負担することになったとして、その差額分の賠償を求めた〔電話聴取報告書、領収書、住民票の写し〕。東京電力がこれを認めたため、パネルも、原発事故と相当因果関係のある損害として、上記差額分3万5000円について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第3の2の備考3は、避難対象者の中に特に高額な生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費を賠償すべき損害と認めており、これらに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1843		
事案の概要	避難指示解除準備区域(檜葉町)に居住していた申立人の就労不能損害について、原発事故前の給与支払が現金手渡し方式であり、勤務先が津波被害を受けたこともあり原発事故前収入の裏付け資料が乏しく東京電力の直接請求手続では認められなかったものの、申立人及び原発事故当時の勤務先理事長からの聴取により事故前の収入を認定し、平成23年3月から平成26年2月までは認定された給与額全額が、同年3月から平成27年6月までは認定された給与額と新規就労先給与額との差額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第11の4(2)	

## 2 基本情報

申立日	R3.9.3	全部和解成立日	R4.4.20
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	6,179,552	H23.3~H27.6	※1
全部和解	避難費用	交通費	71,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	その他		200	R3.12	※2
小計			6,250,752		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,250,752
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故時、檜葉町に居住し同町内で食品加工業等に従事していたが、原発事故によって退職を余儀なくされたところ〔就労状況証明書〕、東京電力への直接請求手続では、原発事故前の給与支払が現金手渡し方式であり、勤務先が津波被害を受けたこともあり原発事故前収入の裏付け資料が乏しく賠償が認められなかったことから、当センターに対して減収分の賠償を請求した。東京電力は、客観的な裏付け資料の提出がなく、原発事故時の就労状況及び毎月の収入について確認できないと主張して争った。パネルは、原発事故当時の勤務先での資料や、申立人及び原発事故当時の勤務先理事長からの聴取等により事故前の収入を認定し〔所得税源泉徴収簿、電話聴取報告書〕、平成23年3月から平成26年2月までは認定された給与額全額を、同年3月から平成27年6月までは認定された給与額と新規就労先給与額との差額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### ※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2に基づく避難費用（避難交通費、戸籍附票取得費用）について、東京電力が直接請求手続における算定基準に基づいて一定額の支払を認めたため、パネルは東京電力の認容した範囲で賠償を認めたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人は、原発事故からの避難の際、避難所を転々としたことを理由に精神的損害の増額を求めたが、東京電力は、他の避難者と比較して避難回数が多かったとはいえ、避難回数が多かった平成23年3月については2万円を増額して支払っていると主張して争った。パネルは、既払金を超える精神的損害の増額を認める事情があるとの心証が得られなかったことから、和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1844		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、平成23年3月から同年7月にかけて古く狭小な避難先の住宅で過酷な避難生活を送ったことを考慮して、申立人ら各人に対して一時金10万円(合計50万円)が賠償され、また、申立人(世帯主)に対しては、これに加えて、県外に避難後も原発事故前から勤務している会社に通勤するために自家用車で長距離・長時間通勤を強いられたことを考慮して、平成23年3月から平成28年12月まで(70か月間)については月額3万円、平成29年1月から平成30年3月まで(15か月間)については月額1万5000円(合計232万5000円)が別途賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.9.10	全部和解成立日	R4.4.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,325,000	H23.3~H30.3	※2
小計			2,425,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.7	※1
小計			100,000		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.7	※1
小計			100,000		

### 申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.7	※1
小計			100,000		

### 申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.7	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,825,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら5名（夫婦（A、B）、夫の母親（C）及び夫婦の子（D、E））は、原発事故後、親戚と共に避難し、県外の賃貸住宅に合計7名が入居したが、当該住宅は築年数が古く、狭小であったため過酷な避難生活を余儀なくされた〔電話聴取事項報告書〕として、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続における既払金により賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人らの精神的苦痛の増大を認め、申立人らが狭小な避難先で避難生活を送った平成23年3月から同年7月までについて、一時金として各人10万円（合計50万円）の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難生活に適応が困難な客観的事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるように認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人Aは、原発事故後、家族らと共に県外に避難したが、原発事故前から勤務している南相馬市の会社での勤務を続けたため、自家用車で往復400キロメートルの道のりを往復6時間かけて通勤することになり〔電話聴取事項報告書〕、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aの通勤方法については申立人らが相談の上で決めたものであり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aの精神的苦痛の増大を認め、平成23年3月から平成28年12月まで（70か月間）については月額3万円、平成29年1月から平成30年3月まで（15か月間）については月額1万5000円（合計232万5000円）の増額を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）に従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1845		
事案の概要	<p>自主的避難等対象区域(いわき市)で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成29年以降の営業損害について、前々件において東京電力の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みにより直近の年間逸失利益の3倍相当額が、前件においてその超過分(令和2年分まで)が賠償されたものの、令和3年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、平成28年12月以前と同様の算定方法により令和3年分まで5年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

## 2 基本情報

申立日	R3.12.21	全部和解成立日	R4.4.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		3,840,000		※1
小計			3,840,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,840,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	3,072,000

### ※1 中間指針第5の1

申立人は、いわき市にて自生するまつたけの販売を行っていたところ、政府によるきのご類の出荷制限指示等によりまつたけが販売不能となり減収が生じたとして、前々件の和解仲介手続においては平成29年1月以降の営業損害(逸失利益)の賠償について東京電力プレスリリース(平成28年12月26日付け)の枠組みにより年間逸失利益の3年分相当額を賠償する内容で和解が成立し(公表事例1365番参照)、前件の和解仲介手続においてはその後も出荷制限指示等が継続しているとして令和2年分までの営業損害(逸失利益)の超過分を賠償する内容で和解が成立したが(公表事例1779番参照)、令和3年1月以降も引き続き同様に出荷制限指示等が継続し〔福島県いわき農林事務所作成に係る通知書面〕、減収が生じているとして、令和3年分までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、客観的証拠により確認できる原発事故前の申立人の販売実績を基にすると令和3年分を合わせても既払額を超える損害は発生していないこと、仮に損害発生を認めるとしても、全国平均単価の変動や豊凶・品質の差等により生じる販売価格及び収穫量の変動を考慮して損害額を算定すべきであること、本来まつたけ販売のために充

てられるはずであった作業時間を申立人が別の農作業に充てていたことを踏まえればそれによる代替収入があったと考えられること、いわき市産の野生まつたけについては令和3年10月以降は所定の検査・出荷管理に基づき非破壊検査を受け基準値以下であれば出荷可能であったところ、この非破壊検査を経て基準値を上回り出荷できなかったまつたけに係る損失のみが原発事故との相当因果関係のある損害となること等を主張して争った。パネルは、令和3年までの間引き続きまつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、平成28年12月以前と同様の算定方法により平成29年分から令和3年分まで5年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じた額(384万円)から既払金(307万2000円)を控除した残額(76万8000円)の賠償を認める和解案を提示した(なお、東京電力の指摘する非破壊検査の制度は収穫直前の時期に開始及び周知されたものであったことから、申立人が当該制度を知らずに利用していなかったことについてはやむを得なかったとして、当該検査を通過すれば出荷可能であったことは本件請求期間においては考慮しないこととした。)

中間指針第5の1Iは、農林水産物の出荷制限指示の対象事業者において、同指示に伴い事業に支障が生じたため現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1846		
事案の概要	申立人が所有する避難指示解除準備区域(檜葉町)所在の建物の財物損害について、不動産鑑定士による評価額及び日本不動産鑑定士協会連合会作成の査定システムによる試算額等を参考に認定した原発事故当時の時価額に、価値減少率を乗じて算定した損害額(ただし、既払金を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.2.8	全部和解成立日	R4.5.10
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	6,746,640		※1
小計			6,746,640		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,746,640
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の10

申立人は、所有する避難指示解除準備区域(檜葉町)所在の自宅建物(以下「本件建物」という。)の財物損害について、直接請求手続における定型評価(固定資産税評価額又は平均新築単価を基に算定した額のうち高いほうの金額を時価相当額とする方法)による賠償額を不服として、追加賠償を請求した。具体的には、不動産鑑定士作成の不動産鑑定評価書(鑑定評価額約6600万円)、写真及び名寄帳を証拠として提出の上、本件建物の工法・造り・材料・建築年等を踏まえれば、時価相当額は直接請求手続における評価額4600万円を上回ると主張した。東京電力は、上記鑑定評価額と直接請求手続における定型評価額とは2000万円余りの大きな乖離があり、本件建物の建築代金について工事請負契約書や領収書等の客観的資料により確認できない状況下では上記鑑定評価書のみをもって追加賠償金を支払うことは困難であること、上記鑑定評価書においては市場性についてその実情が正確に反映されていない可能性があり、実情を踏まえれば鑑定評価額は下がる可能性があること等を主張して争った。パネルは、申立人提出の不動産鑑定評価書や、本申立ての手続内において述べられた不動産鑑定士である専門委員の意見等を踏まえ、上記鑑定評価額、直接請求手続における定型評価額、日本不動産鑑定士協会連合会作成の査定システム(「JAREA HAS 2015」(既存戸建住宅建物積算価格査定システム))による試算額等を参考に、原発事故時の時価相当額を5500万円と認定し、これに価値減少率(避難指示期間割合)として72分の54を乗じて算定した損害額から既払

額を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1847		
事案の概要	<p>原発事故当時、住民票が避難指示解除準備区域(双葉町)にあった申立人ら(父、母、長男、次男)について、申立人夫は単身赴任のため、申立人次男は大学に進学して、関東地方に居住していたものであるが、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される通勤期間の見込み等を考慮し、申立人夫については、平成24年3月から平成29年5月まで月額3万円ないし8万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に定められた慰謝料として500万円の賠償が、申立人次男については、平成24年3月から平成26年3月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の賠償に加え、津波により死亡した祖母及び妹の搜索を原発事故の影響で断念したことに対する慰謝料として、原発事故当時は同居していなかったことを考慮しても、なお合計40万円の賠償が、両名について、自宅に置いていた家財に対する賠償が、それぞれ認められ、また、住民票所在地に居住していた申立人妻と長男についても、避難により同人らの間に家族別離が生じたことを踏まえ、申立人妻の損害として、平成23年3月から平成28年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例。</p>		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8(2)カ	第1の12(2)オ(ア)

## 2 基本情報

申立日	R3.2.9	全部和解成立日	R4.5.11
事故時住所	双葉町ほか		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,590,000	H24.3~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	その他	5,000,000		※1
小計			7,590,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H24.3~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	その他	400,000		※2
小計			900,000		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,100,000	H23.3~H28.12	※3
小計			2,100,000		

### 申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	195,000		※4
小計			195,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,785,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3〔避難等対象者〕、中間指針第3の6、中間指針第四次追補第2の1

申立人A(父)及びB(二男)は、原発事故時、単身赴任又は大学進学のため関東地方に居住していたものの、住民票は双葉町にあり、他の家族が住民票上の住所地に居住しているなど、自身らも避難者として精神的損害等が発生していると主張して慰謝料を請求した。東京電力は、申立人A及びBが単身赴任又は大学進学のため生活の本拠を関東地方に置いていたため「避難等対象者」に該当しないと主張して争った。パネルは、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される通勤期間の見込み等を考慮し、申立人Aについては、平成24年3月から平成29年5月まで月額3万円ないし8万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に定められた慰謝料として500万円の賠償を、申立人Bについては、平成24年3月から平成26年3月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕及び中間指針第3の6Ⅰ①は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害であると定めており、また、中間指針第3の6Ⅲ③及び中間指針第四次追補第2の1Ⅰ①は、双葉町の第3期における精神的損害の賠償について定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、親族(祖母及び妹)が津波被害に遭って死亡したが、原発事故の影響により、直ちに捜索や葬儀を行うことができなかつたとして慰謝料を請求した。東京電力は、死亡した親族については、同居親族に対して同旨の慰謝料を賠償済みであると主張して争った。パネルは、原発事故時に同居していなかつたことを踏まえても、なお合計40万円の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6備考11は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とすることができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、住民票上の住所地に居住していた申立人C(母)と長男(申立人C、長男及びほか1名が追加申立て)との間でも避難により別離が生じたことから、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、家族が別々に暮らすこととなったのは申立人らの選択によるものであると主張して争った。パネルは、家族別離による精神的苦痛を申立人Cの損害として、平成23年3月から平成28年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括

基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人A及びBは、将来、双葉町の自宅へ戻る予定であり、ほとんどの家財を自宅に置いていたとして、財物賠償を請求した。東京電力は、申立人らの自宅にあった家財については、申立人Cの世帯に対する賠償として支払済みであると主張して争った。パネルは、申立人A及びBの家財として、申立人Cの世帯に対する賠償では賄われない損害があると認め、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことに伴い対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が失われた場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべきと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、第3の3）

申立人は、避難費用、生活費増加費用、一時立入費用についても請求したが、既払額以上の損害を認定することができず、和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1848		
事案の概要	原発事故当時福島県外に居住し、原発事故後に居住制限区域(浪江町)に所在する墓の祭祀を承継した申立人が行った同墓の移転にかかる費用について、申立人が支出した額の7割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.7.26	全部和解成立日	R4.5.11
事故時住所	埼玉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	3,077,001		※1
小計			3,077,001		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,077,001
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故後に死去した母から居住制限区域（浪江町）に所在する墓の祭祀を承継した者であるが、原発事故により浪江町から埼玉県に避難した母が、生前に避難先である埼玉県に墓を移転する意思を有しており、かかる母の意思を引き継いで埼玉県に墓を移転したとして、墓の移転にかかる費用（旧墓地の解体費用、新墓地の購入費用等）の賠償を求めた〔旧墓地の解体工事代の領収証、新墓地の工事代の領収証、聴取事項報告書等〕。東京電力は、申立人が実際に新墓地を購入した時点において原発事故から8年以上経過していることや、申立人自身の利便性等の原発事故以外の事情に基づき墓が移転されたという要素が大きいと考えられること等からすれば、原発事故を原因として墓の移転がされたと解することはできず、東京電力の定める基準の上限額である150万円に諸費用1万円を加えた151万円については支払を検討するものの、それを超える支払には応じかねるなどと主張して争った。パネルは、母が生前、避難先の埼玉県で体調が悪化したこと等から浪江町への帰還を断念し墓を埼玉県に移転する意思を有していたこと、申立人がかかる母の意思を引き継いで墓の移転を実行したと認められること等を考慮し、原発事故と墓の移転との相当因果関係を認めた上で、他方、公営墓地から私営墓地への移転であり設備及び付加価値が高くなっていること等を考慮して、原発事故の影響割合を7割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象

区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1849		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)からの避難者(申立後死亡)である被相続人が原発事故前から統合失調症を患っていたことを考慮して、平成23年3月分から平成29年5月分まで、月額3万円で算定した金額(東京電力の直接請求手続における月額2万円で算定された既払金150万円とは別に75万円)の日常生活阻害慰謝料の増額分が、相続人である申立人らに賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.8.25	全部和解成立日	R4.5.17
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

申立人B、C共通(被相続人亡申立人Aの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3~H29.5	※1
小計			750,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	750,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(申立て後死亡)は帰還困難区域(大熊町)から避難したところ、原発事故前から患っていた統合失調症により要介護状態にあったこと〔精神障害者保健福祉手帳〕、避難場所に困難があったこと、避難回数が多かったこと等から、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったとして、平成23年3月以降の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、症状の悪化について診断書等の客観的資料の提出がなく、原発事故との間の相当因果関係の存在が明らかでないこと、直接請求手続において、平成23年3月から平成29年5月までの75か月間について月額2万円(合計150万円)を支払い済みである等と主張して争った。パネルは、申立人Aの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人B及びCに対し(申立て後の申立人Aの死亡により相続人である申立人B及びCが追加申立てをしている。)、申立人Aが統合失調症を患いながらの避難生活であったことから、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかった判断し、慰謝料額については平成23年3月から平成29年5月までの75か月間について月額3万円の増額(ただし、同期間についての月額2万円、合計150万円の既払金は控除。)を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体または精神の障害があること等の事情

があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、第3の10）

申立人らは、申立人Aに生じた避難費用として移動費用、家財賠償等の支払を求めたところ、東京電力は、直接請求手続で賠償済みであると主張して争った。パネルは、直接請求手続で賠償済みであるとして、和解の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1850		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市鹿島区)から避難した申立人について、東京電力から申立人の通院先への医療照会に対する回答も踏まえ、申立人が原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀なくされたとして、平成23年12月から平成29年1月までの生命・身体的損害が認められるとともに、これらの疾病のため平成24年9月以降も帰還できる状態にはなく避難継続が必要かつ合理的であったとして、同月から平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料及び各月3割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)エ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.1.19	全部和解成立日	R4.5.18
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	570,000	H24.9~H26.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	172,011	H23.12~H29.1	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	168,000	H23.12~H29.1	※3
小計			2,810,011		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,810,011
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市鹿島区)に居住していたところ、直接請求では平成24年9月以降の日常生活阻害慰謝料が認められなかったものの、申立人には同月以降も避難継続をせざるを得ない特段の事情があるとして、同月以降の日常生活阻害慰謝料として相当な額の支払いを請求した。東京電力は、平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料は支払済みであり、同年9月以降の損害については特段の事情がない限り賠償の対象とはならないところ、申立人が自宅に戻らなかったのは、本人の選択や原発事故以外の原因(震災に伴う津波被害や行政による居住制限)によるものであると主張して争った。パネルは、医療照会に対する回答結果等から認められる通院状況を踏まえ、申立人が両変形性膝関節症やうつ病等といった疾病のため平成24年9月以降も帰還できる状態にはなく避難継続が必要かつ合理的であったとして、同月から平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当

期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、平成23年3月から同年10月まで5か所の避難先を転々としたこと、原発事故直後から、長時間の移動等を伴う避難を強いられたため、精神不安や膝・肩・腰等の痛みが生じたことから、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、平成24年8月分までの増額は前件の和解仲介手続で支払済みであること、同年9月以降の損害については上記のとおり賠償の対象とならないことを主張して争った。パネルは、上記のとおり、平成24年9月以降の避難継続が必要かつ合理的であったと認めた上、同月から平成26年3月まで日常生活阻害慰謝料を各月3割増額することを認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病や、避難所の移動回数が多かったことといった事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人は、原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀されたと主張して、生命・身体的損害について妥当な額の支払いを請求した。東京電力は、既払額を超えて因果関係のある損害を認めるのは困難であり、仮に損害が認められるとしても影響割合が相当に低いとして争った。パネルは、医療照会に対する回答結果も踏まえ、原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀なくされたと認め、平成23年12月から平成29年1月までの通院交通費及び通院慰謝料を認めた。

### 1 事案の概要

公表番号	1851		
事案の概要	エジプト等に冷凍魚を輸出する申立会社の平成30年3月から令和3年4月までの冷凍魚の放射線検査費用について、冷凍魚の産地、輸出先国の輸入規制の有無・内容、取引先からの検査要請の有無に応じて、原発事故の影響割合を10割ないし2割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

### 2 基本情報

申立日	R3.9.9	全部和解成立日	R4.5.18
事故時住所	東京都中央区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		349,540	H30.3~R3.4	※1

小計 349,540

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	349,540
	弁護士費用	10,486
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第7の5

申立人は、エジプトやタヒチ等に冷凍魚を輸出する事業を営んでいたところ、原発事故により輸出に際し冷凍魚の放射線検査が必要になったとして〔請求書、領収書、発注書、バイヤーとのメール履歴〕、平成30年3月から令和3年4月までの放射線検査費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人が請求する検査回数のうち半数近くが輸出先国の規制緩和や撤廃あるいはそもそも輸入規制がないことにより放射線検査を必要とされていないこと、請求対象である検査費用が発生した平成30年3月以降は原発事故から7年以上が経過しており、中間指針が輸出に係る検査費用等について原則として原発事故との相当因果関係を認めるとする「当面の間」を超えるものであること、申立人は輸出先国や産地・魚種等を放射線検査を必要としないところに代替するなどの措置を行わず、また上記のとおり放射線検査が不要な国に対する輸出についても検査を実施するなど損害軽減義務を果たしていないこと等から、放射線検査費用と原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、冷凍魚の産地（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、岩手県の7県又はそれ以外）、輸出先国の輸入規制の有無・内容（検査要請、産地証明書提出要請）、取引先からの検査要請の有無、検査実施時期によって場合分けし、損害を認定する場合についてはそれぞれ原発事故の影響割合を10割ないし2割として、合計34万9540円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5 Iは、原発事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用は、当面の間、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1852		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成23年7月に死亡した被相続人(同人を申立人のうち1名が相続。)について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を2割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

### 2 基本情報

申立日	R3.7.15	全部和解成立日	R4.5.19
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

申立人A(被相続人Dの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料ほか	3,300,000		※1
小計			3,300,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	64,054	H23.6~H24.4	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	64,568	H23.4~H24.4	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	481,219	H24.6~H30.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	589,248	H24.6~H30.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	350,000	H24.5~H30.3	※2
小計			1,549,089		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,849,089
	弁護士費用	145,473
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、被相続人D(申立人Aの親。原発事故当時80歳台後半。死亡後、同人の東京電力に対する損害賠償請求権を申立人Aが相続した。)が、原発事故の前月に脳梗塞及び肺炎を発症して避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の病院に入院していたところ、原発事故により複数回の転院・避難(長距離移動を含む。)を余儀なくされたこと等により、事故前は比較的安定していた病状が急激に悪化するに至り、平成23年7月に死亡したとして、同人の生命・身体的損害として死亡慰謝料及び葬儀関連費用等の賠償

を請求した〔診断書、入院診療録、死亡診断書、災害弔慰金支給決定通知書・同情報提供書、陳述書、請求書、領収書〕。東京電力は、被相続人Dの死亡診断書上、直接の死因である肺炎の発症原因は不詳とされており、避難により悪化したとの医学的見解も示されていないため、被相続人Dの死亡と原発事故との間に相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、死亡診断書等において明確な医学的見解は示されていないものの、被相続人Dの転院の経緯及び原発事故前後の病状の変化等の具体的事情を踏まえ、同人の死亡と原発事故との間には相当因果関係が認められるとした上で、原発事故の影響割合を2割として、死亡慰謝料については基準額を1500万円としてその2割（300万円）及び親族の葬儀出席費用等を含む葬儀関連費用については赤い本の基準額150万円の2割（30万円）の合計330万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 I は、避難等対象者が、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害等は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の2、第3の3

申立人らは、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）で同居していた家族であったところ、原発事故後の避難により増加した生活費（交通費、宿泊費、家族間の面会交通費、二重生活に伴い増加した水道光熱費）及び一時立入費用（交通費）の賠償を請求した〔カレンダー、水道光熱費領収書、陳述書〕。東京電力は、上記のうち一部の費用については原発事故により支出を余儀なくされた費用とはいえないこと、生活費増加費用や家族間面会交通費については直接請求手続において精神的損害の額に含めて又は包括賠償の「その他実費」として支払済みであること、一時立入費用及び家族間面会交通費の回数が合理的な範囲を超えており既払額を超えて原発事故との相当因果関係が認められないこと等を主張して争った。パネルは、交通費及び宿泊費については実費相当額を、一時立入費用及び家族間面会交通費については実費相当額の3割を、二重生活に伴う水道光熱費増加分については月額5000円の賠償を認める和解案を提示した。

## 1 事案の概要

公表番号	1853		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦、夫の母)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫婦が夫の両親とやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫(世帯代表者)に対して月額3万円(平成23年3月は3万6000円)が、申立人妻が病気療養中の申立人夫の父(申立外)の介護を担ったことを考慮し、要介護の認定を受けてから要支援に改善するまでの期間及びその後再度病状が悪化して入院中付添い看護に当たった期間につき、申立人妻に対して月額3万円(既払分を除く。)がそれぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.9.6	全部和解成立日	R4.5.19
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	906,000	H23.3~H23.11 H24.9~H26.5	※1
小計			906,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	800,000	H26.4~H28.4 H28.9~H29.2	※1
小計			800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,706,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由について)

申立人A及びB(夫婦)は、申立人Aの両親(母は申立人C、父は申立外。)と共に避難指示解除準備区域(浪江町)で同居していたところ、①夫婦と両親とは、避難先が手狭であったことや、夫婦の勤務の都合から、原発事故当初から仮設住宅に転居する平成23年11月まで、別々の避難を余儀なくされたこと、②その後、夫婦は平成24年9月に借上住宅へと転居したが、高齢の両親は体調も考慮してしばらく仮設住宅にとどまり、両親が借上住宅に転居できるようになる平成26年5月まで再び別々に避難生活を送ることとなったこと、③申立外父は、原発事故前からがんを患っており、平成26年4月に要介護4と認定され[介護保険被保険者証。平成28年4月に要支援に変更。]、身体の不自由があつて転倒したり、それにもかかわらず一人で出回ったりするため、主に妻による見守り

や、付添いなどを要したこと、④申立外父が入院中であった平成28年9月から平成29年2月（死亡時）までは、看護師の手が足りず、家族による付添い看護を要したこと等を理由に日常生活障害慰謝料の増額を求めた。東京電力は、家族別離については、別離により申立人らに大きな負担はなく、また原発事故と別離との間に相当因果関係がない、申立外父の介護については、直接請求手続における増額賠償により既に支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、家族別離については、別離が生じた期間について世帯代表者である申立人A（夫）に対し月額3万円（平成23年3月は3万6000円。）の、申立外父の介護については、要介護状態にあった平成26年4月から平成28年4月までと、入院中であった平成28年9月から平成29年2月まで、主たる介護者である申立人B（妻）に対し月額3万円の増額を認める和解案（既払金を除く。）を提示した。

中間針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったことや、家族の別離が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1854		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していた申立人らの、歯科技工工業にかかる営業損害について平成23年3月分から同年4月分まで原発事故の影響割合を5割ないし3割として賠償されたほか、平成23年9月に行った自主除染について作業労賃相当額が、また、平成23年3月から同年4月までの避難について避難交通費・宿泊費・家財購入費用の一部が、さらに、精神的損害について中間指針第一次追補が定める金額に加え、申立外亡祖母(同人を申立人らのうち1名が相続。)が身体障害を有していたことにより8万円の増額分が賠償されるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ウ	第10の2(3)オ
	第10の2(3)ケ		

## 2 基本情報

申立日	R3.2.16	全部和解成立日	R4.5.23
事故時住所	いわき市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

## 3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		459,086	H23.3~H23.4	※1
小計			459,086		

申立人A(相続分)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※3
全部和解	精神的損害	増額分	80,000	H23.3~H23.4	※4
小計			120,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	52,800	H23.3～H23.4	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	80,000	H23.3	※2
全部和解	帰宅費用		10,400	H23.3～H23.9	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	160,000	原発事故発生当初の時期	※3
全部和解	除染費用等	除染費用	5,000	H23.3～H23.9	※5
全部和解	除染費用等	線量計購入費	40,000	H23.3～H23.9	※5
全部和解	その他		280,000	H23.3～H24.8	※6
小計			728,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,187,286
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	320,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Aは、自主的避難等対象区域（いわき市）において歯科技工士として個人事業を営んでいたところ、原発事故後、自身が家族と避難したことや、取引先である歯科医院の休業等により売上げが減ったとして〔確定申告書、申立人作成手控え〕、平成23年3月分から同年4月分までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、売上げの低下は地震や津波、停電等の影響が大きく、また、年間通して見れば売上額が前年を上回っていることから相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、平成23年3月から4月においては原発事故も売上げに影響したと判断した上で、原発事故の影響割合を3月については5割、4月については3割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴って被った営業損害を賠償の対象となるべき損害として挙げ、その判断については、①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期などの要素を総合的に考慮するものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人ら（夫A、妻B、娘の夫C、娘D）は、申立外亡祖母（申立人Aの母）と5人で自主的避難等対象区域（いわき市）において同居していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、移動交通費、宿泊費〔領収書〕、家財購入費、帰還費用の損害が生じたとしてその賠償を求めた。東京電力は、これらの損害については既払金及び下記※3で支払

われる和解金額に含まれるなどと主張して争った。パネルは、上記の損害について既払金及び下記※3で支払われる金額には含まれないと判断し、移動費及び帰還費用については東京電力が定める基準額の8割を、宿泊費のうちホテル代については領収書どおりの額を、宿泊謝礼については1泊あたり3000円×16泊分を、家財購入費については立証の程度等を考慮して主張額の一部である10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（18歳以下の子供）及び8万円（大人）（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、それぞれ20万円及び4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

#### ※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立外亡祖母は、下肢に身体障害等級2級の障害があり〔重度心身障害者医療費受給者証、身体障害者手帳〕、日常生活のサポートを要する状態での避難を余儀なくされ、避難先がバリアフリーでないことなどから通常の苦痛を上回る精神的苦痛を被ったとして、相続人である申立人Aが慰謝料の増額を求めた。東京電力は、既払金を超えて賠償すべき事情はないなどと主張して争った。パネルは、障害の程度等を考慮して、平成23年4月までの慰謝料の増額分の賠償を認めた。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

#### ※5 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自主的避難等対象区域（いわき市）において居住していたところ、平成23年9月頃に除染目的で自ら行った自宅周りの樹木伐採等の作業について労賃相当額の賠償を求め〔写真、線量のメモ〕、また、放射線測定のため入手したガイガーカウンター3台分〔写真〕の購入費の賠償を求めた。東京電力は、除染作業の必要性は認めつつも作業内容については合理性及び相当性に疑いがあると主張し、ガイガーカウンターについては3台購入する必要性が確認できないなどと主張して争った。パネルは、除染作業については労賃を時給1000円相当とした上で立証の程度等を考慮して10時間分の5割の賠償を認める和解案を、ガイガーカウンターについては3台のうち最も高額の1台について4万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※6 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった申立人について、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースによる基準に基づき、生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等として、賠償を認めたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1855		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内の特定避難勧奨地点が設定された地区で旅館業を営む申立会社の事業再開に要した平成23年3月から平成30年8月までの追加的費用等について、原発事故による申立会社の代表者らの避難中に事業用動産の管理が困難となり毀損されたことを考慮して、原発事故時の事業用動産の状況や原発事故後の修繕・新規購入の状況等に応じて事業用動産ごとに原発事故の影響割合(3割から9割)を定めて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ウ(イ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.3.10	全部和解成立日	R4.5.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	30,784,058	H23.3~H30.8	※1

小計 30,784,058

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	30,784,058
	弁護士費用	923,522
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の7

申立会社は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内の特定避難勧奨地点に設定された地区において旅館業を営んでいたところ、原発事故による代表者らの避難により長期休業を余儀なくされた後、平成30年5月に事業を再開したが、休業中、①管理が困難となったため毀損したり手放したりした事業用動産(旅館敷地内の庭園で飼育していた鯉、動物等)の財物損害〔写真、動物引き渡しに関する覚書、動物販売業者のウェブサイト〕、②管理不能又は放射能汚染により使用不能となったため、事業再開のために要した旅館設備の修繕費用や買替え費用〔見積書、写真、資産台帳、工事請負契約書、請求書、領収書、償却資産報告書等〕について、営業損害の追加的費用として賠償を請求した。東京電力は、申立会社の所在地である緊急時避難準備区域や特定避難勧奨地点では、立入りや財産管理は制限されておらず、管理不能や放射能汚染による価値の喪失又は減少があったとは認められないから、いずれも賠償の対象にならず、仮に賠償が認められるとしても、賠償額の算定にあたっては直接請求手続において減価償却費を含めた賠償がなされていることを考慮すべきであるなどと主張して争った。パネルは、請求された損害項目の大部分は原発事故により長期休業したことに起因するとし、原発事故時の事業用動産の状況や原発事故後の修繕・新規購入の状況等に応じて事業用動産や設備ごとに原発事故の影響割合と

して3割から9割を乗じた金額を相当因果関係のある追加的費用と認め、直接請求手続で賠償されていた減価償却費を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後に、事業の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1856		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産(薪、木材、什器備品)について、令和3年5月までに実施した撤去費用の全額及び財物損害(ただし、数量や価格等の立証の程度を踏まえて認定した損害額。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(イ)	第1の12(2)オ(ウ)	

## 2 基本情報

申立日	R3.5.31	全部和解成立日	R4.5.30
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	7,816,435		※1
早期一部和解	財物損害	動産	182,000		※2
全部和解	財物損害	動産	2,463,645		※2
小計			10,462,080		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,462,080
	弁護士費用	313,862
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の7

申立会社は、帰還困難区域(浪江町)の事業所において薪製造販売業を営んでいたが(本店所在地は川俣町)、原発事故により当該事業を休止していたところ、当該事業所の所在地が特定復興再生拠点区域に指定され、環境省等から当該事業所に残置された薪、木材及び什器備品等を撤去するよう求められたことを受け、令和3年5月までに申立会社の費用負担によりこれらを撤去したとして、撤去費用の賠償を請求した〔見積書、請求書、領収証、写真〕。東京電力は、申立会社の請求額全額について支払うことを認めた。パネルは、申立会社の請求額どおり撤去費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者において、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたために負担した追加的費用(商品や営業資産の廃棄費用等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### ※2 中間指針第3の10

申立会社は、上記※1記載のとおり、薪、木材、什器備品等(パイプハウス、積込足場、

薪アングル、木製パレット、薪割り機)を撤去したところ、これらの事業用資産について財物損害の賠償を請求した〔決算書類、領収証、写真、見積書、陳述書〕。なお、申立会社は、薪及び木材の損害額として、平成22年及び平成23年の薪材料仕入高や原発事故前の薪売上高、撤去時の残量等から原発事故当時の在庫量を推計し、これを基に算出している。東京電力は、①棚卸資産である薪や木材については、原発事故当時の在庫量や価格に関する客観的資料が提出されていないこと、仕入価格ではなく販売価格を基礎とした損害額算定には合理性がないこと等を理由に、平成23年1月時点の棚卸資産内訳書記載の金額(18万2000円)の限度で支払うことを認め、それを超える金額については争い、また、②償却資産である什器備品等については、それぞれ直接請求手続又は前回の申立てにおいて賠償済みであること等を主張して争った。パネルは、数量や価格等についての立証の程度等を踏まえ、上記事業用資産についてそれぞれ認定した損害額(薪102万0645円、木材52万5000円、パイプハウス10万円、積込足場10万円、薪アングル84万円、木製パレット6万円)の賠償を認める和解案を提示した(なお、薪割り機については、既払額を超える損害が認定できず和解案の対象外とした。)

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1857		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人ら(父母及び子2名(うち1名は原発事故後の平成23年5月に出生))について、申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、平成23年3月から同年6月までは出産直前直後であることを考慮して月額10万円が、平成23年7月から平成27年3月までは乳幼児2名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額6万円が、平成27年4月から平成30年3月までは乳幼児1名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

### 2 基本情報

申立日	R3.9.24	全部和解成立日	R4.6.1
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	4,180,000	H23.3~H30.3	※1
小計			4,180,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,180,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(A(母)、B(父)、C(原発事故当時2歳の子)及び原発事故後の平成23年5月に出生したD(子))は、原発事故後、避難指示解除準備区域(浪江町)から避難したところ家族別離が生じたこと、申立人Aは、妊娠した状態で避難を余儀なくされ、避難中に出産し、出産後は乳幼児C及びDの世話をしながら避難生活を送ったことに加え避難所を転々としたこと等を理由に、精神的苦痛が大きかったとして〔電話聴取報告書〕、平成23年3月以降の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、家族別離及び避難所を転々としたことについてはその事実を認定できず、乳幼児の世話をしながら避難生活を送った点については当初は申立人Aの実家での避難生活であったこともあり全体として見れば通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいということは困難であるなどと主張して争い、申立人Aの妊娠、出産の点については特に認否をしなかった。パネルは、家族別離が生じたこと及び避難所を転々としたことについては増額を認めなかったものの、申立人Aの避難中の日常生活阻害の程度は大きかったものと認め、日常生活阻害慰謝料(増額分)について、平成23年3月から同年6月までは出産直前直後であることを考慮して月額10万円、平成23年7月から平成27年3月までは乳幼児2名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額6万円、平成27年4月から平成30年3月

までは乳幼児1名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円の増額（合計418万円）を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1858		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(姉妹)が自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じて一部(主張金額の6%)が賠償されたほか、申立人妹が自律神経失調症を発症したことにつき平成23年6月分から平成30年3月分まで月額1万円の日常生活障害慰謝料の増額分が賠償されるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	第11の4(2)

## 2 基本情報

申立日	R3.10.7	全部和解成立日	R4.6.2
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	73,800		※1
小計			73,800		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	51,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H25.6	※2
全部和解	精神的損害	増額分	820,000	H23.6~H30.3	※3
小計			1,081,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,154,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立人A及びB(姉妹)は、居住制限区域(浪江町)に居住していたところ、原発事故により自宅に保管していた高額の着物の財物価値を喪失したとして財物損害の賠償を求めた。東京電力は、家財については申立人らに対し定額での賠償が完了しており、これを超える損害については立証が必要であると主張して争った。パネルは、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じ、主張金額の6%の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ①は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合のほか、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させ

る程度の量の放射性物質に曝露した場合には、財物について、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故当時兄弟姉妹と共に申立外亡母（以下、単に亡母という。）と同居していたところ、亡母が原発事故に起因する入院生活〔診断書〕によって別離が生じ、週に一度は遠方から見舞いに通わざるを得なかったことにより精神的苦痛を被ったとして精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、亡母の入院と原発事故との間に相当因果関係はなく、親族が入院すれば定期的に見舞いをするのは一般的であるし、申立人Bにおいて通常の避難者を上回る精神的苦痛があったとは言い難いと主張して争った。パネルは、亡母の体調悪化と原発事故との間に相当因果関係があり、同居家族が亡母と別離したことに対する精神的損害として、平成23年3月分から亡母が死亡した平成25年6月分まで、月額7500円（亡母と同居していた兄弟姉妹4人分を合計して3万円とし、その4分の1。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、避難生活中の平成23年6月頃から自律神経失調症を患い、通院・服薬を続けながら不眠や耳鳴りに悩まされてきた〔診断書、おくすり手帳〕として精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、平成29年5月までの期間につき生命・身体的損害の賠償を行っているところ、この中には生命・身体的損害を被ったことによって生じた精神的苦痛に対する慰謝料も含まれているなどと主張して争った。パネルは、生命・身体的損害の賠償によっては精神的損害の賠償は尽くされていないとして、平成23年6月から平成30年3月まで月額1万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※ 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Aの精神的損害については、直接請求手続において賠償手続が進行中であったことから、和解案を提示しなかつた。

### 1 事案の概要

公表番号	1859		
事案の概要	福島県外の東北地方で観光関連の事業を営む申立会社について、原発事故の影響により観光客が減少したことに伴う平成24年3月から平成27年3月までの逸失利益(原発事故の影響割合については平成24年3月から平成25年3月まで3割、平成25年4月から平成26年3月まで2割、平成26年4月から平成27年3月まで1割)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

### 2 基本情報

申立日	R3.5.6	全部和解成立日	R4.6.3
事故時住所	福島県外の東北地方		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		30,810,999	H24.3~H27.3	※1
小計			30,810,999		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	30,810,999
	弁護士費用	924,330
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立会社は、福島県外の東北地方において観光関連の事業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により観光客が減少し〔申立人の営業拠点所在地の県の観光者数調査等〕、売上高が減少した〔決算報告書、残高試算表〕として、平成24年3月から平成27年3月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立会社の営業拠点所在地の市町村の観光客の入込データ上、原発事故の風評被害による入込客数の減少は平成24年にはほぼ解消していたと考えられるなどと主張して争った。パネルは、本件の請求期間においても原発事故による風評被害が継続しているとして原発事故と減収との間に相当因果関係を認め、基準期間とした平成20年3月期と対象期間の売上高の差額に貢献利益率約31%を乗じ、さらに原発事故の影響割合を平成24年3月から平成25年3月までは3割、同年4月から平成26年3月までは2割、同年4月から平成27年3月までは1割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしており、総括基準（観光業の風評被害について）は、福島県外の東北地方に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生し

た減収等の損害については上記の合理性を有しているものと認められると定めるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1860		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らについて、原発事故直後(平成23年5月)に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続したこと等を考慮して、避難費用(平成28年3月までの面会交通費等)、二重生活による生活費増加費用(平成26年6月までの水道光熱費等)、就労不能損害(請求期間である平成24年5月分から平成26年5月分につき、期間に応じて減収分の3割から10割)、除染費用(平成28年8月分)及び平成24年8月までの期間については日常生活阻害慰謝料の増額分(家族別離、妊婦、乳幼児の世話、介護、要介護及び持病等の理由がある者に対し、それぞれの該当期間について)が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)
	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	第11の1(2)ア

## 2 基本情報

申立日	R3.6.15	全部和解成立日	R4.6.13
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	3,080	H26.7	※1
全部和解	除染費用		85,410	H28.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.3、H23.8~H24.8	※3
小計			508,490		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,000	H24.9~H26.6	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	7,474,070	H24.5~H26.5	※4
全部和解	精神的損害	増額分	760,000	H23.3~H24.8	※3
小計			8,294,070		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	315,000	H23.3~H24.8	※3
小計			315,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	252,560	H24.9～H28.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H24.9～H26.6	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	20,906	H26.1～H26.12	※1

小計 373,466

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.3～H24.8	※3

小計 180,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,671,026
	弁護士費用	290,131
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人ら（申立人Aは夫、申立人Bは妻、申立人CはBの母。）は、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に家族で居住していたが、原発事故後、平成23年5月に出生した子の被曝不安等を理由に県外への避難を継続したところ、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得ない特段の事情があったと主張して、平成24年4月から平成28年3月までに発生した避難費用等の賠償を求めた。東京電力は、平成24年8月までの期間に生じた交通費（一時立入費用、面会交通費）に関しては実費相当額に含めて賠償済みであり、それ以外の生活費増加費用は支払済みの精神的損害の賠償に含まれ、また、平成24年9月以降の生活費増加費用については避難継続に係る特段の事情が認められないことから請求に応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの中に乳幼児がおり、放射線の影響を回避したいと考えるのもやむを得ない面があること等を考慮して、平成24年9月以降についても平成28年3月までの避難費用と生活費増加費用について原発事故との間の相当因果関係があると判断し、申立人Aが事故時住所から県外の避難先まで移動した際の交通費（平成26年7月分）、申立人Bが避難先で購読した新聞購読料（平成24年9月から平成26年6月まで）〔領収書〕、申立人A及びBが世帯分離した結果、必要になった面会交通費等（平成24年9月から平成28年3月まで）〔家計簿〕、避難により増額した水道光熱費（平成24年9月から平成26年6月まで）、及び子の幼稚園入園費用等（平成26年分）〔領収書、保育料等納入金明細通知書等〕の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2 IIIは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）IIIは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合

については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである

#### ※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅の公的除染の際、庭木の伐採を行わなければ高線量部分の除染作業ができないといわれて伐採したと主張して、平成28年8月に自主的に実施した庭木の伐採費用の賠償を除染費用として求めた〔請求書、領収書、モニタリング結果等〕。東京電力は、賠償の可否を検討するにあたって、除染の必要性、有用性及び効果、また除染の範囲、方法、程度等の合理性を判断する必要があるとして、申立人に対して除染作業についての説明、資料の提出を求め、認否を留保した。パネルは、申立人らが自主除染を行った平成28年8月より4か月程度前である平成28年4月時点においても、申立人らの自宅近辺から毎時0.31から0.50マイクロシーベルトの放射線量が検出されていたことを踏まえ、自主除染を行う必要性及び合理性を認め、他方で立証の程度を考慮して、申立人らが請求した金額を基準に原発事故による影響割合を3割程度として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は賠償すべき損害と認められると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら（申立人Aは夫、申立人Bは妻、申立人CはBの母。）は、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたところ、原発事故に伴う避難により、①申立人Aは、仕事の関係で福島県から離れることができなかったため他の家族と一緒に避難することができず家族の別離が生じ〔陳述書〕、②申立人Bは、平成23年3月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成23年5月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、申立人Aとは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしながら生活し〔陳述書〕、③申立人Cは、うつ病にり患し〔通院証明書、要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、亡夫Dの介護をしながら生活し〔陳述書〕、④申立人A、B及びCは、被相続人D（平成25年7月死亡）の相続人として、亡Dが生前、要介護状態で避難生活を送った〔診断書、介護保険被保険者証、陳述書〕として、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、家族別離による精神的損害の増額については、家族別離が申立人らの任意の判断により選択されたものであると主張して争った。パネルは、陳述書や診断書等から、申立人らの避難時の苦勞の具体的内容が相当程度明らかになり、申立人らが被った精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断し、①申立人Aは、別離期間（平成23年3月、同年8月から平成24年8月まで）について月額3万円（合計42万円）、②申立人Bは、懐妊中の避難所生活期間（平成23年3月）については月額8万円、その後（平成23年4月から平成24年8月まで）について月額4万円（合計76万円）、③申立人Cは、自らうつ病を患いながら亡Dの介護を行った期間（平成23年3月から同年5月まで）について月額3万円、亡Dが介護施設に入所した以降の期間（平成23年6月から平成24年8月まで）について月額1万5000円（合計31万5000円）、④申立人A、B及びCは、被相続人Dの相続分として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円（ただし、同期間について既払金の月額1万5000円分を控除して、合計18万円）

の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（避難所等において避難生活をした期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、重度または中程度の持病があること、それらの者の介護を恒常的に行ったこと、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、家族の別離が生じたなど、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

#### ※4 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に勤務し、平成23年3月下旬に産休を取得し、育休後の平成24年5月に復職を予定していたところ〔復職予定証明書〕、原発事故からの避難により退職せざるを得なくなったとして、平成24年5月以降平成26年5月までの就労不能損害を請求した。東京電力は、平成24年12月までの就労不能損害については認め、平成25年1月以降については従前の職場に復職することに支障はなく、避難先でも求職活動を行った形跡がなく損害発生回避の努力が講じられていないことから、原発事故と減収との間に相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、①育休を延長するか否かを決定し得るタイミングである平成24年5月時点は申立人Bの事故時住所地の避難指示解除後相当期間内（平成24年8月まで）であるため、育休を平成24年5月から1年程度延長し、復職するか避難先で転職するかを見極めようとするのもある程度やむを得ない選択であると考えられることから、平成24年5月から平成25年5月までは原発事故前の平成22年の給与分と同額の賠償を認め、②平成25年6月から平成26年5月までは避難指示解除後の相当期間が経過しており、帰還するか否かについて申立人自身の判断による部分が大きくなることから、原発事故の影響割合を3割として計算した金額についての賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである

#### ※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1）

申立人らは、平成24年9月から平成28年7月までの精神的損害の賠償を求めたところ、東京電力は、中間指針において精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとされている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」について、中間指針第二次追補は、緊急時避難準備区域について平成24年8月末を目安とするとしており、申立人らにおいても平成24年8月末までに帰還することに支障がなかったと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1861		
事案の概要	緊急時避難準備区域(川内村)から自主的避難等対象区域(郡山市)へ避難した申立人ら(母、子(13歳)、子(10歳))について、次男の小学校卒業まで避難継続の必要性及び合理性を認め、平成24年9月から平成25年3月までの日常生活阻害慰謝料(申立人母について月額10万円、申立人子らについてそれぞれ月額5万円(月額10万円を認めた上、直接請求で既払いの月額5万円を控除))及び避難期間中に増加した水道代について生活費増加費用が損害として認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ア	第1の8(2)エ(ア)

## 2 基本情報

申立日	R3.9.28	全部和解成立日	R4.6.13
事故時住所	川内村		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H24.9~H25.3	※1
小計			700,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H24.9~H25.3	※1
小計			350,000		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H24.9~H25.3	※1
小計			350,000		

### 申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H23.9~H25.3	※2
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,000
	弁護士費用	45,000
	手続内で処理された既払金合計額	1,545,000

### ※1 中間指針第3の6

申立人A(母)、B(長男・事故時13歳)及びC(二男・事故時10歳)は、原発事故時、緊急時避難準備区域(川内村)に居住していたが、原発事故により避難したところ、平成23年3月から平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として各自月額1

0万円、同年9月から平成29年11月（川内村の除染完了時期）までの日常生活阻害慰謝料の基本分及び増額分として各自月額20万円の賠償を請求した。東京電力は、平成23年3月から平成24年8月までの期間については、日常生活阻害慰謝料の基本分を賠償済みであり、これを超える増額分の損害はないこと、同年9月以降の期間については、申立人らの居住していた緊急時避難準備区域においては平成23年9月30日に指定が解除されており、解除後相当期間である平成24年8月の経過後は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないところ、申立人らの主張する事情から特段の事情があったとは認められないと主張して争った。パネルは、申立人Cの小学校卒業までの期間について避難継続の必要性及び合理性を認め、同年9月から平成25年3月までの日常生活阻害慰謝料月額10万円（申立人B及びCについては、直接請求手続での既払金を控除した月額5万円）を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故前には井戸水を使用していたが、原発事故による避難によりこれに代わる水道代の支出を余儀なくされたとして、生活費増加費用の賠償を請求をした。東京電力は、水道代も含む生活費増加費用については避難生活等による精神的損害の金額に含まれていること、川内村における井戸水のモニタリング調査によれば放射性物質は不検出であり、原発事故当時の住居へ帰還することに支障はないことを主張して争った。パネルは、避難期間中の水道代支出による生活費増加費用相当額の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1862		
事案の概要	申立人らが相続により取得した帰還困難区域(富岡町)に所在する土地の財物損害について、同土地の地目は畑であるものの、直接請求手続においては、そのうちの一部賃貸されていた部分については宅地と同等の評価(その余は畑としての評価)により賠償されていたところ、賃貸されていた部分以外も宅地造成がされていることが航空写真から裏付けられることを考慮し、宅地の平米単価を基準に評価額を算定し直し、立証の程度を考慮してその6割を乗じた額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.9.30	全部和解成立日	R4.6.15
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	29,374,129		※1
小計			29,374,129		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	29,374,129
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の10

申立人らは、相続により取得した帰還困難区域(富岡町)内の土地(登記上及び課税上の地目は畑。以下「本件土地」という。)について、直接請求手続においては、畑としての単価を基に賠償を受けるにとどまっていた(ただし、本件土地のうち一部は電気通信設備の設置場所として賃貸されていたことから、その面積の限度においては宅地単価を基に賠償されていた)。申立人らは、本件土地は、宅地である隣接地とともに宅地造成をしていたことなどから、本件土地全体が宅地として評価を受けると主張して、直接請求手続における賠償額との差額の賠償を求めた〔航空写真、地図等〕。東京電力は、航空写真によっても宅地造成された事実は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の主張が航空写真から裏付けられると判断し、本件土地のうち直接請求手続において宅地単価を基に賠償された面積を除くその余の面積についても宅地単価を基に算定して賠償差額を算出し、その差額に立証の程度を考慮して6割を乗じた限度において追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合等には、現実に価値を喪失し又は減少した部分

を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、原発事故による避難に伴い家族別離が生じたとして、平成30年4月以降の面会交通費の賠償を求めたが、東京電力は、平成30年4月以降の支出については原発事故との相当因果関係の範囲内による支出と考えることはできないなどと主張して争い、パネルは、和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1863		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社の営業損害(追加的費用)について、原発事故により他県産の苗木を入手したり、作業場所を県外に変更したりすることが必要となったとして、平成27年6月分から平成29年5月分までの出張費用(ただし、原発事故の影響割合を9割として算定。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

### 2 基本情報

申立日	R3.4.5	全部和解成立日	R4.6.17
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	2,530,000	H27.6~H29.5	※1
小計			2,530,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,530,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立会社は、自主的避難等対象区域(福島市)において果樹苗木の生産販売業等を営み、商品を台湾へ輸出していたところ、原発事故後に台湾が福島県産の食品等の輸入を禁じたため、取引先からの要請に応じて輸入可能な代替商品を調達すべく、他県産の苗木を仕入れて福島県外に新設した作業場において作業を実施せざるを得なくなったとして、これに伴い平成27年6月から平成29年5月までの間に発生した出張費用(交通費、宿泊費、日当等)の賠償を請求した〔旅費精算書、領収書〕。東京電力は、本件申立時点においても台湾の上記輸入禁止措置が継続していることを踏まえ、前回の申立てにおける和解案の考え方を参考に、上記県外作業場の所在地への出張費用(ただし、営業目的の出張及びグリーン車料金を除く。)に限り認めるものの、それを超える金額については原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、本件申立時点においても台湾の上記輸入禁止措置が継続していることを踏まえ、その対応のために実施した出張は行き先を上記県外作業場の所在地に限らず全ての出張について原発事故との相当因果関係を認め、それらの出張費用(交通費(ただし、グリーン車料金を除く。)、宿泊費、日当等)のうち、原発事故の影響割合を9割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①、同Ⅳ①及び中間指針第7の2Ⅰは、福島県において産出された農林水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として原

発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるとし、必要かつ合理的な範囲の追加的費用がその損害に当たるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1864		
事案の概要	父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域(福島市)の自宅に戻り、母と未成年の子1名が平成26年3月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成26年3月までの避難費用等の賠償が認められたほか、母について、避難中に流産をしたことを考慮して15万円の精神的損害の増額分の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)ク	第10の2(4)	

### 2 基本情報

申立日	R3.6.7	全部和解成立日	R4.6.21
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	97,600	H23.5~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,097,600	H23.3~H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,050,000	H23.5~H26.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.5~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	440,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難雑費		540,000	H24.1~H26.3	※1
小計			3,525,200		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23	※3
小計			150,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,675,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(A(父)、B(母)、C(未成年の子))は、原発事故、時自主的避難等対象

区域（福島市）に居住しており、いったん全員で福島県外に避難した後、すぐに申立人Aのみは仕事のために避難先から福島市の自宅に戻ったものの、その後も申立人A以外の申立人らは被曝を避けるために福島県外への避難を継続したとして、避難交通費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難雑費等の賠償を求めた〔電話聴取書等〕。東京電力は、中間指針追補及び中間指針第二次追補に基づく賠償を実施済みであり、既払い額を超える損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故時幼児であった申立人Cの被ばくを避けるために申立人A以外の申立人らが福島県外での避難を継続したこと等を踏まえて、平成26年3月までの避難継続に合理性を認めて、同月までの避難交通費、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用、家財購入費及び避難雑費について、合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る被害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円（原発事故時18歳以上であった申立人A及びB）並びに中間指針第一次追補第2に基づく子供に対する賠償分40万円に東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースを踏まえた賠償分20万円を加えた賠償分60万円（原発事故時18歳未満であった申立人C）のうちの一部を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

#### ※3 中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Bは、避難中であった平成23年に流産をして精神的苦痛を受けたと主張して、妥当な額の損害賠償を請求した〔電話聴取書等〕。東京電力は、既払額を超える損害は認められないと主張して争った。パネルは、申立人Bについて、同人の主張する事情を考慮して、精神的損害の増額分として、一時金15万円の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1865		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫、妻、子、夫の母)について、平成23年3月から平成30年3月まで、家族別離を理由として世帯に対して月額3万円、さらに申立人母については避難中に転倒して膝を痛めて治療中であるほか複数の持病を抱えながらの避難であったことを考慮して月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められたのに加え、平成23年3月から平成30年2月まで、自家消費野菜が収穫できなくなったことによる生活費増加費用がそれぞれ損害として認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

## 2 基本情報

申立日	R2.12.14	全部和解成立日	R4.6.24
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,550,000		

### 申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	560,000	H23.3~H30.2	※2
小計			3,110,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,660,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故前には同居していたが、避難後の通勤等のために申立人A(夫)と申立人B(妻)及び申立人D(夫の母)と申立人C(子)の3つの世帯に分離することを余儀なくされたこと、避難所を転々としたこと、申立人Aが避難中に不眠症を患ったこと、申立人Dが避難中に転倒して膝を痛めて以後歩行困難な状態にあったほか複数の持病を抱えていたことから、精神的損害の増額賠償を請求した。東京電力は、家族別離については申立人らの選択によるところであり、また、全体として、他の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる事情はないと主張して争った。パネルは、平成23年3月から平成30年3月まで、家族別離を考慮して申立人ら世帯に対し月額3万円、申立人Dの持病等を考慮して月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示し、その余の点については和解案を提示しなかった。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、「重度または中程度の持病があること」、「家族の別離、二重生活等が生じたこと」という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故前には自家消費野菜を栽培していたが、原発事故による避難によりこれに代わる食費の支出を余儀なくされたとして、生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人らの請求する生活費増加費用は避難生活等による精神的損害の金額に含めて支払済みであること、そうでないとしても、原発事故後に特に高額的生活費を負担したことについて客観的資料は存在しないなどと主張して争った。パネルは、避難終了時期までの期間について、食費増加による生活費増加費用相当額の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1866		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人について、避難当初の平成23年3月中に車中泊を伴いながら避難所3か所を含む合計5か所の避難場所を転々としたことを考慮して、同月分の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、直接請求手続において避難所生活を理由に増額賠償された2万円とは別に3万円が追加賠償され、また、就労不能損害として、東京電力が支払うことを争わなかった額(直接請求手続では控除された平成23年6月の実際の収入相当額)について賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)

## 2 基本情報

申立日	R4.1.17	全部和解成立日	R4.6.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	30,000	H23.3	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	139,067	H23.6	※2
小計			169,067		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	169,067
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故後、居住制限区域(浪江町)から避難したところ、平成23年3月中に車中泊を伴いながら避難所3か所を含む合計5か所の避難場所を転々とし過酷な避難生活を余儀なくされたとして、平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において2万円を既に増額して支払っていることから、避難等による精神的苦痛に対する慰謝料については既に支払済みであると主張し、また、申立人の避難状況や移動回数からすると通常の避難者と比較してその精神的苦痛が更に大きいとは言えないと主張して争った。パネルは、申立人に対する電話聴取の結果等を踏まえ、直接請求手続において避難所生活を理由に増額賠償された2万円とは別に、避難場所を転々としたという事情について3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、避難所の移動回数が多く、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人は、直接請求手続において就労不能損害の賠償を受けていたところ、原発事故後に得た収入分を控除して賠償がされたのは相当ではないとして、直接請求手続で控除された分の賠償を求めた。東京電力は、東京電力プレスリリース（平成24年6月21日付け）に基づき、当該控除分の賠償を検討すると主張した。パネルは、特別の努力を認め、当該控除分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には給与等の減収分が賠償すべき損害と認められると定め、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、また、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとするなど定めているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1867		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において、週3回デイサービスを利用しながら母親(認知症及び糖尿病の持病があり、要介護3の認定を受けていた。)及び兄(下半身不随で、かつ、右手が動かない状態であった。)に対し主たる介護者として在宅介護していた被相続人について、原発事故の影響で約1か月間にわたり利用していたデイサービス事業が停止されたことにより、水や食料も不足する中、自宅において母親及び兄を常時介護することを余儀なくされたことを考慮し、原発事故発生当初の時期の精神的損害として25万円の増額が認められた上、相続人である申立人らに支払われた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

## 2 基本情報

申立日	R3.3.11	全部和解成立日	R4.6.30
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

## 3 和解の概要

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	250,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			250,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	250,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第一次追補第2

申立人B及びC(いずれも追加申立て。)は、被相続人(申立人Bの妻、申立人Cの母)が要介護状態の被相続人の母(申立人A)及び身体に障害のある兄(申立外)を自主的避難等対象区域(いわき市)の自宅にて主たる介護者として介護していたところ、原発事故の影響で約1か月間にわたり利用していたデイサービス事業が停止されたことにより、水や食料も不足する中、自宅において常時介護することを余儀なくされたことを踏まえ、被相続人の日常生活阻害慰謝料の増額分を相続したとして請求した。東京電力は、デイサービス事業が停止されたのは津波による影響もあり、かつ、比較的短期間に留まることも踏まえれば、避難等対象者と同視すべき特段の事情もなく、既払額を超えて賠償すべき損害はないと主張して争った。パネルは、申立人らから聴取した上記事情を踏まえ、精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等対象者の損害の目安を定めた上で、個別具体的な事情に応じて異なる賠償額が算定される場合があるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

### ※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2)

申立人Aは、被相続人から介護を受けた本人であり、身体の障害等を理由として日常生活阻害慰謝料の増額を請求したが、同人の申立て意思を確認することができず、和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1868		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において予備校を経営していた申立人の平成26年3月から令和2年2月までの売上減少による営業損害について、申立人が平成24年と平成27年の2度にわたり教室を移転しており、特に2度目の移転後の事業形態が原発事故当時とは大きく異なることを考慮して経費算定をした上で、教室の移転や事業形態の変更については申立人の経営判断の側面があることから原発事故の影響割合を6割ないし2割とみて賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

## 2 基本情報

申立日	R2.10.30	全部和解成立日	R5.7.4
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,563,836	H26.1~R2.2	※1
小計			13,563,836		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,563,836
	弁護士費用	406,916
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域(いわき市)において予備校を経営していたところ、原発事故により塾生が避難して退塾したり、新規入塾者が減少したため、①平成24年8月、県外の学習塾経営者から塾の営業権を譲り受け〔営業譲渡契約書〕、同年10月から新たな場所で塾経営を開始し、②平成26年6月、経費や競合状況なども考慮して上記①の塾を移転し、平成27年4月から開校したが、それでもなお、前件和解仲介手続における和解契約に基づき賠償を受けた平成25年度までにとどまらず、それ以降も売上減少が継続しているとして、平成26年度から令和元年度までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた〔決算報告書、法人事業概況説明書、勘定科目内訳明細書〕。東京電力は、原発事故時の予備校と、上記①及び②の塾とでは、いずれも大きく事業形態が異なることから、原発事故時との売上差額があることをもって直ちに相当因果関係のある損害が生じたと認めることはできないし、そうした事業形態の変更は申立人の経営判断の側面もあることから、既に支払った賠償額を超えて相当因果関係のある損害が生じたとは認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と売上減少との間の因果関係は認めつつも、事業形態の変更については経営判断の側面があり、原発事故以外の売上減少の要因もあることなどを考慮して、平成26年3月から平成27年2月までは原発事故の影響割合を6割、

平成27年3月から令和元年2月までは3割、令和元年3月から令和2年2月までは2割として算定した金額の営業損害（逸失利益）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1869		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から県外に避難した申立人ら(母及び子3名)に対し、申立人子らのうちにADHD(注意欠陥多動性障害)の症状のある者がいて生活環境等を変更することが容易でなかったことから避難継続の合理性を認め、平成24年9月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料として各自月額10万円が賠償され、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子1名との別離期間があったこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円ないし6万円が、申立人子らのうち1名に対し、ADHDにより新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円が、それぞれ賠償されたほか、避難費用(宿泊費)として避難先の賃貸住宅の家賃(離婚により申立人母が負担することになった平成26年8月分から平成28年3月分まで)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

## 2 基本情報

申立日	R3.8.30	全部和解成立日	R4.7.4
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	690,000	H23.3~H24.8	※1
小計			2,590,000		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※1
小計			2,440,000		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	その他		400,000		※2
小計			2,300,000		

### 申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
全部和解	その他		400,000		※2
小計			2,300,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,200,000	H26.8～H28.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	6,600	R3.11	※4

小計 1,206,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,836,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,320,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら（申立人Aは母、申立人B、C及びDはAの子。原発事故時申立人Bは13歳、申立人Cは3歳、申立人Dは2歳。）は、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において申立外3名（申立人Aの夫とその子ら。申立人Aと夫とは平成26年に離婚。）とともに7名で同居生活をしていたが、①原発事故からの避難後、申立人B及びDにADHD（注意欠陥多動性障害）の症状があり〔診断書、障害者手帳〕、生活環境等を変更することが容易でなかったこと等を理由として平成24年9月以降も避難を継続したとして同年同月以降の日常生活阻害慰謝料（1人月額10万円）の賠償を請求し、また、②申立人Aについては、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人Bとの別離期間があったこと、申立人Bについては、ADHDにより新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったことを理由に、平成23年3月以降の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、①については、申立人らの居住していた緊急時避難準備区域について、中間指針は避難者の精神的損害の賠償期間について平成24年8月31日までとしており、東京電力は申立人らに対して同年同月分まで支払済みであること等を、また、②については、申立人Bについては東京電力の直接請求手続において平成23年3月から平成24年8月までの期間について月額1万5000円を増額して精神的損害の賠償金を支払っていること、家族別離の事情が明らかでない等と主張して争った。パネルは、①について、ADHDを有する申立人B及びDにとって環境の変化が悪影響を及ぼすことは診断書や申立人らの説明〔電話聴取事項報告書〕によって明らかである一方で、帰還が不可能といえるまでの状況ではないこと等から、日常生活阻害慰謝料については平成24年9月から平成26年3月までの期間に限り避難継続の合理性があると判断し、同期間について1人月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償（ただし、既払金を控除）を認め、また、②について、避難先での申立人らの生活状況〔電話聴取事項報告書〕を踏まえ、申立人Aの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月から同年7月までは、両親のサポートのない状態で乳幼児である申立人C及びD、特に障害のある申立人Cを恒常的に世話したこと、申立人Bと別離があり、合流後も申立人Bの薬の入手に苦労したこと等を考慮して月額6万円の増額を、平成23年8月から平成24年8月までは、乳幼児、障害児3名の世話を恒常的に行っていることは変わらないものの、借上住宅で生活できるようになり生活が落ち着き、申立人Bの医療環境も改善し、申立人Bとの別離も解消されたこと等を考慮して月額3万円の増額を、申立人Bの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月から

平成24年8月まで、ADHDにより環境の変化に人一倍適応困難な状態で何度も転校を強いられたこと等〔電話聴取事項報告書〕を考慮して月額3万円の増額（ただし、既払金を控除）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、総括基準（精神的損害の増額事由等については）、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、身体または精神の障害があること、これらの者の介護を恒常的に行ったこと、家族の別離、二重生活等が生じたこと等の事情があり、通常の変難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2及び東京電力プレスリリース（平成24年2月28日付け）に基づく賠償分40万円の賠償が認められたものである。

#### ※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らは原発事故により避難し、申立人B及びDにADHDの症状があり〔診断書、障害者手帳〕、生活環境等を変更することが容易でなかったこと等を理由として平成24年9月以降も避難を継続したところ、①従前の住宅の家賃等について、平成23年9月以降は原発事故後免除となっていた家賃等が発生することになり、平成26年8月に退去するまでの間、支払い続けなければならなかったと主張して、平成23年9月分から平成26年8月分までの家賃等の賠償を請求し、また、②避難先の賃貸住宅の家賃について、従来は申立外夫が支払っていたが、離婚により平成26年8月以降は申立人Aが家賃を支払わなければならなくなったと主張して、平成26年8月分以降の家賃（月額6万円）〔賃貸借契約書、預金通帳の写し〕の賠償を請求した。東京電力は、①については、客観的資料の提出がないこと、原発事故当時居住していたことから原発事故の有無に関わらず発生する費用であり、原発事故による損害に当たらないと主張し、②については、平成24年9月以降も避難を継続したのは、申立人らの事情に基づく判断であるなどと主張して争った。パネルは、①については、原発事故との相当因果関係を認めなかったが、②については、発達障害を有する申立人B及びDにとって環境の変化が悪影響を及ぼすことは診断書や申立人らの説明〔電話聴取事項報告書〕によって明らかであるとして、避難費用については申立人Aが家賃を負担することになった平成26年8月から平成28年3月までの期間に限り避難継続の合理性があると判断し、上記家賃についての賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

#### ※4 中間指針第3の5

申立人らは、申立人Bの診断書取得費用〔領収書〕の賠償を請求し、東京電力は、当該診断書は避難継続の説明に関する資料であるところ、平成24年9月以降も避難を継続したのは、申立人らの事情に基づく判断であるので請求に対する支払には応じられないと主張して争った。パネルは、当該診断書取得費用の賠償を認める和解案を提示した。

### 1 事案の概要

公表番号	1870		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難した申立人ら(夫、妻、成人の長男及び未成年の長女)について、就労、就学等の関係で3か所に分かれて生活せざるを得なかったことを考慮して、家族別離による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円(平成23年4月から平成30年3月まで)、生活費増加費用としての家財道具購入費用(東京電力の直接請求手続で賠償されていなかった平成23年3月から平成24年5月まで)、申立人長男が家族と別離して勤務先近くに住むために要した転居先の家賃等の実費(平成27年1月から平成30年3月まで)が賠償されたほか、申立人夫及び妻の就労不能損害(申立人夫について平成23年9月から平成24年12月まで、申立人妻について平成24年6月から平成26年2月まで)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(ア)
	第1の10(2)ア(イ)		

### 2 基本情報

申立日	R3.3.10	全部和解成立日	R4.7.6
事故時住所	富岡町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

#### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,173,350	H23.9~H24.12	※1
小計			3,173,350		

#### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,277,514	H24.6~H26.2	※2
小計			1,277,514		

#### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	2,482,028	H27.1~H30.3	※3
小計			2,482,028		

#### 申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	838,068	H23.3~H24.5	※4
全部和解	精神的損害	増額分	2,520,000	H23.4~H24.8	※5
小計			3,358,068		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,290,960
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故当時、避難指示解除準備区域（浪江町）所在の会社に勤務していたところ、原発事故により勤務先が営業を停止し、平成24年春頃に勤務先が田村市に移転して営業を再開するまでの間、減収が生じたとして〔電話聴取書〕、東京電力の直接請求手続において賠償を受けていない平成23年9月以降の就労不能損害の賠償を請求した（平成23年3月から8月までについては東京電力の直接請求手続において賠償金を受領済み）。東京電力は、直接請求手続において提出された資料に基づき平成23年9月から同年12月までの期間については賠償を認めたが、それ以降の期間については当該期間における収入を証明する資料あるいは失職を証明する資料等が不足しているとして認否を留保した。パネルは、平成24年12月までの減収については原発事故との相当因果関係が認められると判断し、就労不能損害として、東京電力が認めた平成23年9月から同年12月までの減収分に加え、平成24年1月から同年12月までの減収分として、平成22年の源泉徴収票上の支払金額と平成24年のそれとの差額を減収分としてその10割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故当時、帰還困難区域（富岡町）所在の民宿においてパート勤務していたところ、原発事故により勤務先が営業を停止したが、勤務先から営業可能な時が来たら再開するから待っていてほしいと依頼を受けて再就職しなかったことにより、減収が生じたとして〔電話聴取書、確定申告書〕、東京電力の直接請求手続において賠償を受けていない平成24年6月以降の就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故から3年が経過する平成26年2月末日を就労不能損害の終期とすることが相当であるとして、平成24年6月から平成26年2月までの期間についての減収額の10割を支払うことを認めた。パネルは、東京電力が認めた金額について賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の8に従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の2

申立人Cは、原発事故当時、居住制限区域（富岡町）内の自宅に家族と居住していたところ、原発事故後に転職するのに伴い避難先のアパートから転居する際、公的な家賃補助が打ち切られ転居先アパートの家賃の負担が発生したとして、平成27年1月から令和元年5月までに負担した家賃相当額等の賠償を求めた〔電話聴取報告書、建物賃貸借契約書、建物賃貸借契約更新同意書、領収書、賃借料受領明細書〕。東京電力は、平成30年3月までの家賃負担については支出の確認できる賃借料受領明細書又は領収書の提出があれば、実際の家賃支出額について賠償に応じるとした。パネルは、東京電力が求めた資料が申立人から提出されたことを踏まえて、東京電力が賠償に応じるとした金額について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※4 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故時、居住制限区域（富岡町）内の自宅で家族4人で生活していたところ、原発事故後、就労、就学等の関係で3か所に分かれて避難生活せざるを得なかつ

たとして、それぞれの避難先で購入を余儀なくされた家財道具購入費用を請求した〔領収書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、避難に伴って購入した家財道具等については、平成24年2月までは原発事故から間もない時期で持ち出しが困難であったと考えられることから必要かつ合理的な範囲で実費を賠償し、平成24年5月までについても未請求かつ必要不可欠なものについては賠償するとして、合計55万5690円分については認め、その他の費用については争った。パネルは、東京電力が認めた費用のほか、申立人らによる説明〔電話聴取報告書〕をもとに平成24年2月以降に購入したベッド3台についても避難生活に必要なものとして原発事故との間の相当因果関係を認め、合計83万8058円について認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の2 I ③に従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら（申立人Aは夫、申立人Bは妻、申立人C及びDは申立人A及びBの子。）は、原発事故時、居住制限区域（富岡町）に居住していたところ、原発事故直後は全員で避難したものの、その後、申立人A及びCの勤務先が避難先から通勤できない遠方にて営業再開したため、通勤可能なところに転居する必要が生じ、申立人Cについては平成23年4月に、申立人Aについては平成24年1月に、それぞれ単身で避難生活を送ることになり〔電話聴取報告書〕、申立人B及びDは2名で避難生活を送ることになり、その後、申立人Dが大学進学に伴い単身で生活するようになったものの、体調不良などにより再び申立人B及びDが同居するようになるなど、家族別離が生じたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの家族別離による精神的損害については、他の避難者と比べて特に苦痛が大きかったと認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人らによる説明〔電話聴取報告書〕により明らかになった申立人らの避難時の苦勞の具体的内容から、申立人らが被った精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断し、平成23年4月から平成30年3月まで月額3万円の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたなど、通常 of 避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の3）

申立人らは、家族別離に伴う面会交通費及び一時立入費用等の賠償を請求し、東京電力は、具体的な損害発生が確認できない、既払金を超える損害は生じていないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

## 1 事案の概要

公表番号	1871		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら(長男、長男の妻、次男、三男)及び被相続人(母)について、原発事故及びその後の避難により、従前使用していた井戸水や自家栽培の米及び野菜を使用することができなくなったため余計に支出した生活費増加費用が、申立人長男が設置して使用していた井戸2基について財物損害が、帰還困難区域内にあった墓から県外へ改葬するのに要した費用として墓地移転費用が、それぞれ申立人長男の損害として認められたほか、被相続人が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、被相続人の損害として月額5万円、主たる介護者である申立人長男の妻の損害として月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額が既払金を控除してそれぞれ認められ、被相続人の損害については相続人である申立人ら(長男、次男、三男)に支払われた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)イ(イ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12の(2)ア(ア)

## 2 基本情報

申立日	R3.10.5	全部和解成立日	R4.7.6
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	286,500	H23.3~H29.5	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	750,000	H23.3~H29.5	※1
全部和解	財物損害	墓	500,000		※2
全部和解	財物損害	その他	800,000		※2
小計			2,336,500		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,000,000	H23.3~H25.3	※3
小計			1,000,000		

### 被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,245,000	H23.3~H26.7	※3
小計			1,245,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,581,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故前には、帰還困難区域(浪江町)の自宅付近の田畑において米や野菜を栽培して自家消費し、また、井戸水を使用していた〔陳述書、電話聴取事項報告書、

地図] が、原発事故後には、食料品を全て購入せざるを得ず、また、上水道を使用することとなり、食費及び水道料金が増加したとして、生活費増加費用に係る賠償を請求した。東京電力は、通常的生活費増加費用は精神的損害と合算して支払済みであること、さらに、自家消費野菜についてはこれを生産するための人件費、肥料、種苗等に係る費用その他のコストも考慮すべきであること、水道料金については各種設備費用及び維持費用等を考慮すべきであるなどと主張して争った。パネルは、自家消費米及び野菜に代わる食費相当額及び井戸水に代わる水道料金相当額として1か月当たりの標準的な金額に、家族の人数及び期間を乗じて生活費増加費用を算定して、申立人Aの損害として認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、申立人らが負担した避難による食費等増加分、水道代増加分について、これらに従った和解案が提示されたものである。

#### ※2 中間指針第3の10

申立人らは、帰還困難区域（浪江町）内にあった墓の福島県外への移転費用200万円〔領収書、写真〕及び自宅付近に設置していたが原発事故により使用できなくなった井戸2基〔写真、地図〕について、財物賠償を請求した。東京電力は、井戸の所有者が確認できないこと、墓の賠償については直接請求手続における定額賠償をもって足りるなどと主張して争った。パネルは、墓については、申立人の提出した領収書に基づき、直接請求手続における既払額を控除した金額を、井戸については標準的な設置費用に基づく金額を、それぞれ申立人Aの損害として認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人（申立人Aの母）が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、要介護状態での避難を余儀なくされた同人及び主たる介護者であった申立人B（申立人Aの妻）について精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、増額分については直接請求手続において支払済みであり、既払額をもって足りると主張して争った。パネルは、被相続人及び申立人Bの日常生活阻害慰謝料の増額分として月額5万円の損害を認め、被相続人の損害は相続人である申立人A（長男）並びに追加申立てをした申立人C（二男）及びD（三男）に対して支払う内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、要介護者の介護を恒常的に行ったことが認められ、かつ、通常避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

#### ※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Aは、自身の持病等を理由とした日常生活阻害慰謝料の増額を請求したが、別件訴訟手続においてこれを否定する判決が確定していること等を踏まえ、パネルは、和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1872		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難した申立人について、直接請求手続においては資料不足を理由に賠償されなかった就労不能損害を、同手続で提出済みの資料等に基づき損害を認定し、平成23年3月から同年10月までの減収分が賠償されたほか、複数の持病を有しており避難生活中に複数の病院に通院していたことを考慮して平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

### 2 基本情報

申立日	R4.3.7	全部和解成立日	R4.7.12
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,200,000	H23.3~H23.10	※1
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H23.9	※2
全部和解	帰宅費用	交通費	12,000	H23.12	※3
小計			1,422,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,422,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の8

申立人は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難したことにより原発事故当時の勤務先を退職せざるを得ず、その後、同勤務先に再就職するまでの間収入を得られなかったとして〔就労状況証明書、退職状況証明書、給料支払明細書、質問事項回答書、電話聴取報告書〕、平成23年3月から同年10月までの就労不能損害(減収分)の賠償を請求した。なお、申立人は、本件申立前に行った東京電力に対する直接請求手続においても上記と同じ就労状況証明書、退職状況証明書及び給料支払明細書を提出したものの、東京電力はこれらの資料からは申立人が原発事故時に当該勤務先に就労していたことが確認できないとして就労不能損害の賠償を拒否した。東京電力は、本件申立てにおいても、申立人が提出した給料支払明細書は原発事故前の1か月分及び再就職後の1か月分のみであるため原発事故当時申立人が当該勤務先で就労していた事実を確認できないこと及び平成23年3月から同年10月まで無収入であったという事実を裏付ける証拠が提出されていないこと等を理由に、就労不能損害の発生及び損害額が不明であると主張して争った。パネルは、申立人が直接請求手続で提出した上記資料(就労状況証明書、退職状況証明書、原発事故前後各1か月分の給料支払明細書)及び申立人から聴

き取りをした結果等も併せて踏まえ、原発事故当時申立人が当該勤務先に就労していたこと及び原発事故がなければ就労を継続していたであろうことを認定し、避難により退職してから同勤務先に再就職するまでの無収入であった期間である平成23年3月から同年10月までの就労不能損害（減収分。合計120万円）について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、避難生活中に複数の症状により複数の病院に通院していたとして〔診断書、入院・外来状況証明書、通院証明書、診療費請求書兼領収書、電話聴取報告書〕、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、上記通院については直接請求手続において生命・身体的損害としての慰謝料を支払済みであり、通院に伴う苦労は当該慰謝料に含まれて賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人が複数の持病を有していたこと及び避難生活中の複数の病院への通院状況等を踏まえ、支払済みの生命・身体的損害の慰謝料とは別に、日常生活阻害慰謝料の増額分として平成23年3月から同年9月まで月額3万円（合計21万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があることや、避難生活に適応が困難な客観的事実であって、同総括基準の定める他の増額事由と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の4

申立人は、避難した際の交通費〔質問事項回答書、電話聴取報告書〕の賠償を請求した。東京電力は、平成23年3月から同年8月までの間に申立人が複数回にわたり避難先を移動した際の交通費は直接請求手続において支払済みであり、この金額を超えて原発事故と相当因果関係のある損害は発生していないと主張して争った。パネルは、平成23年8月までに発生した避難交通費については支払済みであるとして賠償を認めなかったものの、それ以降の平成23年12月に申立人が避難先から南相馬市鹿島区に帰還した際の交通費の賠償を認める和解案を提示した。

### 1 事案の概要

公表番号	1873		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)において指定難病等の持病がある亡夫及び要介護の亡義母と同居していた申立人について、原発事故により亡夫ら2名を介護しながらの避難生活となったこと等を理由として、介護の実情に応じて、平成23年8月から平成26年1月まで月額3万円(義母の介護及び夫の介助)、平成26年2月から平成27年4月まで月額5万円(義母及び夫の介護)、平成27年5月から平成28年11月まで月額3万円(夫の介護)、平成28年12月から平成30年3月まで月額5万円(夫の要介護状態悪化。なお、別途月額1万円が東京電力に対する直接請求手続で賠償されている。)の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

### 2 基本情報

申立日	R3.9.1	全部和解成立日	R4.7.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		
業種			

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,860,000	H23.8~H30.3	※1
小計			2,860,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,860,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故時、避難指示解除準備区域(浪江町)において亡夫及び亡義母と同居していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、避難生活中に夫(国が定めた指定難病り患者)及び義母(要介護状態)の介護を行ったこと等を理由に〔指定難病医療費受給者証、介護保険被保険者証等〕、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において、申立人が夫の介護を行ったことによる精神的損害の増額分16万円(平成28年12月から平成30年3月まで月額1万円)を支払済みであり、既払金を超える損害の発生は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、義母及び夫の介護等の実情についての申立人の説明〔電話聴取書〕を踏まえて、時期による介護等の度合いに応じて、平成23年8月から平成26年1月までは義母の介護及び夫の介助を理由に月額3万円の増額を、平成26年2月から平成27年4月までは義母及び夫の介護を理由に月額5万円の増額を、平成27年5月から平成28年11月までは夫の介護を理由に月額3万円の増額を、平成28

年12月から平成30年3月までは要介護状態が悪化した夫の介護を理由に月額5万円の増額（ただし、上記の既払いの精神的損害の増額分16万円を控除する。）をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者や重度または中程度の持病がある者等の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の変難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1874		
事案の概要	<p>申立人ら(母、成人の長男及び次男)のうち、1. 申立人母については、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した後、亡夫(身体障害者等級3級、要介護4認定)の介護を行っており、夫に対する医療措置のために帰還できなかったことを考慮し、夫が死去するまでの避難継続の合理性を認めた上で、帰還時の引越し費用に加え、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成26年6月までの基礎分及び平成23年3月から平成26年6月まで介護を理由とする月額6万円の増額分(ただし、既払金を控除した額。)の賠償が認められ、2. 申立人長男については、住民票上の住所は福島県外であったが生活の本拠が旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)にあったと認定した上で、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月から平成24年8月までの基礎分及び家族別離を理由とする月額3万円の増額分の賠償が認められ、3. 申立人次男については、原発事故時、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の病院に入院中であったところ、原発事故の影響で福島県外の病院に転院し、福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことを考慮して、平成27年3月までの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成27年3月までの基礎分及び平成23年3月から平成27年3月まで障害及び疾病を理由とする月額3万円の増額分(ただし、既払金を控除した額。)の賠償が認められた事例。</p>		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の6(2)	第1の8(2)ウ(ア)
	第1の8(2)エ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.10.25	全部和解成立日	R4.7.13
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

### 申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H24.9~H26.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,220,000	H23.3~H26.6	※1
全部和解	帰宅費用	その他	177,706	H29.7	※2
小計			4,597,706		

### 申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※3
小計			2,340,000		

### 申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H24.9~H27.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,200,000	H23.3~H27.3	※4
小計			4,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,237,706
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（母）は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難したところ、①亡夫（身体障害者等級3級、要介護4の認定）の介護を行っており、一緒に避難した夫が避難先で病院に入院した等の事情から平成24年9月以降も帰還できなかったとして、同月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求し、また、②避難先において夫の介護をしたこと等を理由に日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、①については、申立人らの居住していた緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に指定が解除され、中間指針は避難者の精神的損害の賠償期間について平成24年8月末までを目安としており、申立人Aに対しても同月分まで支払い済みであること、夫の障害が原発事故からの既往症であったことに鑑みると、平成24年9月以降も帰還しなかったのは申立人Aの判断によるものであるなどと主張して争い、また、②については、夫が避難先の病院に入院して以降は、夫が病院において起臥寝食をしていることから、申立人Aが夫の介護を恒常的に行ったとはいえないなどと主張して争った。パネルは、①については、避難後に入院をした夫に対する医療措置のために申立人Aが避難を継続したことについて合理性を認め、申立人Aの日常生活阻害慰謝料として、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から夫が死去した平成26年6月まで日常生活阻害慰謝料の基本部分（月10万円）の賠償を認め、また、②については、申立人Aが、夫が病院に入院して以降も、食事の介助等のため毎日病院に通っていたこと等を考慮し、夫の介護を恒常的に行ったこと等を理由に、平成23年3月から平成26年6月まで月6万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償（既払金18万円を控除）を認める和解案を提示した〔診断書、電話聴取事項報告書〕。

中間指針第3の6Ⅳ②は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体または精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の4

中間指針第3の4に基づき、平成29年7月に申立人A（母）及びB（長男。追加申立て）が帰還するに当たり要した引越費用の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3〔避難等対象者〕、中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（長男）は、①原発事故時、住民票は福島県外にあったが、生活の本拠は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）にあり、避難等対象者にあたると主張し、また、②亡父が避難先で病院に入院したことより亡父との間で家族別離が生じたこと等を理由に日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、住民票等の客観的資料により申立人Bの生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）にあったことを確認することができず、申立人Bに日常生活阻害慰謝料の賠償を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人の説明〔電話聴取事項報告書〕を踏まえて、①については、原発事故時、申立人Bの生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）にあったことを認定し、また、②については、亡父との間で家族別離が生じたこと等により申立人Bが被った精神的苦痛が通常の避難者と比べて大きかったと判断し、平成23年3月から平成24年8月まで日常生活阻害慰謝料の基本部分（月10万円）及び家族別離等を理由とする増額分（月3万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、避難等対象者の範囲について、原発事故時、対象区域内に生活の本拠としての住居があり、原発事故が発生した後に対象区域から同区域外へ避難のために立退き等を余儀なくされた者としており、避難等対象者について、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C（二男。追加申立て）は、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院中であり、原発事故の影響で福島県外の病院に転院したところ、①福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことから平成24年9月以降も帰還できなかったとして、同月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求し、また、②障害及び持病がある状態で避難したことを理由に日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、①については、申立人らの居住していた緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に指定が解除され、中間指針は避難者の精神的損害の賠償期間について平成24年8月末までを目安としており、申立人Cに対しても同月分まで支払い済みであること、原発事故時入院していた病院が平成24年8月よりも前に入院業務を再開していること等に鑑みると、平成24年9月以降も帰還しなかったのは申立人Cの判断によるものであるなどと主張して争い、また、②については、東京電力は、直接請求手続において平成23年3月から平成24年8月まで要介護者加算分の月額1万5000円を支払い済みであるなどと主張して争った。パネルは、①については、申立人Cの病状等を踏まえて、申立人Cが平成24年9月以降も転院先の福島県外の病院での入院生活を継続したことについて合理性を認め、申立人Aの日常生活阻害慰謝料として、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から平成27年3月まで、日常生活阻害慰謝料の基本部分（月10万円）の賠償を認め、また、②については、申立人Cが障害及び疾病がある状態で避難したことを理由に、平成23年3月から平成27年3月まで月3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償（既払金27万円を控除）を認める和解案を提示した〔診断書、電話聴取事項報告書〕。

中間指針第3の6IV②は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の

1 (2) Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体または精神の障害があること、重度または中程度の持病があること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

### 1 事案の概要

公表番号	1875		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から平成24年4月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成25年8月に県外に避難した申立人ら(母、未成年の子)について、平成25年8月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、各避難費用(交通費、宿泊費、引越費用、一時立入費用)、生活費増加費用(家財道具購入)、避難雑費(平成24年4月から平成27年3月まで)及び検査費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)エ
	第10の2(3)ク		

### 2 基本情報

申立日	R4.1.11	全部和解成立日	R4.7.15
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

### 3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	69,600	H24.4~H25.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	86,850	H25.7~H25.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	27,800	H25.7~H25.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	787,200	H25.8~H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	75,000	H25.7~H27.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	25,900	H27.2~R3.12	※1
全部和解	避難雑費		410,000	H24.4~H27.3	※1

小計 1,482,350

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,482,350
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第3、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人A(母)及び追加申立てをした申立人B(子)は、単身赴任中の夫(平成26年4月に離婚)と離れ、母子のみで自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していたところ、申立人Bの小学校卒業を待って避難することとしたが、申立人Aの実父(自主的避難等対象区域である田村市に居住)が入退院を繰り返すなどしていたことから、ひとまず実家に転居し、実父の状態が落ち着いてから平成25年8月に県外に避難し〔引越しサービス申込書〕、その後も申立人Aは、実父を気遣い、田村市の実家にたびたび赴いていた〔高速バスの領収証〕と主張し、避難費用、生活費増加費用、実家への一時帰宅費用のほか、甲

甲状腺検査費用〔健康診断費用の領収証〕などを請求した〔以上全体につき陳述書〕。東京電力は、原発事故から1年以上が経過した後の2度の転居に自主的避難としての相当性を認めることは困難である、あるいは、県外への転居は移住であるから、この転居時をもって自主的避難は終了したなどと主張して争った。パネルは、2度の避難のいずれについても原発事故と相当因果関係があるものと認め、①避難費用として、2度の転居に係る交通費、2度目の避難時の賃借物件の初期費用、同じく2度目の避難時の引越費用、実家への一時帰宅費用（年3回、2人分）、②生活費増加費用として、家財道具購入費用、③甲状腺検査費用、④避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人は、妥当な額の精神的損害に対する賠償を請求した。東京電力は、原発事故と相当因果関係のある精神的損害は賠償済みであり、また、平成24年9月以降についてはこれを認めるべき「特段の事情」がないなどと主張して争った。パネルは、既払額を超える精神的損害を認め難いとして、これを和解案の対象外とした。

### 1 事案の概要

公表番号	1876		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自身が役員を務める宗教団体の支部(いわき市所在)の活動に関連して定期的に同支部へ通う生活を送っていた申立人について、原発事故により国道6号が通行止めになったことに伴い交通路変更を余儀なくされたことにより生じた交通費の増加費用が賠償された事例		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

### 2 基本情報

申立日	R4.2.18	全部和解成立日	R4.7.22
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		
業種			

### 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	326,128	H23.4~H26.9	※1

小計 326,128

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	326,128
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

#### ※1 中間指針第3の2

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自身が役員を務める宗教団体の支部(いわき市所在)の活動に関連して定期的に(月4回程度)同支部へ自家用車で通う生活を送っていたところ、原発事故により国道6号が通行止めになったことに伴い交通路の変更を余儀なくされたことにより同支部(同支部の周辺地を含む。)へ通う際の交通費(ガソリン代)に増加が生じたとして、その増加費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人の請求は生活費増加費用の請求にあたるどころ、生活費増加費用については精神的損害の賠償に含めて支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人からの説明〔電話聴取書等〕を踏まえ、申立人の請求する交通費の増加費用が精神的損害とは別に賠償されるべきものであると判断して、平成23年4月から国道6号が通行可能になった平成26年9月まで月4回分(ただし、平成23年4月及び平成26年9月については期間が約半月であるので、それぞれ2回分)の交通費の増加費用(1キロメートルあたり22円のガソリン単価に国道6号が通行止めになったことにより増加した距離を乗じて得られた金額)を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等に

よる生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

## 1 事案の概要

公表番号	1877		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人について、東京電力に対する直接請求手続で生命・身体的損害として通院慰謝料等が認められていたが、加えて、いわゆる母子家庭で小学生の子4名(12歳、11歳、9歳、7歳)を連れての避難生活であったこと、避難生活中にうつ状態になったことを踏まえ、日常生活阻害慰謝料の増額として一時金80万円が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

## 2 基本情報

申立日	R3.8.24	全部和解成立日	R4.7.27
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

## 3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	800,000	一時金	※1
小計			800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

### ※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、帰還困難区域(大熊町)に居住していたところ、原発事故後の避難により、うつ病になり、糖尿病や逆流性胃腸炎も併発し、未だに完治せず、服薬している状態にあるため、仕事も限られた状態にあるとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとまでは言えないなどと主張して争った。パネルは、申立人は、いわゆる母子家庭で小学生の子4名(12歳、11歳、9歳、7歳)を連れての避難生活であったこと、避難生活中にうつ状態になったことを踏まえ、日常生活阻害慰謝料の増額として一時金80万円を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、避難生活に適応が困難な客観的事実であって、重度または中程度の持病があること等と同程度以上の困難さがあるものがあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

### ※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目(中間指針第3の8)

申立人は、原発事故に起因する疾患による就労不能損害についても請求したが、これを認めるに足る資料は提出されなかつたため、パネルは、和解案の対象とはしなかつた。